

九州共立大学経済学部紀要

第 117 号

2009 年 7 月

目 次

論 文

- 経営多角化に関する一考察 石 坂 庸 祐 … (1)
 —「制御の論理」と「飛躍の論理」—
- 中日教育近代化の比較研究 斬 君 … (17)
 —成果差異を導いた原因分析—
- 日本の家庭内暴力における被害者権利のためのオンライン法律援助 Manning Li … (35)
 Stephen P. Smith
 徐 陽
- リスクと不確実性の下でのチキンゲーム 水 戸 康 夫 … (59)
 進 本 眞 文
- 実践的経営教育に関する一考察 八 島 雄 士 … (71)
 —プロジェクト・ベースド・ラーニングの効果について—
- 税法原理Ⅶ 弓 削 忠 史 … (83)

経営多角化に関する一考察

—「制御の論理」と「飛躍の論理」—

Corporate Diversification: The Logic of Control and The Logic of Leap

石坂庸祐

1、はじめに

近年、企業戦略の現状を見ると、コア能力あるいはコア事業への絞込みを行い、一方で非コア・不採算事業を撤退・売却によって切り離す、いわゆる「選択と集中」がベストな選択として話題に上ることが多い。身の丈に合わない、行過ぎた多角化の見直しや結果のでない不採算事業を切り離す一方で、コア能力・事業に資源・コミットメントを集中するという選択はきわめて「自然な策」と言ってよいだろう。こうした傾向は1990年代のバブル崩壊以後から現れ始め、さらに直近のサブプライム・ショックを発端とする世界同時不況の中でよりいっそう加速している感がある。

こうした時代の趨勢の中で、いわゆる「経営多角化」という戦略的打ち手は、その有効性を著しく弱めているように見える。例えば、「コングロマリット・ディスカウント」、すなわち高度多角化企業はまさに「高度に多角化している」という形態的特徴そのものを理由として、株式市場での評価を割り引かれる現象が指摘されている。また、実際に「選択と集中」を体現する、いわゆる「専業型」企業との比較においても、一般に高度多角化企業の利益率は低い傾向にあると言われている (cf. 三品, 2006; Raynor, 2007)¹。さらに、理論家による言及においても、おおむねこうした状況を反映しながら、経営多角化が正当化されるために必要とされる厳しい諸条件の提示や安易かつ過剰な多角化を戒めるための「落とし穴」、「罠」の存在が指摘されている (cf. Goold&Campbell, 1998)。総じて、多角化という戦略的打ち手は、適切な制約の下で厳しく「制御」されなければならない存在と見なされる傾向にある。

しかしながら、一方で多角化の本質・価値はそうした制約を乗り越えた「飛躍」によって発揮されるとする見解がある。それは、「ダイナミック・シナジー」と呼ばれる概念を中核として、企業の長期的な将来を見据えた資源蓄積を重視するものであり、ときに「制御」の論理からは正当化されない特徴を持った多角化の有効性を主張する。もちろん、そうした「飛躍」には相応の(制御の論理ができる限り排除しようとした)リスクが伴う。しかしにもかかわらず、それが正当化されるべき価値を持つのは、あえて「分りにくい、自明でないシナジー」を追求することが

生み出す資源蓄積上の独自性こそが、持続的な競争優位性を企業にもたらすからであるとする。

我々は、現在に至る経営多角化に関する数々の論及において、以上のような2つの異なる方向性が並存してきたと見ている。すなわち、経営多角化の推進に制約を課し、過剰な動きに対しては常に‘ブレーキ’をかけようとする「制御の論理」と、むしろときに制約を度外視した‘加速’を促す「飛躍の論理」である。本稿では、まず多角化の必要十分条件(第2章)、及び‘多角化の落とし穴’(第3章)に言及し、一方の「制御の論理」について明らかにする。続いて、他方の「飛躍の論理」としての「ダイナミック・シナジー」に言及すると共にそれに伴う‘飛躍のリスク’について検討する(第4章)。最後に、一見相容れないように思われる2つの主張を長期的な企業成長のダイナミズムの中に位置づけて考えることにより、実は両者がそれぞれの役割を担いながら、決して矛盾のない‘意味のある並存関係’にあることを示す(5章)。

2、多角化の必要十分条件

(1) 多角化の必要条件①—必要資源の裏づけ(余剰)と肥沃な「立地」

経営戦略の代表的論者の一人であるR.M.Grant(2007)は、多角化戦略が成長、リスクの低減(分散)、そして収益性の三つの目標によって推進されるとしている。すなわち企業組織は、規模および業容の拡大による成長、また分散型の事業ポートフォリオ組成による全社レベルでのリスク低減(分散)を意図して、さらに成長産業への新規参入による高い収益性の獲得を目指して経営多角化を遂行する²(Grant, 2007[邦訳2008]:557-562)。

そこで、さらなる企業成長とリスク分散という目標を実現するための多角化推進を考えてみると、まずその最低レベルの必要条件として、企業組織は新規多角化事業の立ち上げ、また当該新規事業の所属産業における競争優位の実現を可能とするのに十分な資源の裏づけを持っていなければならない。かつて、E.T.Penrose(1959)が指摘したように、企業成長(のための多角化)の主要な動機の一つには「未利用資源の有効活用」があり、いわばそうした余剰資源は成長の原資となりうる。また、新規事業が一定の競争優位性を確保できずに長期にわたって低業績に甘んじるようであればリスク分散という目的を達成することはできない。仮にスタートアップ後の資源・能力の蓄積は順次おこなわれていくとしても、既存事業から当該新規事業への利用可能な(重要かつユニークな)資源・能力の投入・移譲が可能であれば、競争上大きなプラスとなりえよう。そして、それは競争優位の主要な源泉として資源・能力の蓄積・活用に注目する「資源・能力ベースの戦略論」の主張とも重なる(cf. Barney, 2002)。

しかしながら、経営多角化の推進には、企業の内部的な能力・資源の裏づけ(余剰)の存在や利用可能性のみならず、新規参入する業界そのものの魅力度も大いに影響を及ぼしうる。すなわち、業界そのものが衰退、あるいは成長可能性が低いのであれば、有用な資源・能力の投入をもってしても、成長・リスク分散はもちろん、特に第3の目標である「収益性」の向上を実現することはきわめて困難となる。例えば、戦略のポジショニング・アプローチを主導してきたM.E.Porter(1987)は、多角化が(株主)価値を創出する条件の一番手に「新規参入する産業は魅力的か、あるいはその可能性がなければならぬ」として、産業の魅力度をあげている(Porter, 1987:[邦訳]2007:60)³。また、日本企業の長期戦略動向を分析した三品(2006)は、小売業の成功条件として重要視される(店舗の)「立地」という言葉を意味的に拡張して、戦略全般に当

てはまる概念として提案している。すなわち、「豊かなポテンシャルに恵まれたという意味でビッグであるか、または競争がないという意味でユニークであるか、どちらかに該当すること」が望ましい「立地」の条件であり、主に利益率比較を基準とした日本企業の長期的な飛躍(安定)／停滞(凋落)の分かれ目はそれぞれの企業がその成長過程において実践した「立地」の選択眼の良し悪しにその主因があると主張している(三品, 2006:73)。

これらの新規事業の立ち上げ、及びその後の競争優位の源泉となりうる十分な資源の裏づけ(余剰)と高い収益可能性を持った肥沃な「立地」の存在は、多角化推進を正当化する最も基本的なレベルの条件と言いうるだろう。

(2) 多角化の必要条件②－シナジー、あるいは範囲の経済性－

前節の十分な「資源の裏づけ」と「肥沃な立地」の存在は、たしかに最も基本的なレベルの条件といえるが、より積極的に経営多角化の本質として語られてきたのは、複数部門を統括する有効なマネジメント・スキルや個別事業間の意味のある関連性(相乗効果)の存在であった⁴。そして、後者の「意味のある関連性」については、I.Ansoff(1965)の提起した「シナジー(相乗効果)」の概念、あるいは経済学出自の「範囲の経済性」の概念をもとに現時点においても多大な影響力を残す形で発展してきている⁵。

これらの概念は、経営多角化が有効な戦略として意味を持つ上で、(異業種にまたがる)個別事業間での資源や能力の共有の必要性・重要性を示している。そして、その共有の効果が、独立した2つの企業として各事業が営まれるケース($1 + 1 = 2$)に想定される以上の成果を何らかの(諸費用の低減を含む)プラスアルファの創出をもって生み出す場合($1 + 1 \leq 3$)にのみ経営多角化という選択肢が正当化されると考える。また、その際共有される(べき)ものは何かという論点については、資源・能力ベースの戦略論の主導によって、可視的な物的資源、諸種の活動の共有から経営・技術上のノウハウや事業経験・知恵などの不可視的の無形資源まで、様々なレベルの資源・能力がその対象となりうるものが指摘されており、中でも「コア・コンピタンス(中核能力)」の概念とそれに基づく関連多角化の優位に関する立論は、優良多角化企業の成功を説明する論拠の一つとして定着しているといえよう(cf.Hamel&Prahalad, 1994)。

そして、こうした事業間の「意味ある関連性」の議論を実証面でサポートしてきたものとして、関連－非関連スケールをもとにした多角化企業の成果に関する数々の分析がある。著名なものとしては、米多角化企業の調査から、「関連事業への多角化企業」が最も高い成果をおさめていることをはじめて示したR.P. Rumelt(1974)の研究、またわが国では吉原・佐久間・伊丹・加護野(1981)の日本企業の多角化戦略に関する精緻な分析があり、これらの研究を端緒として、過去40年数年余にわたり数々の実証研究が行われてきている。現実には、これらの厚みのある研究蓄積にも関わらず、業績と多角化の度合いに関する体系的な相関関係は確認されていない。しかしながら、一般に非関連化の方向性をもった多角化の度合いの増加が業績の悪化につながるという証拠が数多く提起され、おおむね関連多角化の優位が指摘される傾向にある(Grant, 2007[邦訳2008]:569)。

ただし、実証という意味では、こうした傾向に反して高い成果を残している非関連多角化企業、例えば米GEや3M(スリー・エム)といった数少ない例外が指摘されることがある。しかしながら、それらの例外企業についても、外見的な資源・活動の共有の不在をもってして「非関

連」と規定することはたやすいものの、その内実をつぶさに見てゆけばそこに重要な意味のある関連性、あるいは‘コア・コンピタンス’の共有を見出すことができる場合が多い⁶。ゆえに、「見かけ上の非関連多角化が、実は一種の関連多角化である」可能性は、常に考慮されるべきであろう (Barney, 2002[邦訳2003(中)]:78)。

(3) 多角化の十分条件—統治の経済性—

シナジーあるいは範囲の経済性の概念に象徴される事業間の「意味のある関連性」の存在は、経営多角化推進の本質的な要件として議論されてきたことは間違いない。しかしながら、近年の多角化に関する理論的展開において、シナジーあるいは範囲の経済性といった要素は、あくまで必要条件としての地位にとどまるものであり、それが真の多角化推進の条件、すなわち‘必要十分条件’となるためには、更なる条件(十分条件)を持って補完されなければならないことが指摘されている。その十分条件とは、「意味のある関連性」から得られる効用(経済性)を実現し維持していくうえで、「階層的統治」のほうがそれ以外の統治形態(中間的形態や純粋な市場による統治)よりも効率的でなければならないという‘制約’、一般に「統治の経済性」と呼ばれる条件である⁷。

そして、このような制約(十分)条件が必要となるのは、ある種のシナジーや範囲の経済性については、企業内部における階層的統治によってではなく、業務提携や事業協力といった独立した企業間取引でも実現することが可能であることによる (Barney, 2002[邦訳2003(下)]:64, Grant, 2007[邦訳2008]:565)。それは「意味のある関連性」に基づく成果の実現が階層構造・中間的形態・市場取引の中のどの統治構造下で行なわれるべきかという判断、いわゆる取引費用論のロジックを用いた(取引)統治構造間の相対的効率性の問題であること意味しており、その判断は多くの場合、意味のある関連性のカギとなる資源や能力の特性に依存する (cf. Williamson, 1985)。例えば、特許権や商標といった資源は、市場および中間的形態におけるライセンス供与等を通じて、しばしば効率的にその効用(報酬)を得ることが可能であろう。しかし一方で関連性の核となる資源や能力が、例えば当該企業の経営システムや企業文化と不可分に結びついたものであったり、また、いわゆる「取引特殊的投資」を伴うがゆえに容易には市場取引や中間的形態においてその成果を回収することが困難なケースでは、企業内部の階層統治下でその成果を追及することが適切な選択となる (Barney, 2002[邦訳2003(下)]:66-67; Grant, 2007[邦訳2008]:566-567,)。そして、それは暗に多角化推進が正当化されるためには、(他社が保有困難な)企業に‘特有’の資源・能力が「意味のある関係性」の‘コア’として関わっているケースに限定されることを示唆しているのである。

また、取引費用論のロジックに基づく議論は、多角化企業がいわゆる株式市場(外部資本市場)に対する(統括本社による)「内部資本市場」を構成する存在であることに焦点を当てる。このとき、外部の投資家(株主)の立場から多角化が正当化されるのは、言うまでもなく独立した複数企業に分散投資する以上の便益を同様の事業を傘下に持つ多角化企業への投資から得られる場合であることは容易に想像できる⁸。そして取引費用論のロジックに従えば、その便益とは人間の機会主義的行動を前提とした‘監視のためのコスト’の低減(正確には、部門を監視するために本部が負担するコストと本部を監視するために株主が負担するコストの合計が、株主が個々の部門(独立企業)を個人で監視するコストを下回る場合)ということになる (Raynor,

2007 [邦訳]2008:392)。しかしながら、現代の特に情報面で発達してきている株式市場においては、市場を通じた分散投資を実施する株主個人の負担する監視コストはかなり引き下げられてきていることは間違いない。

ゆえに、「統治の経済性」という基準から見ると、資源市場および資本市場が一定の発達を遂げた現代において、多角化推進が正当化されるケースは実際にはかなり限定されたものにならざるをえないという結論が導かれるのである。

3、経営多角化の落とし穴

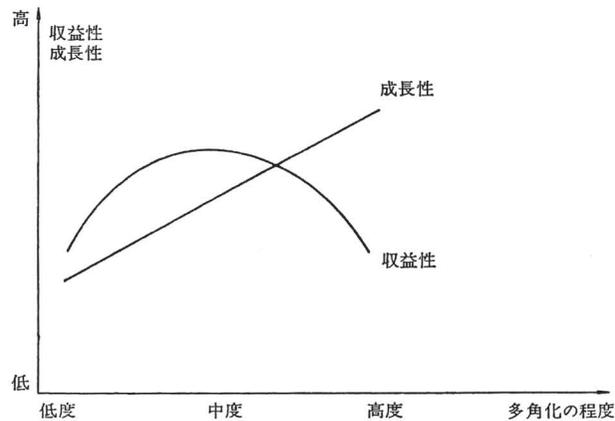
(1) 成長性と収益性のトレードオフ

我々は、多角化推進が理論的に正当化される‘必要十分条件’について指摘してきたが、一連の必要十分条件をすべて満たさなければならないとすれば、おそらく現実の多角化推進の余地はかなり限定されたものとなることが予想される。そして、さらにこうした諸条件が積み上げられてきたプロセスの中で、長らく多角化推進の主要な誘因とされてきた「企業成長」と「リスクの低減(分散)」については、多角化を正当化する真の要因とはなり得ないと見なされる傾向が生まれている。

まず、後者の「リスクの低減」については、上述のように、株式市場に参加する投資家が保有可能な情報の量・質がかなりの程度改善された現在では、企業に当該目標の達成を委ねるまでもなく、株主自身が分散型のポートフォリオを作成することによって自らより低コストで遂行することが可能である。そして、「企業による多角化のコストのほうが個々の投資家のリスク分散のコストよりも低い」といったケースは通常考えにくいのが実情である(Grant, 2007[邦訳2008]:558)。さらに、前者の「企業成長」については、特に近年の株主重視の世界的な影響の下で、よりその重要度が増している「収益性」と矛盾する傾向があることが指摘されている。例えば、すでに吉原他(1981)は、日本企業の多角化に関する実証研究をもとに、こうした矛盾を「成長性と収益性のトレードオフ」と呼び、以下のように述べている。すなわち、

「さまざまな企業の意思決定において、収益性(とくに短期の収益性)と成長性とは時として矛盾しがちな目的であるとよくいわれる。収益性の高さは成長性を若干なりとも犠牲にしなければ得られず、また成長性を高くすることが収益性の犠牲の上ではじめて可能になることはよく見られる事実である。そのような両者のトレードオフ関係が、多角化戦略についてもやはり存在することがわかった。」(吉原他, 1981:241-243)

そして吉原他(1981)では、「抑制的」な多角化が収益性の点で最良のパフォーマンスを上げるのに対して、成長性の点で最良のパフォーマンスをもたらすのは「積極的」な多角化であるという実証結果が抽出されている(吉原他, 1981:184)。

(図3-1) 成長性と収益性のトレードオフの概念図⁹

(出所) 吉原他『日本企業の多角化戦略』(1981)、181頁。

この「成長性と収益性のトレードオフ」の存在は、株主にとって多角化が企業(株主)価値を破壊する暴挙となる、少なくともそのように見えてしまう可能性を暗示している。すなわち、経営幹部は株主との情報格差を利用して、自らの権限・便益を拡大するために収益性を軽視(あるいは度外視)した成長を追及するインセンティブを有する傾向があり、また、そうした成長追求の結果として、業容拡大による経営者の注意・コミットメントの分散、あるいはリスク分散により安定が確保されているという思い込みが、経営者にあくまで競争しているのが多角化企業全体でなく部分である個々の事業であることを忘れさせてしまうかもしれない(Porter, 1987: [邦訳]2007:60)。これらの事態が現実のものとなると、少なくとも情報面で無防備な、あるいは短期的収益にのみ関心を持つ株主から見れば、多角化という戦略的打ち手は最高経営責任者とその戦略スタッフによってなされる「最大の価値破壊の源」に堕しかねない行為となりうるだろう(Grant, 2007[邦訳2008]:552)。そして、このような事態に対する‘予感’こそが株式市場におけるコングロマリット・ディスカウントの根拠となりうることは言うまでも無い。

(2) シナジーの罠?

多角化は、価値を生む戦略であると同時に、一方で企業価値を破壊する源泉ともなりうる。その分かれ目は、前出の吉原他(1981)に基づけば、「抑制的な」中程度の多角化が最も収益性が高いという点で、‘ある特定の水準を超えた’過剰な多角化へと足を踏み出した時点ということになる。問題は、その危険水域の境界線がどこにあるのかについて、明示的な線引きや正しい解が存在するわけではないことである。むしろ、企業組織は多かれ少なかれ成長拡大への自然な欲求を持つものであり、比較的容易に危険水域に至る境界線を踏み越えてしまう危険性を持っていると考えなければならないだろう。

そして、近年こうした多角化の‘危険水域’へと企業を導く要因、あるいは現象として指摘されているのが「シナジーの罠(synergy trap)」である。それは、多角化が価値を創出する源泉

と見なされていたシナジー(意味のある関連性)がむしろ価値破壊を引き起こす元凶ともなりうることを示唆している。そして実際、企業組織(の経営者)が安易にシナジーの可能性を発見し、その実現に踏み出してしまいがちなことには、もっともな理由が存在する。

加護野(2004)は、多角化のメリットの一つは、企業の内部に不断に蓄積される経営資源を使うことができる点にあるとし、他社との競争を含む事後的な運営に入る前の事業開始段階におけるシナジーの実現のしやすさにこそ「罨」が潜んでいると指摘している。すなわち、既存のある分野で身につけた知識・技能は容易に他分野に転用できる場合も多く、企業は比較的容易に新しい事業を追加していくことができる。そして、それは当然、これらの資源・技術をゼロから作り出さなければならない他企業に比べ有利である。ゆえに企業は自然体で多角化してしまう傾向があり、結果として、厳密な事業の将来性評価と取捨選択が働かず、必要以上に多角化してしまいがちになる(加護野, 2004:8)。

またGoold & Campbell(1998)によれば、企業(経営者)にとって、価値創出の可能性のあるシナジーの存在・追求は、投資家に対する説明上、業容拡大のきわめて正当な根拠となりやすい。さらに、経営者の立場からすれば、事業間での協調や標準化、その他の有効な関係構築を促進できなければ、自らの役割を果さなかったことになるという強迫観念を抱かせることすらありうる。ゆえに、経営者はシナジーの実現こそ自らの責務だと信じやすい傾向があるために以下の4つの偏見に陥りやすいという(Goold & Campbell, 1998 [邦訳] 2002:98-99)。

- ①シナジー・バイアス(シナジーの効果を過大評価し、それにかかるコストを過小評価する傾向)
- ②ベアレンティング・バイアス(自分が事業ユニットを協力するようおだてたり、反対にせついたりしてやらないと、シナジーを実現できないという思い込み)
- ③スキル・バイアス(シナジーの実現に必要なノウハウはすべて社内調達できるという思い込み)
- ④楽観バイアス(シナジーのもたらす潜在利益にばかり目がいき、機会コストなどのマイナス面を看過する傾向)

以上4つのバイアスのために、企業(経営者)には、発見されたシナジーが実際よりも魅力的に映り、簡単に実現できると思い込む。そして、その結果、必死にシナジーを追求しようとして、愚かな決定や投資を断行してしまうという。

これらのシナジーの罨に関する見解は、あくまで可能性レベルの問題にすぎない(つまり、すべての企業・経営者に必ず当てはまるわけではない)。しかしながら、シナジーは企業(経営者)を引きつける大きな魅力をもった価値創出の本源的基礎であるだけに、その論理は暴走しやすく、それに従う多角化推進は、リスク低減(分散)といった目標とは正反対の「きわめてリスクの高い一手」となりかねないことは十分に認識しておくべきだろう。

4. 経営多角化と企業成長のダイナミズム

(1)「ダイナミック・シナジー」という「飛躍」

これまで述べてきたように、多角化戦略に関する近年の理論的・実証的な言及は、(ある程度

時代の潮流を反映しながら)多角化のプラス面よりもマイナス面、あるいはリスクを強調する傾向にある。そして、それに従うならば、理論上許される多角化推進の余地はきわめて狭い限定されたケースに絞られるはずである。

しかしながら、長期的な企業成長および存続を前提とするとき、いずれ直面せざるをえない既存事業の成熟化・衰退化への対処において、多角化という選択肢を欠くことはできない。また、現実の経営多角化は必ずしも既述の『必要十分条件』に厳密に沿ったものばかりのように見え(ゆえに失敗も多いという立論も成り立つが)、さらにきわめて少数であるとはいえ、一見したところ既述の『条件』に(部分的に)当てはまらないにもかかわらず、成功を収めている‘例外的’ケースも存在する。ここでは、いわゆる『条件』に(一部)拘束されない形の多角化のあり方について見ておきたい。それは多角化の本質としてのシナジーを静的あるいは共時的ではなく、動的あるいは異時点間で実現可能なものと見なす考え方、すなわち「ダイナミック・シナジー」の論理である(吉原、1986;伊丹、2003)¹⁰。

では、事業の関連性を「動的に捉える」とは、いかなる意味なのだろうか。それは、経営資源の「蓄積」を関係のカギとして、現在の多角化と‘次期’の多角化を関連づける見方を指している。具体的には、現在の多角化で特定の事業分野を選択・進出することにより、そこで経営資源が蓄積され、また、その経営資源の一部が次期の経営資源のストックを形成し、さらにその経営資源のストックが将来の多角化分野の選択につながっていくと考える(吉原、1986:14)。すなわち、そこには事業選択→資源蓄積→事業選択…という連鎖が存在する。そして、こうした「連鎖」を理想とし、また前提とするならば、企業は多角化推進の意思決定において、事業分野の成長性・魅力や現時点で想定される共時的なシナジーを度外視しても、むしろその事業を行なうことによって形成される資源蓄積の有無・有効性を重視すべきということになる¹¹。そしてさらには、将来のダイナミック・シナジーの実現、より厳密には将来の資源蓄積のために、あえて(現時点では)「資源の裏づけを欠いた戦略をとるべき」というかなり理不尽とも思えるような命題すら成り立つのである(伊丹、2003:316)¹²。

こうしたダイナミック・シナジーの論理を実証面で支えているのは、現実の企業事例、特に日本企業の成長パターンである。元来、多角化が象徴する事業領域拡大の方法論としては、①自社の顕在的・潜在的な強みを活かして特定の市場領域を狙うアプローチと②ポテンシャルの高い市場領域を見極めたのちに自社資源を集中投下して参入するアプローチの二つがあり、このとき成功している欧米企業が後者を選択するケースが多いのに対して、日本企業の多くは、前者の立場、すなわち自社の強み(資源蓄積)を梃子とした事業拡大を志向してきたとする指摘がある(伊藤&須藤、2004:17-18)。

さらに象徴的な事例を挙げるとすれば、こうしたダイナミック・シナジーを実現した代表例として引き合いの多いキヤノンのケースがある。キヤノンは、もともとカメラを軸とした光学機器メーカーであったにも関わらず、その成長過程においてシンクローダーや電卓など光学事業とは一見無関連の事務機分野に進出している。結果として、これらの多角化事業は大失敗に終わったが、しかし両事業がもたらしたエレクトロニクス技術の蓄積こそが、後の主力事業となるプリンター、デジタルカメラ事業の成功をもたらしたといわれている。そして、こうした一見関連性が見えない多角化こそが、光学技術を核とした事業に固執したニコンやオリンパスなど他の光学メーカーがなし得えなかったキヤノンのダイナミックな発展を導いたと

される(吉原他、1986:160;三品、2006:86)。

たしかに、シンクロリーダーや電卓など事務機分野への多角化は、特にその事業そのものの結果から見て、厳密な「多角化の必要十分条件」の制約の下では、けして肯定されるべきものではなかったであろう。しかし、その後実現されたダイナミック・シナジーは、まさに事業分野の成長性・魅力や現時点で想定される共時的なシナジーを度外視しても、その事業を行なうことによって形成される資源蓄積の有無・有効性を重視すべき場面がありうることを示唆しているのである。

そして、こうしたダイナミック・シナジー追求という「飛躍」が必要とされることには長期的な収益源の創出・確保とともに、もう一つの重要な理由がある。すなわち、ほとんどの大企業が何らかの形で多角化を図り、実質的には多角化企業同士の競争が行なわれている中で、多角化そのものはけして稀少な戦略とはなりにくい。またそれは同時に、厳密な制約の下で正当化された「わかりやすいシナジー」の追求は、その実現の容易さとは裏腹にすでに決定的かつ持続的な他者との差別化要因とはなりえないことを意味している(Barney、2002[邦訳2003(下)]:108-109;三品、2006:87)。ゆえに、「分かりにくいシナジー」、他者から(‘完全なる確信’はないと言う意味で自社にとってすら)「自明でないシナジー」をあえて追求するというダイナミック・シナジー論的「飛躍」は、こうした戦略上の稀少性を生み出すという意味で重要な意義を持つ。そして、高度な先見性と資源蓄積過程の適切なコントロールといった点で企業家(経営者)の手腕を問われる、こうした「飛躍の論理」の実践は、多角化推進の正当な目標として従来位置付けられてきた「企業成長」や「リスク低減(分散)」が意味を失いつつあるといわれる中で、真に正当化されるべき経営多角化の一形態となりうる可能性を持っているかもしれないのである。

(2)「飛躍」のリスク

ダイナミック・シナジー論的「飛躍」は、それが成功すれば企業の長期的成長・生存に貢献することは間違いない。しかしながら当然、こうした「飛躍」には相応のリスクを伴う。何より、ダイナミック・シナジーの論理が完結し成果を生むまでの長期の文脈は、正確に読みづらいがゆえに、ダイナミック・シナジーを事前に計画的に追求することは非常に難しいことが予想される。この点については、ダイナミック・シナジーを多角化遂行の論理の中心に据えるべきであると主張した吉原(1986)も示唆しており、同書で紹介された前出キヤノンを含む企業事例(5社)もすべて実際には(意図せざる)事後的なダイナミック・シナジーとなっている¹³。それは、ダイナミック・シナジーの実現可能性に関する事前の判断が、予想される成果に対する期待が大きければ大きいほど、安易すぎる新規事業分野への進出という、まさに「多角化の落とし穴」へと企業を導きかねないリスクを常にはらんでいることを意味している。

しかしながら、他社との決定的かつ持続的な差別化要因となりうる「わかりにくいシナジー」、事前には「自明でないシナジー」の実現による飛躍は、大いに魅力的であり、また既存事業の成熟化に苦しむ企業にとっては必要不可欠な選択肢ともいえる。では、こうしたリスクを回避する、少なくとも最小限に抑えることができるような方法はあるだろうか。

その現実的な解の一つは、例えばRaynor(2007)が主張する、いわゆるリスク・オプションの概念を応用した「戦略オプション・アプローチ」がありうる。この「戦略オプション」の考え方

では、長期的な事業領域の成長可能性に関する不確実が高い場合に明確な新規事業への進出(多角化)という形をとらず、むしろリスクの限定された他社への資本参加や提携といった形でオプション(選択権)を構築し、Raynor曰く「戦略的柔軟性」を確保することが推奨される。そして、当該オプションの将来性が見え始めた段階で有望な事業については買収・合併あるいは内部成長によって取り込めばよい。こうした「戦略オプション」の構築は、新規事業への完全なコミットメントに至るまでの時間的余裕を企業にもたらし、予測しがたい事後的なシナジーを一部事前に取り込んだかたちでの意図的な追求を可能とするだろう(Raynor, 2007 [邦訳]2008)¹⁴。

しかしながら、将来の見通しを得ることの難しい、より長期の文脈においては、(リスクの克服よりも)むしろリスクを積極的に回避すること、すなわち成長への強い意欲を時には抑制して、あえて‘低成長’を受け入れることのほうが現実的といえるかもしれない。実際、多角化戦略に言及する論者の中には、将来的な飛躍のための低成長をあえて許容すべきとする見解は少なくない。

例えば、ダイナミック・シナジーの論理を提示した吉原他(1981)は、理想的な企業成長の長期的なプロセスが、連続的な「飛躍」の積み重ねではなく、過小な多角化(環境の豊かさを余裕を持って使い、経営資源も未利用な部分の発生を許す)で収益を高める時代と過大な多角化(環境の提供する機会を十二分に使い、時には経営資源が不足気味になるほどの多角化)で成長を目指す時期を交互に繰り返す「ジグザグの成長経路」であることを示唆している(吉原他, 1981: 261)。

また、Campbell & Park(2005)は、技術やビジネスモデルにおけるイノベーションや創造性に対する‘過剰な期待’が招く「無限の成長という妄想」を批判し、新規事業への「賭け」よりも、あえて低成長を選ぶべき時期や環境がありうると主張している(Campbell & Park, 2005 [邦訳]2006(下):138-139, 200-201)¹⁵。さらに、Zook (2001, 2007)は、「安易なコア事業の放棄、コア事業の成長余地に対する過小評価、あるいは過剰な事業拡大を行い、それまで強力であったコア事業の勢いを止めてしまうこと」の危険性について強調し、やはり「成長のための縮小(Shrink to grow)」が適切な選択肢となりうるケースがあることを指摘している(Zook & Allen, 2001 [邦訳]2002:22; Zook, 2007 [邦訳]2008:81, 227, 240)¹⁶。

これらの見解が、「飛躍」を成し遂げるためにこそ、その前段階として身をかがめ、慎重に自社の資源蓄積・コア事業のあり方とともに進出すべき新規事業領域を見定める行為と時間の必要性・重要性を示唆していることは明らかであろう。そして、さらにその根底にあるのは、あえて「飛躍」を試みるほどに飛びつく価値のある「肥沃な立地」、いいかえれば企業に豊穡かつ新たな利益機会をもたらす‘ブルー・オーシャン’は、他社との競合のなかでそれを‘ものにする’可能性をも含めて、むしろ「めったに存在するものではない」という共通認識なのである¹⁷。

5、終わりに

我々は、多角化戦略をめぐる展開されてきた論及に見られる2つの異なる方向性、すなわち「制御の論理」と「飛躍の論理」の双方について論じてきた。一方の「制御の論理」は、過剰な多角化の危険性について警告し、その推進に‘ブレーキ’をかけようとする傾向を持つ。他方、「飛

躍の論理」はときに「制約」を度外視した‘加速’こそが企業の持続的な成長・優位を導くと主張する。ゆえに、二つの論理は、明らかに相反する主張を展開しているように見える。

しかしながら、前章後半の議論から、両者はけして対立関係にあるわけではないことは容易に予想されるであろう。なぜなら、企業にとっての「飛躍」の機会はそもそも事前の予測が難しく、むしろ「めったに遭遇することのない」ものであるならば、企業(経営者)にとって、(安定軌道にある)通常期には、多角化の落とし穴を避けるためにできる限り慎重に、ときに低成長をあえて許容する姿勢すら持ちながら、じっくりと機会を見定める「制御の論理」に従うことが適切となろう。ただし、いったん飛躍の好機であることを確信したならば、一歩足を踏み出すことに躊躇すべきではない。なぜなら、そうした飛躍こそが、企業の長期的な命運を左右し、また多角化企業としての真の競争力、創出価値の源泉となる可能性を秘めていると考えられるからである。また、それは来るべき‘飛躍の機会’に備えた余力を蓄えるための「制御の論理」に従う期間の重要性をも示唆しているのである。

以上が、本稿において我々がたどりついた、さしあたりの結論(仮説)ということになる。しかしながら、多少の失敗や低成長を許容すべきとはいえ、長期的なスパンで見ても「めったに遭遇できない」ような飛躍の機会を数々の‘多角化への誘惑’の中からいかにして見定めればよいのか。直近では、「インターネット時代」のさらなる進化を予見し、それに関わるソフト(映画、ゲーム、金融等)とハード(テレビ、ゲーム機、PC等)の両面を囲い込むという、まさに(積極的な多角化を通じた)‘ダイナミックな飛躍’を試みたソニー社の事例がある。しかし、その結末は、本来のコア事業たるエレクトロニクス事業の弱体化など様々な問題が指摘され、現時点でも苦境が伝えられている。その失敗の原因は、飛躍の構想そのものにあつたのか。それとも、飛躍のタイミングの問題なのか。はたまた、飛躍のオペレーショナルな面での進め方に問題があつたのか。いずれにしても、長期的な企業成長のダイナミズムの形成に重大な影響を与えるはずの「飛躍の論理」については、その失敗事例も含めて、今後さらに検討すべき課題は多い。

また、本稿では考察の主眼を経営多角化という戦略的打ち手を貫く‘論理’の検討においたため、戦略実行の支えとなる「組織」の問題にあえて言及しなかった。多角化企業の戦略と組織(の関係性)のあり方は、それ自体が必要不可欠な論点であると共に、近年、全社の要となる本社の役割(Collis, Young&Goold, 2007;加護野他, 2006)や強いコア事業を持つことの意義(加護野, 2004)など、有力かつ興味深い議論が展開されている研究領域でもある。これらの残された課題については、他日を期したい。

(主要参考文献)

浅羽茂『経営戦略の経済学』日本評論社、2004年。

Barny, Jay B., *Gaining and Sustaining Competitive Advantage 2ed.*, Prentice hall, New Jersey, 2002. (岡田正大 訳『企業戦略論(上・中・下)』ダイヤモンド社、2003年。)

Campbell, Andrew and Robert Park, *The Growth Gamble*, Nicholas Brealey Publishing, 2005. (鈴木立哉 監訳『成長への賭け』(上・下)ファーストプレス、2006年。)

Collis, David, Young David and Michael Goold, The Size, Structure, and Performance of Corporate Headquarters, *Strategic Management Review*, Vol.28, 2007. (383-405.)

- Goold, Michael and Andrew Campbell, *Desperately Seeking Synergy*, *Harvard Business Review*, September-October, 1998.(130-143.) (西尚久 訳「シナジー幻想の罟:真のチャンスと砂上の楼閣とを見分ける」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス』August, 2002年。(96-109.))
- Grant, Robert M., *Contemporary Strategy Analysis, Six Edition*, Blackwell Publishing, 2007. (加瀬公夫 監訳『グラント現代戦略分析』中央経済社, 2008年.)
- Hamel, Gary nad C.K.Prahalad, *Competing for the Future*, Harvard Business School Press, Boston, Massachusetts, 1994.(一條和生 訳『コア・コンピタンス経営』日本経済新聞社, 1995年.)
- Helfat, Constance E. and Kathleen M. Eisenhardt, Inter-Temporal Economies of Scope, Organizational Modularity, and the Dynamics of Diversification, *Strategic Management Journal*, Vol.25, 2004. (1217-1232.)
- Kim, W. Chan and Renee Mauborgne, *Blue Ocean Strategy: How To Create Uncontested Market Space And Make The Competition Irrelevant*, Harvard Business School Press, boston, MA., 2005.(有賀裕子 訳『ブルーオーシャン戦略』ランダムハウス講談社, 2005年.)
- 伊丹敬之『経営戦略の論理(第3版)』日本経済新聞社, 2003年。
- 伊藤良二・須藤実和「コア事業と成長戦略」『組織科学Vol.37, No.3, 2004年。(11-20.)
- 加護野忠男「コア事業をもつ多角化戦略」『組織科学』Vol.37, No.3, 2004年。(4-10.)
- 加護野忠男・上野恭祐・吉村典久「本社の付加価値」『組織科学』Vol.40, No2, 2006年。(4-14.)
- 三品和宏『経営戦略を問いなおす』ちくま新書, 2006年。
- 三品和広「基本戦略と利益成長:日本企業1,013社の実証分析」『国民経済雑誌』第197巻第3号, 2008年。(13-23.)
- Markides, Constantinoz C., To Diversify or not to Diversify, *Harvard Business Review*, November-December, 1997.(93-99.) (白鳥東五 訳「多角化を成功に導く戦略的資産の活用:勝者と敗者の分岐点はどこにあったのか」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス』Feb.-Mar., 1998年。(44-52.))
- Penrose, Edith T., *The Theory of the Growth of the Firm*, Basil Blackwell, 1959.(末松玄六 訳『会社成長の理論』ダイヤモンド社, 1980年.)
- Porter, Michael E., From Competitive Advantage to Corporate Strategy, *Harvard Business Review*, Vol.65 No.3, 1987.(43-59.) (編集部 訳「競争優位の戦略「企業戦略」を再考する」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー』, February, 2007年。(54-77.))
- Raynor, Michael E., *The Strategy Paradox: Why Committing to Success leads to Failure [and What to Do About It]*, Broadway Business, 2007.(高橋淳一・松下芳生監修/櫻井祐子訳『戦略のパラドックス』翔泳社, 2008年.)
- Rumelt, R.P., *Strategy, Structure and Economic Performance*, Cambridge, MA, Harvard University Press, 1974.(鳥羽欽一郎 訳『多角化戦略と経済成果』東洋経済新報社, 1977年.)
- Williamson, Oliver, E., *The Economic Institutions of Capitalism: Firms, markets, Relational Contracting*, Free Press, New York, 1985.
- 吉原英樹・佐久間昭光・伊丹敬之・加護野忠男『日本企業の多角化戦略』日本経済新聞社, 1981年。

吉原英樹『戦略的企業革新』東洋経済新報社、1986年。

Zook, Chris and James Allen, *Profit From The Core*, Harvard Business School Press, Boston, MA, 2001.(須藤実和 監訳『本業再強化の戦略』日経BP社、2002年。)

Zook, Chris, *Unstoppable*, Harvard Business School Press, Boston, MA, 2007.(山本真司・牧岡宏 訳『コア事業進化論』ダイヤモンド社、2008年。)

¹ 三品(2006)は、日本の上場企業(製造業以外を除く)672社の営業利益率動向の分析、また同業種に位置する「専業型」と「多角化型」企業3組の利益率推移の比較(キーエンス vs オムロン等)を行なっている(三品、2006:26-48)。また、Raynor(2007)は「専業型」を意味する「純粋戦略」が、企業の業種、規模、年数など、これまで特定されてきたあらゆる利益要因を調整した後でさえ、多角化型を意味する「ハイブリッド戦略」を上回っているとす。しかしながら、同時に「純粋な戦略的姿勢が高い破綻確率を伴う」可能性についても考慮しなければならない由、指摘している(Raynor, 2007 [邦訳]2008:92-93)。

² ただし、Grant自身は、「成長」と「リスク低減(分散)」という二つの目標は、多角化の主要な理由とされてきたにも関わらず、近年重視されるようになってきた「株主価値の創造」と折り合わない傾向が強く、すでに正当な動機とはなりにくくなっていると指摘している(Grant, 2007[邦訳]2008]:557-562)。

³ Porter(1987)は、多角化企業が(株主)価値を創造できる基準として、産業の魅力度の他に「参入コスト」(参入コストが、将来の利益を相殺するほど高くではならない)、および「補強関係」(新しい事業単位は、ほかの既存事業と結びつくことで、競争優位を獲得するものでなければならない)を挙げ、「どれか一つでも無視すると、その企業戦略には悲惨な結末が招かれる」と主張している(Porter, 1987: [邦訳]2007:60)。

⁴ Campbell & Park(2005)によれば、多角化、すなわち新規事業への参入という概念は、1960年代に初めて研究の対象となった。そしてそれ以来、この問題に対する考え方には二つの平行した潮流が存在してきたという。すなわち、「ゼネラル・マネジメント学派」と「シナジー学派」である(Campbell & Park, 2005 [邦訳]2006(下):10-17)。そして、一般に前者はコングロマリット企業の崩壊等によって懐疑的な目が向けられてきた一方で、後者はいわゆるコア・コンピタンス論による関連多角化論に影響を与えるなど、相対的に大きな存在感を示している。ただし、Campbell & Park(2005)はむしろ両者の弱点を指摘し、統括本社の機能に注目する「ベアレンティング学派」の主張を展開している。

⁵ いわゆる「シナジー」と「範囲の経済性」の概念については、後者の範囲の経済性が「費用の節約」のみ焦点を当てているのに対し、前者のシナジーが費用の節約と共に「売上の増大」をも考慮に入れていることから、両者は明確に区別されるべきとする見解がある。ただし、「範囲の経済性は、2つの専門企業と同じ売上げをあげるときに、多角化企業のほうが費用が少なく済むという関係を示しているのであり、もし要する費用を2つの専門企業の合計を同じにすれば、範囲の経済性は多角化企業の売上げが増大することを意味する」ことから、そうした視点での区別は本質的ではないとする見解もある(浅羽, 2004:24-25)。いずれにしろ、本稿では便宜上、費用の節約と売上の増大の両方を含むものとして、両者を「意味のある関係性」としてとら

え、特に区別せずに扱っている。

⁶ 例えば、3Mではポスト・イットやスコッチテープ、写真フィルム、研磨剤など実に多様な製品を市場に送り出し、また事業間での活動の共有もほとんどないといわれているが、水面下では、それらはすべてサブストレート(基材、下地)、接着剤、コーティングに関わる同社のコア・コンピタンスの共有の上に成り立っている(Barney, 2002[邦訳2003(下)]:76)。また、GEも金融からジェットエンジン、医療機器までと多様な事業を展開しているが、それらの事業は、「高額で顧客の事業の成否を左右する製品、少数かつ顔の見える競合、多数でも序列の決まったグローバルな顧客を扱う」という共通項があり、また高度な人材育成・活用のシステム(事業間での経営人材の異動など)を構築することによって、いわば事業展開の手口の共有が図られている(三品, 2006:87)。

⁷ Grant(2007)によれば、「統治の経済性」が「範囲の経済が存在しなくとも」多角化による効率性確保を約束するケースがあると指摘している。それは、非特化的な資産の取引費用の存在に注目するものであり、多角化企業が形成する内部資本市場や内部労働市場の(外部市場との比較における)人材・事業部レベルの内部情報取得に関する優位性の活用をもたらす取引費用の削減によって生み出される。(Grant, 2007[邦訳2008]:567-569)。また、Rayner(2007)は、範囲の経済性のような「関連性」を根拠としない非関連型の多角化が成功しているケースでは、取引費用論のロジックに基づく「統治の経済性」の実現がその根拠と考えられる由、指摘している(Raynor, 2007 [邦訳]2008:392)。

⁸ この点は、多角化の目標として、「リスク分散」が意味を失ってきたとする見解と密接に関連している。例えば、Porter(1987)は、非公開企業の場合であれば、企業のリスクと株主のリスクが一致するため、多角化そのものがリスクの軽減という意味を持ちうるが、ほとんどの状況においては、リスクの分散はあくまで企業戦略の「副産物」と考えるべきであり、これを動機とすべきではない、主張している。なぜなら、「株主が自分でやれることを、わざわざ株主のために代行することは、企業戦略の基本要件ではない」からである(Porter, 1987:[邦訳]2007:63)。

⁹ 本稿では、図を「成長性と収益性のトレードオフ」と称しているが、本来は吉原他(1981)の日本企業の多角化動向に関する実証研究の成果を反映したものであり、正式には「多角化と成果(収益性、成長性)の関係についての実証結果の概念図」として掲載されたものである。

¹⁰ 本稿においては、「日本発」のダイナミック・シナジー論についてのみ扱うが、例えばHelfat & Eisenhardt(2004)は、米オムニ社の事例を挙げながら、ダイナミックな市場における「異時点間の範囲の経済性(inter-temporal economies of scope)」の実現について言及している。それは、変化の激しい市場への対応を前提とした事業のスクラップ&ビルド(古い製品市場からの撤退と新しい製品市場への参入)、またそれに伴う資源の移動を調整コストの低い、身軽なモジュラー型の分権的な組織構造をもって成し遂げようとするものである(Helfat & Eisenhardt, 2004:1218)。ただし、彼らの議論は、シナジーを動的に捉える点で日本版ダイナミック・シナジー論と共通する部分はあるものの、資源蓄積というより「経営資源の組み換え」(のスピード)に焦点がある。ゆえに、やや文脈の異なる見解であるため、今回はその存在を示すにとどめておく。

¹¹ さらに吉原(1986)では、望ましい多角化を「多角化→経営資源の蓄積→多角化」というサイクルによって長期的成長を実現する多角化であるとし、たとえ事業自体の成長魅力が大

きい場合でも、望ましい経営資源の蓄積に結びつかない多角化は、できれば避けたほうが良い由、主張している。(吉原、1986:14)。

¹² こうした主張は、ダイナミック・シナジーの実現、あるいは将来のシナジーの源泉となる資源の蓄積がけして容易ではないことを示唆している。もともとの提唱者である伊丹(2003)は、その実現には「多少の無理」が必要であり、ダイナミックな戦略－資源適合を達成するための「静的不均衡(特定時点における戦略に要する必要資源と保有資源間のズレ)」は例外というより企業成長の常であり、経営戦略のもっとも大切なエッセンスであると主張している(伊丹、2003:315－318)。また、伊丹(2003)はダイナミック・シナジーの源泉となる資源として、特に「見えざる資産」(いわゆるヒト・モノ・カネに分類される「物理的な資産」と区別される技術開発力や熟練・ノウハウ、特許、ブランド、組織風土などの非実体的で見えない資源)に注目し、この種の資源こそが企業活動の成否を決めていると見ている(cf. 伊丹、2003:238－239)。こうした見方は、本稿第2章(3)で論じた「統治の経済性」に関する議論で述べたように、多角化(階層的統治)に適した(シナジーの核となる)資源・能力の特性とこうした「見えざる資産」への注目は、双方共に企業に独自の資源に焦点を合わせているという意味で整合的である由、指摘しておく。

¹³ 結果として、事前的なダイナミック・シナジーの遂行に関するアドバイスとしては、(それ自体、けして容易ではないかもしれない)「良い方向を向いて多角化の歩みをつづけること」、すなわち、世の中の流れ、技術・産業構造のトレンド、成長分野など大きな方向性を間違わないといったものにとどまっている(吉原、1986:191－193)。ただし、例えばRaynor(2007)は、企業の多角化の特性(非関連型、垂直統合型、関連型)は、部門間(及び各部門と本部間)の関係によって規定されるがゆえに、けして固定的なものではなく、むしろ既存部門間の関係が変化するにつれて変っていく、すなわち競争状況の変化等によって、かつてない場所に相乗効果が生じ、いつの間にか非関連型から関連型多角化企業に変っていることがありうるとする。そして、米マイクロソフト社等の例を挙げ、そうした変化が企業(経営者)の明確な意思によって成し遂げられた可能性を提示している(Raynor、2007 [邦訳]2008:235－236)。結局のところ、ダイナミックシナジーの実現に向けた事業選択の成否は、かなりの部分で経営層の選択眼や感性・直感に委ねられていると言えるかもしれない。

¹⁴ Raynor(2007)は、こうしたリスク・オプションの構築を統括本部が果すべき重要な役割であると規定している。なぜなら、事業部門が自らの直面する長期的な戦略的不確実性に対処しなければならぬとすれば、おそらく存続の見込みを高めようとしてリスクの高い賭けを回避し、凡庸な結果に終わりがかねない。また、成果を上げるには特定の戦略に徹底的にこだわるのが求められるため、資源をオプション創出に費やすことは、ほとんどの場合、事業部門の能力を超えてしまうからである(Raynor、2007 [邦訳]2008:18)。

¹⁵ Campbell & Park(2005)は、この点に関し、さらに以下のように主張している。すなわち、「多くの企業は、たとえ成長が可能だとしても、そのペースを速めることができない事態に何度も遭遇するものだということをマネジャーは認識する必要がある。大半のマネジャーが「つねに学ばなければ成らないスキルは、低成長をいかに上手に管理するかということではないかと思われる」(Campbell & Park、2005 [邦訳]2006(上):149)。また、「少なくともフォーチュン50に入るような、アメリカで最も成功した大企業に関しては、高成長は標準ではない。

低成長と売上げの実質的な低下は、けっして珍しくない」由、指摘している (Campbell & Park, 2005 [邦訳] 2006 (上) : 152)。

¹⁶ また、Zook (2007) は、吉原他 (1981) の「ジグザグの成長」とほぼ共通する意図をもって、企業の理想的な成長プロセスがフォーカス (focus) — 拡張 (expand) — 再定義 (redefine) から成る「F E R サイクル」であると主張している (Zook, 2007 [邦訳] 2008 : 45)。

¹⁷ ‘ブルーオーシャン (青い海)’ は Kim & Mauborgne (2005) によって示された概念であり、対立概念としての ‘レッドオーシャン (赤い海)’ (業界の境界線がすでに確定した既知の市場空間であり、まさに血みどろの激しい企業間競争が繰り広げられている) と対置される「未知の市場空間」をさす。それは、誰にも認識されていないという意味で「競争の無い世界」であり、豊饒かつ新たな利益機会と売上機会を企業にもたらす可能性を持つ (Kim & Mauborgne, 2005 [邦訳] 2005) : 20-21)。

中日教育近代化の比較研究

— 成果差異を導いた原因分析 —

靳 君

A Contrastive Study of Chinese and Japanese Education Modernization

— An Analysis On the Reasons of the Differences

Jun JIN

Abstract

Education modernization started almost at the same time in China and Japan. In the late 19th century, both countries were confronted with the risk of being colonized. Education is the foundation of a nation. In order to avoid the risk, both China and Japan introduced advanced education system from the West to boost their education reform. However, the result come turned out to be very different, and the impact of the reform on their education development continues even today. In this paper, we look at the policy, ideas and the implementation of education modernization in China and Japan, and try to find out the subjective and objective reasons for the differences between Chinese and Japanese education modernization. Hopefully, this paper can be used for reference to Chinese education development.

Keywords :China Japan education modernization differences reason

はじめに

現在、教育産業化、教育資源の配分、審査型の教育方式、教育投資など中国教育におけるさまざまな問題、特に義務教育問題が、多くの注目を集めている。これらの問題を解決するには、現存体制のみではなく、教育史から探ることが必要であると思う。本稿は、近代教育改革問題を取り上げ、近代教育改革に素敵な成功を収めた隣国の日本と、中国の教育近代化を、政策・理念・実施などの面から比較するうえで、客観的な立場から中日近代教育改革成果の差異をもたらした客観的または主観的な原因を明らかにしようとしている。

一、西洋化から日本化への道—日本近代教育改革

I 明治以前日本の教育状況

日本には明治まで公教育制度は存在してはいなかったが、非常に制度化された学校が徳川将軍と藩主によってすでに設立され、広範囲に普及した庶民の基礎的教育も、個人ベースで日

本全土に亘って発展していた。後者の場合、基礎的な教育指導は主に僧侶によって寺小屋で行われていたが、日常生活や商いなどに関する知識の指導には、この方面熟達者も関与していた。

徳川家の子女は、封建制度を維持するために教育され、藩学校でも、これ準じた教育が行われていた。これに対して、寺小屋で行われた教育は、読み書き、算盤という内容を主にし、一般庶民個人の必要に応じ行われていた。その目的は有能な町人の育成にあり、町人の営む商生活に役立つ基本的な知識、技能を授けるという実利的な構成をとっていることが窺われる。さらにその規模に注目すると、『日本教育史資料』(1890～92年)は、完全な全国調査ではないが、そこに記載されている寺小屋の総数は15,506校にのぼり、日本各地に設けられるようになっていった。寺小屋の普及は、日本の教育近代改革に有力な基盤となっていた。

II 日本教育近代化改革の三段階

日本の教育近代化改革は、1868年明治維新の始まりから、1912年明治天皇崩御までの50年近くを、1868～1884年自由主義教育の盛行と衰弱期；1885～1894年国家主義教育体制の確立；1895～1912年国家主義教育の深化、というふうに分けて、各段階における教育政策、教育行政、教育財政などをもとにし、検討していこうとしている。

(一) 第一段階：

江戸時代においては、武士のための藩学、庶民のための寺小屋をはじめ、各種の学校があり、さらに私塾、家塾の類まで含めて、それまでにない学校の普及と発達の時代であった。このような広々とした構造的な教育基礎に基づき、日本は教育近代化の改革に着手した。

明治維新时期における最も重要な変革は、政府が国民の教育を統轄して運営する権能をもつとしたことであり、これは維新の要路にあった指導者の、教育は国家が行う近代的な機能の一つであるという思想によるものであった。これは維新直後、新政府が着手した教育変革の企画や実施方策、すなわち従来の教育機関はすべて政府が掌握するとした積極的な方針に最もよく示されている。維新前には幕府諸藩が独立して教育機関をもち、日本全体に通ずる教育施策も立てられず、国の学校制度もつくられていなかったため、新政府はこのような近世封建社会の教育を根本から編成し直す方策をとったのである。

1、教育の中央集権—文部省の設立

1871年7月の廃藩置県により、幕藩体制による政治に代って新政府の中央集権機構が確立され、地方に対しても近代的な行政を行なうことができるようになった。文教行政についても文部省が開設され、教育行政を担当する中央官省として出発した。文部省は全国の学校およびその他の教育を掌握し、これらを国民の教育施設として統括し、教育についてのあらゆる責任を果す官省となった。維新前においては幕府諸藩の文教を統括する中央機構は全く存在していなかったため、文部省による文教行政が出発したことは、その後の国民の教育のあり方を決定するうえで重要な意義をもっていた。

当時、文教の責任者として文部省が全国の学校を統轄するという基本方針を明らかにしたことは大きな変革の一步であったとみなければならない。文部省は成立後直ちに、全国に設けられている諸学校についての調査を行なった。これは文部省が全国の学校をすべて統轄して

いるという実体を示す方策となり、同時に、文部省が進めようとしている教育の変革に対して、地方の関心を高めるものであった。文部省は創設されると直ちに海外教育制度の調査にあたり、資料の収集に着手し、海外諸国における近代教育の実体を明らかにし、これを日本の教育の変革の参考にしようとした。

2、制度の制定—「学制」の頒布

文部省は1871年12月に学制取調掛を任命して学校教育制度の基本条文の起草を始めた。取調掛には諸外国の教育事情を研究している洋学者、医学者、ほかに国漢学者や文部省官吏が参加した。条文はこれらの起草委員のもとにおいて修文され、1872年8月に発布された。この学制の条章が教育変革の起点となったが、文部省による学制の頒布自体が、大きな教育変革であったとみる。学制という国民のための学校制度の条文は、日本歴史において最初のものであったのであり、この学制から出発して日本の近代教育制度が整えられていった。

「学制」には、教育変革の思想が述べられ、すなわち、日本には古くから学校が設けられていたが、学校で勉学するのは士族以上のもので、「農工商及び婦女子に至ってはこれを度外におき学問の何物たるを弁ぜず」としたが、まずこの学問観を変革しなければならない。したがって、新しい教育の内容は日常生活に必要な読書算から農工商に役立つ百工技芸、法律、政治、天文、医療など、凡そ人の営む仕事がすべて学問の内容となる。この学問を修める小学には男女の別なく入学し、華士族農工商の差別なく人民一般が学ばなければならない。これによって、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」として、国民皆学の理想を掲げた。学制の精神は、まさに日本において人民一般が教育の機会を均等するという思想を初めて宣言したものであり、近代教育を進めるにあたっての重要な基本理念であった。

学制はフランスの教育制度を導入し、近代学校制度をつくりだし、学校体系の基本を定めた。学校は大学・中学・小学の三等に分けられた。日本全体を八大学区に分け、その各学区に32中学区を置き、さらに各中学区に210の小学区を置き、八つの大学、256の中学校、53,706の小学校を設けることが計画され、ピラミッド形の統一された学校体制を整えていった。小学校は人民一般が必ず学ばなければならない学校であるとして、国民全体に対して学校就学の機会を均等にした。この学校開放はこの後の学校制度を決定する起点となったことにおいて注目される。中学は小学を経た児童に普通の学科を教える学校とした。さらに中学を卒業し上級学校へ進学するものために大学を設けることとし、ここは高尚の学芸を教える専門科の学校とした。また高等教育へ入る前段階としての外国語学校が設立される制度となっていた近代学校を経営するためには教師が重要な位置を占めるので、教師養成のための師範学校を設立する制度も設けられた。師範学校については、学制条文としては名称がかかげられたにすぎなかったが、文部省は直ちに師範学校を東京に一校開設し、全国の教員養成施設に指導的役割を果たす地方の学校教師を入学させ、教師養成の中枢機関を創設した。

3、「学制」の評価

近代教育の発足は、明治初年から考えられていた教育制度についての企画が、1872年の「学制」によって実施されるようになったことに求められる。それは教育理念、教育政策、教育行政、学校制度、教育内容と社会教育施設などのすべてにわたるものであった。これらの方策とそれ

による実践とは、世界における近代教育の発展とともに展開されたのであり、重要な教育変革であったことを確認しなければならない。

が、学制が欧米の学校を形の上だけで模倣する形式主義に流れ、日本の実情を脱出したところも多くあったので、実施上の困難が数多く現れてきた。文部省は、学区取締りを第一線の責任者として相当強硬な就学督励を実施したが、国民一般の近代教育意識に対する低さ、さらに、膨大な教育費を民衆の経済力委ねたことなど、実施の障害として挙げられる。「学制」第八章には、「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカラサル」として、学校に関する経費は直接の受益者たる国民がまず負担すべきであるという原則を立てていた。学制実施の中で、民衆の反感は高まり、不安感、不満反対などが重層して来たとき、各地に騒擾が発生し、焼き討ちが行われた。

4、「学制」の廃止

1874年岩倉遣欧使節団に文部理事官として随行し、欧米の学校教育を見聞してきた田中不二麿が文部大輔に就任し、翌年に自由主義を基調とした「教育令」が建白され、「学制」が同令で廃された。学制にある画一的なあるいは民生圧迫的な側面を退けて、アメリカ式の地方主体の自由主義教育を基調としたもので、6歳から14歳の間における義務就学期間をわずか16ヶ月とし、校舎を設けず教員の巡回で教育を行う移動教育の導入、私立学校の開設認可制度を取り入れるなどで教育コストを著しく軽減しようとした。

ところが、この人民の自発性と責任とに任せる意味で就学条件の著しく緩和された、いわゆる「自由教育令」による民主化された教育行政が、学校教育を近代化する道をとらず、就学率を低下させ、公立学校設置の中止、教則不備な私立学校の増加などという結果を招き、それまで政府当局からの強制的督励によって築かれつつあった学制の成果が崩れ始め、各方面から非難が起こってきた。

以上のような諸要因を体して「教育令」は改正されることとなり、「改正教育令」は1880年12月に公布された。それにより、就学義務が強化され、就学の最短規定が十六ヶ月であったのを三年間とし、従学督促の規則は府知事、県令が編成し、文部卿の認可を経なければならないこととなった。また、学校の設置に際しては、公立の場合は府知事、県令の支持に従い、私立の場合はその認可を必要とするなど、地方官の監督権限、中央官僚の統制・支配が著しく強化されることとなった。さらに、教員の人間性にも官僚からの監督が及び、教育の内容に対しても地方官を通しての中央統制の強化し、「小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事、県令土地ノ状況ヲ量リテ之ヲ編成シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スベシ」(第23条)、教育内容は儒教主義、国家主義教育という保守方向に逆転し、日本教育近代化第一段階の改革とする。

(二) 第二段階：国家主義教育体制の形成

日本教育近代化改革の第二段階は、1885年の内閣成立から1894年の日清戦争まで約十年間、この段階において確立された教育制度、学校体制、教育制度の指導思想は国家主義と見なされている。

維新时期より潜在していた皇国思想に基づいた教育思想が、国権論の強化される政治・社会情

勢を背景として、「天皇制教育」として明らかに台頭し始めてくるのは、1879年ごろからである。それは国家権力に対して民権論をもって抵抗し、国家・社会体制の変革を求めるような批判的人間を根絶することを意図し、天皇制国家に従順に従い、かつ、それを形成するにふさわしい意識をもった人間の形勢を目指す教育思想の台頭である。その第一歩として、「これまでの文明開化の教育は……知識や技術の教育のみを偏重し、……今後は祖宗の訓典に基づいて、もっぱら仁義忠孝を明らかにし、道德の学は孔子を主としていくべきだ」(注)と主張した「教育大旨」が出され、次にさらに重要な一歩を進めたのは、初代文相森有礼の文教政策である。天皇制教育の形成は、日本国内経済・政治発展状況に応じてできたものであり、明治維新の成果を守りつつ、さらに発展させ、また天皇の絶対権威を維持、階級矛盾を緩和させる手段と考えられる。1885年12月22日太政官制が廃止され、新たに内閣制が布かれ、第一次伊藤内閣が成立した時、伊藤博文の推薦によって、欧米滞在経験を有する西洋教育の有力研究者である森有礼は日本最初の文部大臣の地位についた。

絶対主義的国家の形成を担うに足る国民の育成という国家目的の下に就任した森有礼の国家主義教育は以下のような特徴がまとめられる。

(1) 国のための教育

教育の目的は帝国に必要な善良の臣民の育成であり、一国富強の基をなすがための無二の資本、至大の宝源とも言うべき天皇を基礎とした忠君愛国の民を育てること。

(2) 学校を軍隊に結びつけた教育政策

軍隊内の教育も国民教育の一つであり、学校教育にも軍隊教育と結びついているという教育内容を加えることが必要であるとし、学校において兵式体操を課することとした。また、全国の市町村において管内の青年を定期的に集めて訓練しようと企画された。

(3) 国家が教育の主体とする

森有礼の下で、文部省によって公布された一連の教育法令—1886年3月の帝国大学令、同年4月の小学校令、中学校令、師範学校令が、「学校令」と総称されている。

この制度改革によって学校の基本となる体制は、小学校・中学校・帝国大学・師範学校という4種類の学校をもって編成されることとなった。小学校・中学校・師範学校をそれぞれ二つの段階に分けて編成し、尋常・高等というように、学校体系を整然と組み立てた。下段階の学校から上級の学校へ進学するものは選抜された優秀な生徒であり、将来、国家有用の材として日本の繁栄に寄与するものとなるとしていた。全国2万余校設けられていた小学校は、国民すべての者に機会均等に開放され、尋常中学校のうち公費を持って経営するものは各府県一校とし、全国50余校。高等中学校は尋常中学校の卒業生の中から選ばれたものを入学させる制度で、全国に五校開設された。これら五校の高等中学校からのみ、東京にある唯一の帝国大学へ入学できたのである。従って、中学校において選択されたものの中から、さらに最高のエリートが選び出されて大学に入学し、ここで国家の需要に応じる学術技芸の教授をうけたのである。これは森有礼の抱いた指導者養成の企画によったもので、臣民教育としての初等教育と、指導者養成のための中等教育、国家枢要の地位につくものを養成する大学教育とが整然とした階層

をなすように計画されていた。「学校令」の実施は、日本近代教育体制の確立に基礎をなしていた。

1889年2月11日に「大日本帝国憲法」が發布され、天皇制国家の政体が法律上で確立された。翌年10月30日天皇の勅令として、「教育勅語」が發布され、保守的な皇国思想と開明的な近代的国家観と両者の結合の上に成立した。天皇への忠誠が「国体ノ精華」、また、「父母ニ孝」のような儒教思想が強調された。これにより、日本の教育目的が、道德教育も勅語の趣旨を徹底させ、19世紀末から20世紀の初めにかけての日本の教育史が、教育勅語を根本理念とし、国家主義教育の体制的基礎を確立していった。

(三) 第三段階:

日清戦争後、経済面において、日本は軽工業から重工業へ転向し、独占資本主義への道を歩み始めた。また、日清戦争と日露戦争との戦勝により、天皇の権威がさらに強化された。植民地危機から脱出した日本は、教育政策の面では、科学技術とともに欧米の民主主義を導入したのではなく、逆の保守的な方向へ進んでいった。明治政府は資本主義経済発展または資本主義拡張の需要に応じて、国家主義教育政策を一層強化し、産業革命に必要な近代技術人材を養成すると同時に、天皇制国家に忠誠を尽くす臣民教育を極めていった。

20世紀の初めは教育改革の時代であり、教育制度、内容の面で幾多の改良と進歩が見られた。中には文部行政中枢部の軟化と、先進的教師の努力の両面から教育改革の方向は決定付けられた。小学校教育では、1900年の小学校令改正は、義務教育年限の実質的延長(それまで3年制小学校を認めていたものを4年に統一する)、授業料の徴収を原則として廃止したほか、期末考査の試験制度を廃した。さらに1907年の再改正小学校令では、6年の義務教育が実現され、その後40年にわたる6年制の義務教育制度が確立するに至った。

6年の義務教育制度が発足することによって、複線型の学校体系がゆるぎなく確立した。中学校教育では、女子中等教育の機会が拡充され、「高等女学校令」により、女子の学力を高めることを目指し、実科課程が設けられた。その意図は女子に「実業を重んじ勤労厭はざるの美風」を身につけさせ、「質素勤勉の気風」を培い、中産階級の家庭の女子が、「主婦たることを得ざる如きの時弊を匡救」(文部省訓令)するところにおかれていた。さらに「実業学校令」の公布により、実業学校は中学校の中の一つとなった。

高等教育機関の拡充は、日本資本主義の急速な発展に見合う人材の養成を意図して、帝国大学へ進学するための高等教育機関と、それとは別に、高等の専門教育を施す専門学校とを分立した上で、さらに在学年限を短縮した。帝国大学は、東京帝国大学に続いて、京都(1897年)、仙台(1907年)、福岡(1911年)に増設された。また、専門学校教育において、1905年の「専門学校令」が医科、法科、師範などの専攻を進め、大学教育の補充となった。

こうして、日本の教育近代化は完全な西洋教育体系模倣から、失敗や問題解決からの検討により、次第に日本実情に応じた教育改革を行い、日本教育体系を作り上げていった。

二、近代中国の教育改革:

I 洋務運動前の中国教育状況

五千年の文化の歴史を持っている中国において、封建社会末の千年の間、教育制度面で清朝

末期まで「科挙制度」を中心としていた。元来中国においては「野には遺賢なからしむ」ことが理想であり、人材は必ず朝に立って政治を行うべきものとされ、王侯もまた臣下も賢臣・良才を推挙することをもって特権であるとともに、又義務であると思われていた。清朝の統治者が満族という異民族であることにより、特別に満人のために「繙訳科挙」というわりと平易のものを設け、漢人のための「一般科挙」と並存していた。後者は郷試(各省の貢院で三年ごとに行うもの)、会試(郷試の合格者たるいわゆる挙人が、郷試の施行された翌年の春中央の礼部において受ける試験、この合格者を貢士という)、殿試(会試の一ヶ月後天子自らが貢士並びにその他の有資格者を試験するもので、合格者を進士と称す)の三本立となり、各々厳重なる規定の下に天下の青雲の志ある読書士子を集めた。さらにこの制度の第一階段たる郷試の受験資格のために、県試、府試、院試なる三つの前段階を定めるなどその拡げた網の目は相当広く社会の各層に行き亘った。直隸省を例にすると、挙人の定員は180名、挙人一人につき同省内の各府・州・県より録送される応試者葉80名。従って同省が北京に毎三年郷試受験のため集まるものは14,400名という数字から、科挙制度の大衆性が見られる⁽²⁾。

「科挙制」の試験内容について、四書五経の文義、詩賦、論策などであるが、形式として、明朝の憲宗から「八股文」、体を設けて八股に説き広げていく独特の文体。八股文と科挙制度の結合は、空疎な無用の学問を養成するなど、後世になると非常に大きな批判を受けてきたが、中国教育近代化改革にも影響もたらしてきた。また、学校体制として、清朝は官学と私学と分けられ、官学は国子監(最高学府であり、科挙教育を中心)、宗学(宗族子弟向け、文武兼修)、覚羅学(ヌルハチ皇族のいところ向けの学校)、算学館、ロシア学館(ロシア人子弟向けに中国語・満族語・経史子集を教えるもの)など、地方では府学、州学、県学;私学とは私塾。私塾において、教館(教師を家まで聘するもの)、家塾、(教師が自宅で塾を開き、近隣または至縁者の子弟を教えるもの)、義塾(地方或いは寺院が作り上げた貧乏子弟向けの教育機関)、いずれ民間の教育は読書習字を中心にしていた。

上述した官学・私学のほか、清朝は「書院」と称する非正式の官学もあった。個人が創立したものが多く、ほぼ名所に位置する。その規模は省から、州、府、県にかけて、凡そ四千にも達した。書院の生徒も層々の選抜から選ばれたものであり、教育内容も詩賦数学、1986年から近代科学技術の授業も入ってきた、1901年には、光緒皇帝の令により、全国の書院が学校に変わった。

II 中国近代教育改革の三段階—「中体西用」を中心に

中国の近代教育改革は、日本と同じように三段階に分けられるが、日本より段階性が鮮明であるといえよう。すなわち1862年～1894年洋務運動期、1895年～1898年戊戌の変法期、及び1901年～1912年清末新政期という。

(一) 洋務運動期

1840年～1842年の阿片戦争、また1856年～1860年の第二次阿片戦争の敗戦から、中国の上層部開明地主層が、ヨーロッパの軍事的優位に驚かされた。さらに、1851年より中国国内で起こった太平天国の乱の鎮圧にあたり、政府軍の八旗軍の弱体に対して、曾国藩・李鴻章の近代武器に装備された「郷勇」が主力となったことから、西洋の科学技術を学習し、近代化の必要性を痛感した。その結果、1860年ごろから1890年代まで、ヨーロッパの近代技術、とりわけ軍

事技術を取り入れ、中国の自強と求富を図ろうとした洋務運動は洋務派の推進によって、全国の軍事、工業、外交、通信、教育などの広分野で改革が行われていった。

1、近代学校の創立

洋務事業発展の需要に迫られ、洋務運動の指導者－曾国藩・李鴻章などの洋務派知識人が、「中体西用」というスローガンの下で、一連の教育近代化改革を進めていった。

二回の阿片戦争の敗戦に結ばれた「南京条約」「天津条約」「北京条約」により、通商・使臣首都居住などに迫られた清朝政府は、実際上の必要に駆けられ、1861年総理通商衙門という外交事務を司る官庁と新設したが、これにおいてまず必要とされたことはこの新機関を運行する人物の養成である。つまり、外交・貿易関係を主たる原因として諸外国との交渉が頻繁になる当時は、外国語の習得者が特に緊要とされた。

こうした情勢のもとで、1862年にヨーロッパ言語の教育を主とした教育機関京師同文館が恭親王奕訢の提議によって創立され、中国最初の官立新学校が外国語学校の形で現れた。最初は10人生徒規模の英語学校であったが、1863年に仏語・露語の両館が併置され、1966年には保守派の猛烈な反対にも拘わらず、化学、天文、数学、公法、医学、物理、博物の諸科目が加えられ、さらに1869年に在華二十ヵ年も及んだアメリカ人宣教師マーチン W.A.P Martin (漢名、丁韓良)を聘しその主宰に任じ、その下に英・仏・独・露人の九名も外国人教師を配置し、就学年間を8年とし、学科課程、試験法その他も整然と規定したのである。後に学生も百人を超え、当初満族の八旗の子弟に限った入学者も満漢半数ずつとなった。同館は教育機関の他、翻訳作業も行い、1873年に出版会を開いた。これは中国で最も早い大学出版会であり、数多くの自然科学、国際法、経済学の本を翻訳して出版した。1902年1月、京師大学堂に吸収され、京師訳学館と名を変え、翌年から外国語専門学校として、学生を募集した。

のちの1863年には李鴻章が上海に広方言館を奏設し、さらに64年瑞麟の奏請に基いて広東に方言館が開設された。前者はその上奏文中に明記されているように、一切を京師同文館に均霑したもので、唯入学者は近在地の14歳以下の優秀な漢人とし、課程中に北京のそれよりも多く中国の古典を加えた点が異なっていた。¹⁾後者は最初専ら八旗の子弟の語学熟達を目的とした学校であった。これら三者の外に、1983年張之洞の上奏に基いて武昌に創設された湖北自強学堂と、1895年盛宣懷等によって、天津に奏設された中西学堂並に1897年同じく盛宣懷が上海に奏設した南洋公学等は、この時代における代表的な新しい教育機関であった。この中、中西学堂は北洋西学学堂とも言い、頭等(大学堂)と二等(小学)学堂に分けられた。これ中国における官立普通学校の創始であり、また南洋公学は外院(小学)中院(中学)上院(専門学堂)と共に師範院なる教員養成機関を擁して近代的総合教育機関の範を示し、その師範院は中国の師範学校の鼻祖となったものである。

以上述べてきた諸新学校は南洋公学を例外とすると、皆外国語習得の専門学校であり、「西文」(西洋言語)学堂に属し、さらにもう一種類の「西芸」(西洋技術)学堂は、1886年の創立になる福建船政学堂(技術専修学校の創始であって造船技術専攻者をフランス語で教授した仏国学堂と、航海術専攻者を英語で教授した英国学堂とよりなっていた)以下一連の工科的機関並に兵学校が設立された。上海機器学堂(1867年)、天津電報学堂(1879年)天津水師学堂(1880年)、天津武備学堂(1885年、郷に水師学堂開設を奏設した李鴻章によって開設された

もの、特色ある陸軍学校で、北洋軍閥の人材育成校となる)広東水陸師学堂(1887年)、湖北武備学堂、南京陸軍学堂(共に1895年)等は即ちその代表的なものである。

1896年まで、洋務派が創立した34の新学堂は、二千年余封建専制教育からの突破口であると見られ、文科系を主体とした科目体制に理科系を導入し、後世教育近代化改革に貴重な経験を残した。が、新学堂の規模が非常に小さく、京師同文館を例にすると、最初はわずか生徒十人であり、その後も厳しい試験により、学生を3段に分けるが、最下の学生は学校から追い出されることになっており、最高百十数人の学生数であった。日清戦争前後まで千何百名の新学堂卒業生を出したが、それは中国の広大国土にとっては海の一滴に過ぎなかったのである。

2、留学生派遣

「百聞は一見に如かず」と主張した洋務派は、1872年に30名の学童(10歳~14歳)を留学生としてアメリカへ派遣し、中国における国費大規模留学生派遣の第一歩を踏み出した。1875年まで、四回合計120名留学生を派遣し、15年という長期計画が定められ、外国で小学校、中学校、高校、大学まで軍事・造船・算学・工業製造などを学習内容とした。が、アメリカ側の外交上の横暴、保守派の反対などにより、留学契約はわずか四年後に廃止され、94名の留学生が帰国し、アメリカで学位を獲得したのは鉄道エンジニアの詹天佑を含む二名であった。

造船・船操縦技術の上達を図り、1876年、李鴻章などが「選派船政生徒出洋肄業章程」を朝廷に奏上。「章程」には留学生派遣の必要性を説明し、フランスで造船エンジニア、イギリスで海軍士官の養成という目標を明らかにした。同年、福建船政学堂の学生48名が福州を出発、ヨーロッパ留学の道へ踏み出した。これらの留学生が1878年~1880年の間続々と帰国し、その多くが福建船政局及び北洋水師の柱となったが、その後また三回合わせて49名のヨーロッパ留学生派遣が実現された。

洋務運動の教育改革は、封建制度の桎梏、また指導者が技術的な面のみ取り込んで旧弊な政治制度・軍制を守ろうとしたことによって、中国の教育を根底から近代化させることができなかったが、鎖国を何百年も続けてきた中国に近代化の衝突をもたらし、後代教育改革につながる成果を残している。

(二) 戊戌の変法期

日清戦争の敗戦により、洋務派の軍事的な実力が衰弱し、洋務運動も終を告げていた。中国の思想界が新文化運動的啓蒙時期に入り、光緒帝の全面的な支持を得た康有為、梁啓超、譚嗣同などの維新派は「国富図強」というスローガンのもとで、1898年6月11日から9月21日にかけて、わずか百三日、上から各分野にわたる改革により清朝の強国化を図ろうとした。103日の間、光緒帝から財政、教育、軍制、司法等各分野にわたる制度の徹底的な改革を企図した83の詔書が布告されたが、中には教育改革関係のものは32に達し、各分野で最も高い割合を占め、画期的な諸法令が連発された。その内容として、八股を廃することによって科挙制度を改革し、西洋科学知識を導入し新学堂を設立することにある。

まず6月23日の八股文廃止、策論方式の採用があり、試験が皆実用人材の登用を目的とした。また経済特科(法律、財政、外交、物理学)の試験を設け、維新人材を選抜した。これに引続いて27日の満州八旗に対する洋式装備と調練法の導入、7月3日に孫家鼐が京師大学堂管理任命、

翌4日の各省に対する農学校設置、10日の各省州府に於ける、高等・中等並に初等の各中西学堂の開設、29日各県府に於ける学部の新設、8月9日京師大学堂開設、16日梁啓超の編訳書局の奏設(西洋政治、経済、軍事、教育、文化書物の翻訳にあたる)、19日翰林採用法の改革、9月9日医学堂、11日茶務学堂、蚕桑公院の設置等である。

上述の改革により、全国各地の書院が完全に新学堂に変身し、中国伝統文化と、西洋の社会科学・自然科学を授業の内容とした。中国最初の総合大学にあたる京師大学堂に注目すると、8章52条からなる「京師大学堂章程」は梁啓超が日本と西洋の教育体制を参考して起草したものであり、大学の目的が「非常の才を培い、他日特達の用に応じる」ことにあると明らかにした。履修科目は教養科目と専攻科目とあり、教養科目は必修、専攻科目の中の一つを履修すること。京師大学堂は近代教育体制を取り入れた手本とされ、後に変法運動がクーデターによって失敗したが、これだけ残され、中華民国初年、北京大学となった。

戊戌の変法は改革派の運動が余りにも功を急ぎ過ぎ、封建支配階級の利益を損害しつつ、また無実権の光緒帝に頼ったあげく、クーデターによって失敗した。が、中国近代教育改革における貢献は無視できなく、特に八股文の廃止が科挙制度廃止の第一歩となった。また近代学校制度の導入、教育対象の拡大など、中国近代教育体制の確立において重大な意義を有し、次段階の教育改革の基盤を築いたといえよう。

(三) 清末新政期

洋務運動、戊戌の変法、さらに義和団運動は中国を帝国主義列強の鉄の蹄の下から救うことができなかった。「辛丑条約」締結後、ブルジョア民主革命の嵐のような勢いの中、「戊戌の変法」を否定した西太后は、科挙の廃止を含む教育改革、新軍の建設、商業の奨励など、戊戌の変法で指向された項目と一致した一連の改革を推進していったのは、清の半植民地化が著しく進み、強い危機意識という認識があったのである。改革の内容として、「廃科挙、興学校」とまとめられ、中国近代教育史で画期的なものであった。

まず、制度の面で、1902年8月、「欽定学堂章程」が管学大臣張百熙に立案され、当時の日本の近代的学校制度を全面的に模倣したものであったが、京師大学堂の再開を除いて事実上ほとんど行われず、まもなく、張之洞、榮慶、張百熙の三人によって起草され、1904年1月公布された「奏定学堂章程」にとってかわられるのである。後者は、中国において近代的学校制度が本格的に導入、整備されるものと見なされ、概要は下記どおり：

- (1) 初等小学堂から大学堂に至るまでの全系統を21学年とする
- (2) 初等教育9年(初等小学堂5年、高等小学堂4年)、中等教育5年(中学堂5年)、高等教育6～7年(高等学堂・大学予科3年、大学堂3～4年、その上に通儒院5年)とする。小学堂の下に、幼児教育機関として蒙養院を置く
- (3) 他に師範教育(初級師範学堂5年、優級師範学堂5年)および実業教育(初等実業学堂2～3年、中等実業学堂3年、高等実業学堂3～5年、このほかに芸徒学堂半年～4年、実業補習学堂3年)の系列がある

となっていた。この章程のもと、近代学校を全国的に設立普及するための諸施策が相次いで打ち出されたが、当時公布された主要な関係法令・施策を列挙すると、次のようになる。

1904年 「奏定学堂章程」の公布

- 1905年 科挙制度の廃止;学部の新設
- 1906年 「教育宗旨」の発布;提学便司、勸学所の設置
- 1907年 「学部各行政各省強迫教育章程」の公布
- 1909年 「交通初等小学堂章程」、「学部分年籌備事宜」の公布

これら奏章学堂章程下における一連の施策は前述した洋務運動および戊戌の変法運動にみられた教育近代化の方向を基本的に継承しつつ、しかもそれから大きく飛躍したものであった。すなわち、これを制度的にみると、

- (1) 科挙制度の廃止
- (2) 学部を頂点とする近代的教育行政制度の確立

となるが、科挙制度は中国の1300年余封建専制支配体制の文化的基盤をなしてきたので、その廃止、まさに旧教育制度との決別、近代学校体制への転換を決定的にするものであった。この意味で、この二つの施策こそ、奏定学堂章程下の教育改革をして、中国近代教育史上—時期を画せしめる所以であった。

新制度の下で、1905年に設立された中央教育行政機関としての学部は教育改革の中核となる。学部は全国の教育を統括するため、日本の文部省をモデルに組織されたもので、尚書(大臣)および左右の侍郎(次官)のもと、稔務、専門、普通、実業、会計の五司が置かれ、各司はそれぞれ専門の科(12科)に分かれて業務を担当した。このほか視学官の設けもあった。また翌1906年には、地方教育行政機関として各省に提学史司が、また各州府県にそれぞれ勸学所が設置された。こうして学部—提学史司—勸学所という一連的教育行政制度の整備をもって、以後近代学校普及のための諸施策が積極的に推進されることになる。

学部の統計によると、1904年に学堂は4222所、学生は92169人であったが、四年後、学堂は52348所に、学生も1560270名に、という驚くほどの発展があった。また留学生派遣の面でも、政府の積極的な推進によって、官費留学も自費留学も一時ブームとなった。洋務運動期の欧米留学生派遣と違い、新政期は主に日本派遣であった。1901年まで、わずか280の留学生派遣数であったが、1904年末に日本留学生がほぼ8000~1000人にも達したのである。

「新政」教育改革の画期的なものについて検討していくと、前述した近代学校体系の下で、この時代から全国統一の教科書—「初小国文教科書」第一冊(1907年)の刊行、近代試験制度の確立、全国範囲の学務統計などが挙げられるが、これらの教育改革成果は清朝が滅亡後も続けられ、後世の中国教育事業推進に無視できない役割を果たしている。

以上述べてきたように、中国清末における教育近代化の中心的担い手は、主として中国社会における伝統的支配階級であり、学堂教育の国民的規模での普及発展が企図された。しかしこの近代教育普及の政策は、欧米列強の侵略に対処するという目的もさることながら、より直接的には、当時における革命勢力の急速な台頭、および民衆の反清朝暴動の激化による清朝アンシャン・レジーム崩壊の危機に対処するという政治的要請に支えられており、清朝政府は学堂教育を受け入れるための社会的条件が未成熟なままに、その導入を強行せざるをえなかった。その結果、教育内容の現実遊離や教育普及の困難、更には学堂の設立運営過程における民衆の負担過重など、さまざまな矛盾や問題点を露呈し、民衆の学堂への決定的不信感を醸成した。

三、 中日近代教育発展差異の原因分析

中日両国の教育近代化の道のりを全体的に見てみると、同じような植民地化危機に面した両国とも、教育の面で、支配階級による上からの改革が行われてきた。日本の場合、西洋モデルを模倣したが、自由民主主義ではなく、国家主義教育のほうへ発展していったにもかかわらず、客観的な成果として、西洋近代教育体制が全面的に日本に導入され、さらに政府が教育を営む主体となり、国民全体の教育レベルを向上させた。19世紀6、70年代から、20世紀初頭の20年にかけて、日本の教育近代化は目標も計画も明確の下で推進され、国全体の発展を遂げた。6、70年で西洋先進国の100年以上乃至200年の発展を実現した日本は、見事に教育先進国の行列に入られたのである。しかし、中国の場合は、19世紀後半、特に日清戦争の開戦までは、政府自らの教育近代化への努力はほとんど見られず、20世紀の後半に入って初めて、急速な発展がとれ始めた。といっても、中国広大な国土・多数の人口、近代教育基盤の脆弱などの客観的な要素によって、まだ遙かに先進国に遅れていた。それに対して、日本は国土が中国の三十分の一、人口数八分の一なのに、1920年在校小学生が8,633,000人、中国はその半分強に当たる4,852,642人；中学生は日本337,300人、中国はその三分の一強の117,740人；大学生は日本70,900人、中国はほぼその四分の一の17,262人。ほぼ同時に教育近代化に着手した中国と日本は、6、70年の間、何ゆえ数字で明白に見られる大きな差異ができたのであろうか、ここでその原因について検討していこうと思っている。

(一) 指導者の差異

中国の三段階改革から見れば、第一段階の洋務運動と第三段階の新政期の改革指導者にあたる洋務派と清朝政府は、いずれ封建専制支配を維持することを、改革の最終目的とした。支配者としての利益を守るため、やむを得ずさせられた改革であるからこそ、教育の面で、国富・民強という近代化の理想を実現させる人材ではなく、封建専制制度、清朝政府に忠誠な有能人の養成を目指していた。

洋務派は封建専制制度利益の代表者であるが、「万国交通」の情勢の下で、旧法に拘らず、専制制度の下で、限られた分野で融通を利かすべきだと主張。ゆえに、改革には郷紳層を中心とした地主階級の立場が基本的に貫徹され、地主制の維持に障碍となるものを是正しようとするところにあり、決して旧来の生産関係の質的変化を促そうとするものではなかった。

洋務派の代表者である曾国藩の教育思想を例にする。科挙制度の受益者である曾国藩は中国の伝統的儒教教育に育てられ、8歳の時すでに八股文・五経が読め、27歳進士及第によって出世。朱子学の大家である曾国藩は、実質的にきわめて保守的であり、「隆礼」、「礼治・徳治」によって人心を癒す、つまり封建制度に対する疑い及び反抗の念を持った心を癒すことを主張。本来朱子学が封建的身分制の秩序イデオロギーとして支配階級に利用されてきたが、外国の鉄砲威力に脅かされた曾国藩は、「中体西用」というスローガンを打ち出したのである。

このスローガンの本質について検討すると、近代的教育改革といっても、決して伝統的な教育理念としての儒教理論第一主義の後退、或いはその否定を意味するものでなかったことは言うまでもなく、「奏定学堂章程」の総論というべき「学務綱要」に、「凡そ学堂を訴病する者は、蓋し誤って専ら西学を講じて中学を講ぜずと為すが故なり。現定の各学堂課程は、中国向有の経学、史学、理学および詞章の学に於て決して偏察せず、かつ講読研求の法は皆定程あり、昔日

の科挙を業とする者に較べて尤も詳備を加ふ。……是れ科挙の尚ぶ所の旧学は、皆学堂諸生の優る所にして、学堂増す所の新学は、皆科挙諸生の未だ備へざる所なり。すなわち学堂出す所の人材は、必ず遠く科挙の得る所に勝ること疑ひなし…」⁽³⁾

とあるように、張之洞ら当時の指導者には、学堂教育は、かつての科挙制度に比べて西洋近代の学問＝「西学」を講ずる上で不可欠であるばかりでなく、「国家に忠にして、聖教を尊ぶの心を養成する」⁽⁴⁾ための、儒教主義モラル注入の上においても、より効率的な教育の場であるとの認識があった。「重訂学堂章程摺」の中で、張之洞らは次のように主張していた。

「立学の趣旨に至っては、何れの学堂たるを論ぜず、均しく忠孝をもって本となし、中国経史の学をもって基となす。学生の心術をもって忝に純正に帰せしめ、然る後西学をもってその知識を貯へ、その芸能を練り、務めて他日の材たらしむるを期す」⁽⁵⁾。

また、「学務綱要』の中でも次のように述べている。

「このたび旨に遵ひて各学堂章程を改修し、忠孝をもって敷教の本となし、礼法をもって訓俗の方となし、芸能を練習するをもって致用治世の具となす……」⁽⁶⁾

そこには、清末当時儒教の権威を擁護するための唯一の途とされた「中体西用」の考え方が明確に示されている。

このように、儒教主義モラルによって学校教育のバックボーンを形成するという考え方は、教育の実際面においては、下記表1に示すとおり、初等小学堂の週教授時間総数30時間中、修身及び読経・講経が14時間と、全教授時間のほぼ半数を占めるという形で具体化されていた。

1 初等小学堂教科目及び週教授時間数 — 各学年共通

教授科目		時間数
必修科	修身	2
	読経・講経	12
	中国文字	4
	算術	6
	歴史	1
	地理	1
	格致	1
	体操	3
随意科	図画	
	手工 楽歌	
計		30

(出所)「奏定学堂章程」初等小学堂章程、1904年より作成

「中体西用論」は、洋務運動以後の清朝政府新政治期にも採用され、清末の教育改革を方向づけた指導理論でもあった。当時中国は植民地化の危機のもと外国の進んだ科学技術を導入することで富強化を図る必要があったが、しかし西洋文化を導入することによって、清朝専制支配のイデオロギーとしての儒教の権威が否定され、既存の秩序が破壊されるようなことがあってはならない。こうして儒教＝中学の絶対的権威のもとにおいて、それと矛盾しない限りで西

学を取り入れ、清朝支配の枠内で中国の富強化に役立てるための理論的根拠が必要となり、ここで打ち出されてきたのが中体西用論であった。

また、戊戌の変法の指導者に当たる立憲派知識人—康有為、梁啓張、譚嗣同等の維新派は専制制度維持ではなく、「富国図強」を目的としたが、能力及び指導思想上の局限性があった、結局失敗の運命に逢われたのである。維新派の行ったわずか103日間に83の維新詔書という、あまりにも急進的な改革は、中国の封建支配階級から普通の民衆まで大幅な階層の利益を損害したので、光緒帝という無実権の皇帝を除き、経済的、政治的、また軍事的な支持を得られなかったのも当然なことであろう。内外危機の中にある広大な中国を治める能力も、政治闘争の経験も不足していたブルジョア改良派であると評価したい。

中国近代教育改革の指導者とは違い、日本の推進者—明治政府は、幕府との政治的・軍事的な実際の闘争の中で成長し、実戦経験に富んでおり、さらにブルジョア政権の実権を握っていた。倒幕運動も中国と同じように、欧米帝国主義列強のアジア進出をきっかけとしたが、日本の場合、国内外の危機に面して、改良という妥協的な手段ではなく、直接封建支配者の幕府を打ち倒し、生産力の発展を妨げた政治体制問題を根本的に解決した上で、自ら立憲君主制近代国家建設に取り組んでいった。明治政府はブルジョア階級の利益を代表しているゆえ、近代化目標を実現させる改革の断行が、日本国内ブルジョア階級から支持を得た。そのメンバーである西郷隆盛・木戸孝允・大久保利通などの維新指導者いずれ政治家としての素質を備え、さらに自国の政治的・経済的な状況及び当時の国際情勢をしっかりと把握する上、近代化を進めていった。いわゆる、胡適の『中国と日本の近代化—カルチャーショック比較研究の一つ』に書いてあるように、「日本式の近代化は、……綿密な計画の下での秩序あり、連続的、安定的、効率的な近代化である。」

さらに西洋文明導入の際にして、誕生もない明治政府が、新しい国家の設計図を求め、不平等条約改正の下交渉も兼ねて、史上空前の大使節団を米欧に派遣した。政府の中心人物である右大臣岩倉具視を特命全権大使に、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文、山口尚芳を副使とする一行は、各省の俊才も加えて総勢50名ばかり、これに、津田梅、牧野伸顯、団琢磨、中江兆民など同行した50数名の留学生を加えると、出発時点では100名を越える大集団となった。米欧12ヶ国を632日かけて視察し世界を一周したこの使節団は、結果として、まだ混沌としていた明治初期の日本がいかにして近代化を進め、「明治という国家」をつくっていくかという歴史的課題に、極めて大きな影響を与えた。それはまさに日本近代化の原点となる旅であり、日本の歴史上でも大きな意味をもつ使節団であった。

この点で見れば、中国近代教育改革の指導者に当たる洋務派、清政府、維新派、いずれ主に西洋の本など間接的な方法によって西洋文明を見ているため、自分自身の見聞、体験によって近代化を進められなかったのである。

(二) 経済基礎の差異

教育投資は長期にわたらなければ効果が現れてこないプロジェクトであり、強大的な経済基礎の完備が必要とされる。明治維新より、日本の経済力は大幅に伸びていくなか、教育に対する投資も年々増加していった。教育改革によって、義務教育が徐々に実現され、1890年に公布された「小学校令」では、公立尋常小学校の授業料を原則として廃止し、義務教育無償制を確

立した。すなわち「市町村立尋常小学校ニ於テハ授業科ヲ徴収スルコトヲ得ス」(第57条)と規定し、特別の事情により授業料を徴収する場合には、府県知事の認可を受けなければならないとした。市町村財政の窮乏によって、さらに同年3月、従来の市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法と小学校教育費国庫補助法とをあわせ、市町村立小学校教育費国庫補助法を成立させた。その結果、義務教育の財政的基盤は強固なものとなった。これによって不就学児童に対する督促も可能となり、義務教育制度の確立が実質的に促されることとなった。就学率の推移を見ると、1892年に男女平均55.14%であったのが、1897年には66.65%となり、その後急速に高い就学率を示すようになって、1899年には72.75%、小学校令の改正が行われた1900年には81.48%を示し、翌々年には91.57%となり、以後90%以上の就学率を示すこととなった。

このような高い就学率を獲得するのに、国庫財政の巨大な支持が必要とされる。文部科学省の年報によると、

表2 教育経費累積額(単位:100万円)

年度	初等教育 I	中等教育 II	高等教育 III	教員養成 IV	計 I + II + III + IV	教育行政費 社会教育費等
1905	241, 447	42, 224	28, 725	25, 569	337, 965	19, 379
1910	303, 040	62, 912	43, 418	35, 866	524, 661	27, 859
1913	369, 643	82, 279	56, 901	43, 271	742, 104	34, 634

(出所)文部科学省年報「教育経費累積額」より作成

さらに生徒一人当たりの教育に関しては、1873年に、文部省の教育支出は各省では最も多かったが、わずか138.2万円であり、生徒一人当たり0.04円。教育経費の急増により、1907年になると、6273.3万円に達し、一人当たり1.321円、1873年の35倍もあった。

日本明治維新の成功に対して、近代の中国は内乱と列強の進出によって、政治的にも・経済的にも非常に不安定な情勢にあった。戦争・敗戦の巨額な賠償金—馬関条約、北京議定書(辛丑条約)の賠償金及び利子は凡そ15億両の銀に達し、完全に清政府の支払い能力を上回る金額であった。そこで、清政府は教育費の負担を最大限地方や民衆に負わせた。

学堂の設立運営のための財政措置については、「地方学務章程」「小学経費暫行章程」などに詳細に規定されているが、それらによれば、学堂経費は(1)開弁費(2)建築費(3)常年経費という三つに分けられる。開弁費は、一学堂一班(一学級)として、初等小学では100元以上200元以下、高等小学では同じく200元以上400元以下とし、常年経費は、初等小学では180元~240元、高等小学では同じく400~600元、そのうち、教員給与が大体7~8割を占めるのが標準とされた。一学級あたりの生徒数は30~60名で、開弁費、常年経費とも、一学級を増すごとに基準経費の6~7割を増加することができた。また生徒数30名未満では、複式学級あるいは隣接学堂との合弁によることになっていた。このほか学堂の開設にあたっては、校舎の建築は必要最低限のものとし、人口の多い地方を除いて、校舎は祠廟、公所を転用、あるいは民家を借用すべきことなどが規定されていた⁽⁷⁾。これによると、単級の初等小学堂一校を開設する場合、校舎は寺廟などを利用したとしても、少なくとも280~440元(高等小学の場合は600~1000元)の経費が必要だということになる。

これら学堂経費の捻出に関する規定をみると、「奏定勸学所章程」や「地方学務章程」によれ

ば、次のようになっている。すなわち、

「勸學員は……各村の董事に勸めて切実拳弁せしめよ。此項の学堂經費は、皆村董の地に就きて籌款するを責成し、官は手を経ず」⁽⁸⁾

「城鎮郷或は郷学連合会区域内に居住流寓し、不動産あり或は營業する者は、皆地方公用の学堂に対し均しく設立及び維持するの義務を負ふ。本地方にもと公款公産あるものは、先ずその収入を以て設立及び維持の用に充つべし」⁽⁹⁾

とあり、学堂の設立維持は地区住民の負うべき義務であること、そのためには各村董がそれぞれの地において適当な財政措置を講ずべく、清政府は公款不足を理由に、「官不經手」と、可能な限り「上から」の援助は行わないことを規定している。また、学堂の設立維持のため、特別税として「学捐」の徴収が、民衆の学堂仇視を招き、各地において抗捐運動を激成し、毀学事件が相次いで発生していた。

(三) 外来文化受容力の差異

加藤周一の「雜種文化」で指摘されたように、日本は四方を海に閉ざされている島国であり、他の国から隔離し孤立した地理的な位置にある。4世紀から、古代の日本は中国大陸や朝鮮半島から高度な先進文明を受容し、その内容は、政治制度としての律令体制、仏教や儒教などの宗教や思想、文芸や絵画・彫刻などの芸術作品のみならず、建築や暦などの生活文化まであらゆる分野に及んでいる。このように、蘭学の興隆を経て、近代の明治維新に至り、無常観を常に抱いている日本人は、自分自身を強くするため、異文化を寛容に受容してきた。文化の発祥地や中心地であった国が異文化に対する排斥がはっきり現れてくるが、現世利益を重視している日本人が容易に外来文化を受け入れる寛大さを持っている。

さらに、日本人はそのまま異文化を受け入れるのではなく、自らの伝統的文化に合わせて変容させることにより独自の文化を創り上げ、いわゆる「日本文化の重層構造」を形成してきた。外来文化が直列的に意味を伝える翻訳ではなく、外来文化とほとんど非連続に、並列的に、外来文化の一種の刺激が生み出した日本的解釈が行われ、日本独自の伝わり方をしてきたのである。土着と外来とは、物理反応でなく、化学反応をおこして、見事に調和してしまうのである。日本文化の雜種性を考えるばあい、日本の輸入能力よりも、むしろその化合能力に着目する必要がある。前述してきた日本教育近代化の過程を見てみると、西洋の教育体制をそのまま日本に導入してきたが、日本での政策実施によって、日本の国情と結びついて開花させていく、という西洋化から日本化への道を歩んできた。

その視点から中国の場合を見ると、唐の時代に世界の中心となった中国は、清の時代まで「天朝大国」の意識抱いたが、西洋近代文明導入の必要性を痛感し、やむを得ず外来文化を導入しようとした。中国の近代教育改革では、西洋の教育政策実施を排斥する傾向が明確にあらわれているのは言うまでもなく（保守派の反対や毀学運動から見られる）、西洋教育体制を中国化させる傾向がほとんど見られない。まさにそこで指導者たちを困らせたのは、どのように近代文明を導入し、さらにどのように活用していく、ということであろう。

終わりに

中国では1986年に「義務教育法」が公布されて以来、現在各地方で教育のための施策が精力的に推し進められている。ところが、この9年制義務教育の実施には多くの困難があり、ことに農村部では、就学率が不振のほか、中途退学者の増加も顕著である。これは無論中国の経済的な発展不均衡に大きく関係しているが、まさに農民の間になお根強く存在する学校教育への不信感を容易に克服できないことにもある。今後、中日教育史の中で探り続け、日本の教育経験を研究し、習得しながら、中国の民衆の間における学校教育の不振状況の克服、という課題に取り組んでいこうと思っておる。

注：

- (1) 李文忠公全集(光緒二十七年)一之三 李文忠公奏稿 卷之三
- (2) 「学部奏派調査直隸学務報告書」「東方雑誌」第四卷第十一期
- (3) 「奏定学堂章程」「学務綱要」
- (4) 同(3)
- (5) 「近代中国教育史料」第四冊 p 16
- (6) 同(3)
- (7) 学部「小学経費暫行章程」、「地方学務章程」陳宝泉「近代中国学制変遷史」1927年、p 84～95
- (8) 「奏定勸学所奏程」p 132
- (9) 「地方学務章程」p 85

参考文献

1. 海俊 宗臣 「教育改革」戦後日本の教育改革 第一巻 1977年4月 東京大学出版会
2. 「日本近代教育百年史」教育政策 1 1973年12月 国立教育研究所
3. 岩波講座 「現代教育学」5 日本近代教育史 1962年11月 岩波書店
4. 石附 実 「教育博物館と明治の子ども」異文化接触と日本の教育 1977年5月 福村出版株式会社
5. 上條 雅子 「教育の国際化に関する研究」 1989年2月 多賀出版株式会社
6. 堀尾 輝久 「日本の教育」 1995年12月 東京大学出版社
7. 周 啓乾 「明治の経済発展と中国」 1989年10月 六興出版
8. 彭 澤周 東洋史研究叢刊之29 「中国の近代化と明治維新」 1976年
9. 平塚 益徳 平塚益徳著作集 第二巻 中国近代教育史 1985年3月 教育開発研究所
10. 舒 新城 「中国教育近代論」 1983年9月 明治図書出版株式会社
11. 阿部 洋 「中国近代学校史研究」 1993年2月 福村出版株式会社
12. 菅 栄一、加藤 祐三 「中国近代史」 1976年4月 東方書店

ONLINE LEGAL AID TO EMPOWER VICTIMS OF DOMESTIC VIOLENCE IN JAPAN

Manning Li¹ Stephen P. Smith² Yang Xu³

日本の家庭内暴力における被害者権利のためのオンライン法律援助

"If you are going through hell, keep going..."

— Winston Churchill

INTRODUCTION

Domestic violence is a significant problem worldwide. Domestic violence (DV) involves one member of the family exerting power over others through physical or psychological violence. In cases of extreme violence that require police intervention, the victim is typically a woman (Vazquez, 1996), and this form of violence is a major contributor to morbidity and mortality for women (Rhodes et al., 2006). Results from self-report surveys consistently show alarming statistics when extrapolated to the general populace: for example, claims that more than 5 million women in the US are victims of DV (Westbrook 2008), one in four women in the UK (Mirlees-Black, 1999) and one in three women in Japan (Cabinet Office, 2002; Radford and Tsutsumi, 2004). Studies that have examined DV more broadly have found that DV against males is less common but still significant, with males suffering up to one third of DV injuries and twenty-five per cent of deaths (Kelly 2002, Straus et al. 2006).

A critically important issue is how to protect victims, particularly women, who tend to be in a weaker and more vulnerable position than men (physically, psychologically, and economically). Offering protection is often difficult, however, because a large number of victims (male and female) are unwilling to acknowledge or disclose the cause of the trauma, even when sent to hospital emergency departments and interviewed by healthcare professionals (Rhodes et al., 2006). Indeed, due to emotional or financial dependence, as well as more complex issues such as self-blame (Johnson and Ferraro 2000), and even Stockholm syndrome (Graham et al., 1988) where the victim shows loyalty to the aggressor irrespective of the ongoing danger faced (Herman 1992), victims commonly report returning to

the relationship, hoping to change or simply persuade the abuser by plea and promise (Chang et al. 2006). Many victims are also confused by the recursive nature of the abusive relationship which cycles through *honeymoon*, *calmness*, *tension-building* and *incident* phases (Corcoran and Melamed 1990, Shurman and Rodriguez 2006).

Online advisory systems provide a number of capabilities that are potentially useful in addressing some of these DV issues. Online advisory systems are interactive online computer-based systems that are capable of providing advice to the public while allowing people to explore options, and so help them to make more informed decisions (Jansen and Steehouder 1994). These systems have been shown to empower citizens, especially those in a relatively weak bargaining position (Li, Gregor and Goode, 2007), and it have also been used to assist poor people in need of legal advice (Koufaris, 2002). On this basis we propose that a DV Online Legal Aid (OLA) system – a kind of online advisory system that incorporates Decision Support Systems (DSS) functionality and analytic technologies such as data mining – can help to address the major difficulties described above and thereby empower DV victims in desperate situations.

Consequently, in this paper we explore the role of an OLA in empowering DV victims to make better decisions on their future life paths. In describing that role, we first seek to understand the nature of DV and the DV victims' corresponding information needs that can be addressed with such an OLA. We then look at how to effectively empower the DV victims with OLA, and finally propose guidelines for the design of such an OLA.

Quotations throughout the paper are from four women, each a victim of DV, in a system development exercise using the paper prototyping technique (Snyder 2003). Interviews were conducted in Australia, Japan and China. Each participant approached the first author after hearing about the study via indirect word-of-mouth contact, in an effort to help other people in a similar situation. All women are Asian, aged between 25 and 45, and in a relationship between 6 months and 4 years. Quotations have been included with the consent of each individual, and all personal information has been removed.

UNDERSTANDING THE INFORMATION NEEDS OF DV VICTIMS

The recursive nature and destructive impact of DV

DV incidents can take the form of verbal abuse or physical abuse and chronically violent relationships tend to be a recursive cycle of events similar to those shown in

Figure 1. Following violence, the relationship enters a *honeymoon* phase that is characterised by exemplary behavior, contrition, and forgiveness. These positive feelings deteriorate gradually and an atmosphere of relative calmness, is displaced by one of survival as tensions build within the relationship, with these tensions ultimately erupting in actual violence (Straus et al. 2006). In the absence of proper professional intervention, the severity and frequency of these DV incidents will usually escalate over time, and the honeymoon phase may disappear entirely as violence becomes normalized (Schuller and Vidmar, 1992).

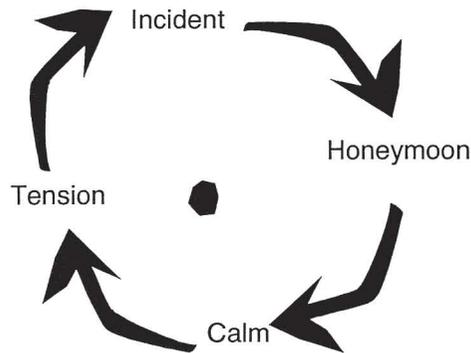


Figure 1. The abuse cycle in DV

DV frequently leads to destructive impacts on the direct victim, related individuals like the witnessing children and the society. For the direct victims, regardless of the form of abuse, DV victims typically need a long time to walk out of the shadow of the abusive relationship and the prolonged exposure to abuse often leaves victims suffering from a variety of physical and mental health issues (Walker, 2000). In addition, children who grow up in this environment often suffer from similar behavioural, somatic and emotional problems to children who suffer direct abuse, have poorer educational and employment prospects, and have an increased risk of abusing their own future life partners (Tolman and Rosen, 2001; Shurman and Rodriguez, 2006; Jaffe et al., 1990).

The victim’s decision making process towards ending DV

Understanding the victim’s attitude towards ending an abusive relationship is an important first step when developing an intervention strategy because attitude affects the efficacy of individual strategies (Tutty et al. 1993). The transtheoretical model (Prochaska and DiClemente, 1984), shown in Figure 2, is widely used for this purpose, and its application has been reported in many studies (Brown, 1997; Burke et al., 2001). This model specifically proposes that the intervention strategy required in any given case depends on the individual’s current state of readiness to end the relationship. An intervention will therefore be most effective when designed

according to this state of readiness. Five stages are proposed in the model: the *precontemplation* phase, in which the victim is unaware of the severity of the problem; the *contemplation* stage in which the victim identifies the abuser's behaviour as DV; the *preparation* stage in which the victim considers whether to leave the relationship; the action stage, in which the victim takes actions to end the abuse; and the *maintenance* stage, in which the victim has moved on (with life) and remains separated from the abuser (Shurman and Rodriguez, 2006:1420).

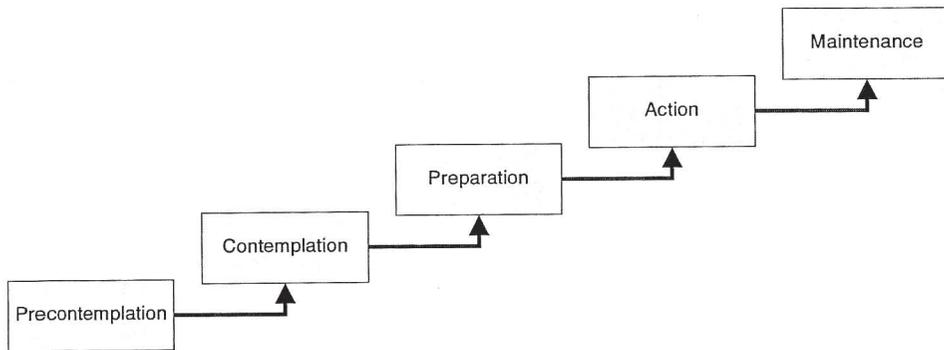


Figure 2. The five stages that DV victims go through towards ending abusive relationship

Prior studies have focused more on how to help those who are determined to end domestic violence (i.e. victims in the *preparation*, *action* and *maintenance* stages) such as providing emergency shelters, job services or seeking legal protection (Westbrook, 2008, 2009). Unfortunately, very little work has been directed towards identifying and addressing the information needs of the first two groups of people, the *precontemplators*, who do not recognize the abuse they experience as a problem, and the *contemplators*, who are aware of their problem and are considering making a change but have not yet made a commitment to do so (Shurman and Rodriguez, 2006: 1419). Identifying and addressing the information needs of these groups is the focus of this study.

Finding a way to assist these two groups is potentially the most effective strategy because helping victims early in the DV stage will help to prevent tragedy, whereas helping victims in the later stages addresses problems after a tragedy has actually occurred. Clearly, victims of domestic abuse who have been killed or injured severely should have considered leaving the abuser earlier. It is, of course, imperative that assistance be provided to DV victims following a serious incident; however,, we propose that such help should also be directed towards victims at earlier stages in the cycle, for instance, through OLA systems.

The current study proposes that government agencies should set up a single-point-

リスクと不確実性の下でのチキンゲーム

水戸康夫・進本眞文

要約：リスク下での選択と、不確実性下での選択は相違するのであろうか。実験1では相違したが、実験2では相違しなかった。したがって、リスク下での選択と、不確実性下での選択は相違する場合と、相違しない場合があることになる。では、どのような場合に相違し、どのような場合には相違しないのかに関する分析を行なう。本論では、リスク下における客観的な確率と、不確実性下における主観的な確率との差異が大きいか小さいかが、選択に大きな影響を与える可能性を指摘する。

キーワード：リスク、不確実性、確率計算、チキンゲーム

1 はじめに

リスク下での選択と不確実性下での選択は、相違するのであろうか。直感的には、相違しないと考えられるため、相違するか否かを検討する実験はほとんど存在していない。本論では、よく知られたゲームであるチキンゲームを利用して、リスク下と不確実性下での選択は相違するのかに関する実験を行なう。チキンゲームを利用するのは、チキンゲームでの「選択A」、および「選択B」における反応が、相違するか否かを明らかにしたいと考えたからである。

本論においては、リスク下での選択とは、選択肢の確率が呈示された場合の選択を、不確実性下での選択とは、選択肢の確率は呈示されずに、選択肢の確率の大小関係のみ呈示された場合の選択を意味することとする。この時、リスク下と不確実性下での選択は相違する場合があることと、相違しない場合のあることを報告する。リスク下と不確実性下での選択は相違するという本論の実験結果は、予備実験の結果と整合的であったが、相違しない場合があるという結果は予想しておらず、意外であった。

2節では、リスク下と不確実性下におけるチキンゲーム実験結果を紹介する。3節では実験結果に関する考察を行ない、4節でまとめを行なう。

本論は本学経済学会から、九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会への、平成20年度研究助成による研究成果である。記して感謝の意を表したい。

2 実験

実験1は、平成20年1月19日の九州共立大学における「総合科目特殊講義B(ことばと文化特講B)」受講生に対して行なった。「総合科目特殊講義B(ことばと文化特講B)」の講義を早めに終了して、教室に残っている受講生に対して、回答してくれた学生には、ボーナス点を与えることを伝え、配付する用紙(資料1と資料2)に答えてくれるよう、協力を要請した。「総合科目特殊講義B(ことばと文化特講B)」を受講している学生は、経済学部、工学部、スポーツ学部の3・4年生である。実験協力者に袋から数字の書かれた紙を取り出させ、数字が奇数なら資料1を、偶数なら資料2を配付した。

資料1と資料2を用いて、チキンゲームの実験を行なった。チキンゲームにおいては、2つのナッシュ均衡があり、事前の情報のない同時手番のゲームにおいては、「選択A」を選択することも、「選択B」を選択することも、間違った選択ではない。この時、資料1では相手プレイヤー92人のうち「選択A」を選択するのは59人(「選択A」を選択する確率が64.1%)、92人のうち「選択B」を選択するのは33人(「選択B」を選択する確率が35.9%)であることを提示した。資料2では、相手プレイヤーにおいては、「選択A」を選択する人の方が多い(「選択A」を選択する確率の方が高い)ことが分かっているという想定を提示した。資料1においても、資料2においても、相手プレイヤーがどちらを選択したかわからない状況で、つまり同時手番時に、実験協力者はどちらを選択するのかについて質問した。

「総合科目特殊講義B(ことばと文化特講B)」受講生のうち、実験協力者として40人程度と予想したが、実験協力者(当日の受講生)は変動するものなので、50人、60人参加する可能性を否定できない。そこで、50人、60人、あるいはそれ以上参加しても対応できる人数として、相手プレイヤーとなりうる別の大学で同様な課題を行なった学生を、90人程度と設定した。しかし、90人と設定すると、架空の数字であると感じる実験協力者が出てくるかも知れないので、あえて92人と設定した。同様な理由で、33人、59人と設定した。そして「選択A」と「選択B」の選択比率は1対2程度とすることで、実験協力者から十分な反応を引きだせると考えた。この比率は暫定的なものであり、十分な反応を引きだせないのなら、1対3や、1対4といった比率での実験も必要となってくるであろう。

実験協力者がリスク中立的であり、期待効用=ボーナス点であるならば、期待値のボーナス点の高い方の選択肢を選択することが、経済的に合理性を持つ選択である。資料1のゲームにおける「選択A」の期待値は $4.641 (= 5点 \times 0.641 + 4点 \times 0.359)$ 、「選択B」は $4.923 (= 6点 \times 0.641 + 3点 \times 0.359)$ となるので、「選択B」を選択するべきである。ただし、「選択B」を選択する場合には、ボーナス点が3点となる可能性を避けることはできないことに留意しなければならない。

理由に関する記述が半分以下であったり、記述が5行以下であったり¹⁾、明らかに課題を誤って理解しての記述がある場合は、無効回答とした。資料1は18枚を配り、無効回答が6枚あり、有効回答は12枚であった。資料2は19枚を配り、無効回答が6枚あり、有効回答は13枚である。合計では37枚を配り、無効回答が12枚あり、総有効回答は25枚である。

表1 資料1と資料2における選択結果(単位:枚数)

	「選択A」	「選択B」
資料1:リスク下の選択	2	10
資料2:不確実性下の選択	11	2

出所) 筆者作成

表2 資料2における実験協力者の「選択A」想定人数

	平均	中央値	標準偏差	最頻値	選択数
「選択A」選択者	72.9	70.0	13.3	70.0	13
「選択B」選択者	65.3	55.0	22.4	—	3
全 員	71.7	70.0	13.6	70.0	16

出所) 筆者作成

表1によれば、期待値で見た時、資料1において不利である「選択A」の選択比率は16.7% (= 2/12)であり、不利な選択は避けられる傾向があるといえる。資料2においては、「選択A」の選択数として、どのような人数を想定していようと、「選択A」を選択する方が期待値は低い。それにも関わらず、資料2においては、不利である「選択A」の選択比率が84.6% (= 11/13)であり、有利な「選択B」よりも「選択A」の選択比率の方が高い。どちらの資料における実験においても、不利である選択肢は少なからず選択されている²⁾。

母集団を九州共立大学で「総合科目特殊講義B(ことばと文化特講B)」を受講している学生とし、講義終了後、調査に協力して参加した学生を実験協力者とする。実験においては、確率の数値を呈示している資料1と、相手プレイヤーは「選択A」を多く選択しているという確率の大小関係を呈示した資料2において、確率の数値を明示的に呈示するか否かが実験協力者の選択に影響しているかどうかに関する検定を行なう。具体的には、資料1における「選択A」と「選択B」の比率と、資料2における「選択A」と「選択B」の選択比率は同じという仮説(帰無仮説)を検定する。Pearsonの χ^2 乗の統計検定量は10.165(自由度1)であり、Fisherの正確有意確率(両側)は0.004であった。有意水準を0.05とする時、上述の帰無仮説は棄却されるので、資料1における「選択A」と「選択B」の選択比率の比率と、資料2における比率は相違するといえる。

資料1と資料2を比較することで、リスク下の選択と不確実性下の選択は相違するという結論を得たが、この結論は頑健なものであろうか。条件を変更して、同様な実験を行なってみた。

実験2は、平成20年1月8日の九州共立大学における「日本語表現法」受講生に対して行なった。「日本語表現法」の講義を早めに終了して、教室に残っている受講生に対して、回答してくれた学生には、ボーナス点を与えることを伝え、配付する用紙(資料3と資料4)に答えてくれるよう、協力を要請した。「日本語表現法」を受講している学生は、経済学部、工学部の1~4年生である。実験協力者に袋から数字の書かれた紙を取り出させ、数字が奇数なら資料3を、偶数な

ら資料4を配付した。

資料3と資料4を用いて、資料1と資料2と同様のチキンゲームの実験を行なった。チキンゲームにおいては、2つのナッシュ均衡があり、事前の情報がない同時手番のゲームにおいては、「選択A」を選択することも、「選択B」を選択することも、間違った選択ではない。この時、資料3では相手プレイヤー92人のうち「選択A」を選択するのは33人（「選択A」を選択する確率が35.9%）、92人のうち「選択B」を選択するのは59人（「選択B」を選択する確率が64.1%）であることを提示した。資料4では、相手プレイヤーにおいては、「選択B」を選択する人の方が多い（「選択B」を選択する確率の方が高い）ことが分かっているという想定を提示した。資料3においても、資料4においても、相手プレイヤーがどちらを選択したかわからない状況で、つまり同時手番時に、実験協力者はどちらを選択するのかについて質問した。

実験協力者がリスク中立的であり、期待効用=ボーナス点であるならば、ボーナス点の期待値の高い方の選択肢を選択することが、経済的に合理性を持つ選択である。資料3のゲームにおける「選択A」の期待値は $4.359 (= 5 \text{点} \times 0.359 + 4 \text{点} \times 0.641)$ 、「選択B」は $4.077 (= 6 \text{点} \times 0.359 + 3 \text{点} \times 0.641)$ となるので、「選択A」を選択するべきである。そして、「選択B」を選択する場合には、ボーナス点が3点となる可能性を避けることはできないことに留意しなければならない。

理由に関する記述が半分以下であったり、記述が5行以下であったり、明らかに課題を誤って理解しての記述がある場合は、無効回答とした。資料3は26枚を配り、無効回答が7枚あり、有効回答は19枚であった。資料4は32枚を配り、無効回答が15枚あり、有効回答は17枚である。合計では58枚を配り、無効回答が22枚あり、総有効回答は36枚である。

表3 資料3と資料4における選択結果(単位:枚数)

	「選択A」	「選択B」
資料3:リスク下の選択	10	9
資料4:不確実性下の選択	7	10

出所) 筆者作成

表4 資料4における実験協力者の「選択B」想定人数

	平均	中央値	標準偏差	最頻値	選択数
「選択A」選択者	57.4	60.0	7.3	60.0	7
「選択B」選択者	66.4	70.0	12.5	70.0	10
全員	62.9	62.0	12.1	70.0	17

出所) 筆者作成

表3によれば、期待値で見た時、資料3において不利である「選択B」の選択比率は47.4% (=

9/19)であり、不利な選択であっても避けられるわけではない。結果として、実験協力者は、期待値を考慮せずに選択を行なっているかのように見える。資料4においては、「選択B」の選択数として、どのような人数を想定してしようと、「選択B」を選択する方が期待値は低い。資料4においては、不利である「選択B」の選択比率は58.8% (=10/17)である。どちらの資料における実験においても、不利である「選択B」は少なからず選択されている³⁾。

母集団を九州共立大学で「日本語表現法」を受講している学生とし、講義終了後、調査に協力して参加した学生を実験協力者とする。実験においては、確率の数値を呈示している資料3と、相手プレイヤーは「選択B」を多く選択しているという確率の大小関係を呈示した資料4において、確率の数値を明示的に呈示するか否かが実験協力者の選択に影響しているかどうかに関する検定を行なう。具体的には、資料3における「選択A」と「選択B」の比率と、資料4における「選択A」と「選択B」の選択比率は同じという仮説(帰無仮説)を検定する。Pearsonの χ^2 乗の統計検定量は0.472(自由度1)であり、Fisherの正確有意確率(両側)は0.525であった。有意水準を0.05とする時、上述の帰無仮説は棄却されないため、資料3における「選択A」と「選択B」の選択の比率と、資料4における比率は相違するとはいえない。

3 分析

実験1では、リスク下の選択と不確実性下の選択は相違した。なぜ相違したのであろうか。リスク下の選択を行なう資料1の場合は、相手プレイヤーのうち、59人が「選択A」を、33人が「選択B」を選択したのかは分かっている場合の選択を尋ねた。それに対して、不確実性下の選択の資料2の場合には、「選択A」を選択する相手プレイヤーの方が多いことが分かっている場合の選択を尋ねた。したがって、リスク下と不確実性下の選択の相違した理由として、最も可能性の高いものは、「選択A」を選択する相手プレイヤーの数に関する想定が、選択を相違させるほど大きいというものである。

そのことを確認するため、資料2においては、「選択A」を選択する相手プレイヤーの数についても尋ねており、その結果は表2に示している。表2によれば、有効回答16人の「平均」は71.7人、「中央値」は70.0人、「最頻値」は70.0人であり、資料1における「選択A」を選択する相手プレイヤーの想定数は59人であり、相違している。この相違が、資料1での「選択A」と「選択B」の選択比率と、資料2での選択比率の相違をもたらしたのかもしれない。

実験2は、「選択B」の方が多としている点で、実験1とは相違している。実験2では、資料3での「選択A」と「選択B」の選択比率と、資料4での選択比率の相違をもたらさなかった。実験2においては、「選択B」を選択する相手プレイヤーの数に関する想定は、実験1と相違していたのであろうか。表4によれば、有効回答17人の「平均」は62.9人、「中央値」は62.0人、「最頻値」は70.0人であり、資料3における「選択B」を選択する相手プレイヤーの想定数は59人であり、ほぼ同じ程度といえよう。「選択B」を選択する相手プレイヤーの想定数が、資料3と資料4でほぼ同じ程度であったということが、資料3での「選択A」と「選択B」の選択比率と、資料4での選択比率の相違をもたらさなかった理由なのかもしれない。

では、なぜ資料1と資料2では「選択A」を選択する相手プレイヤーの想定数は相違し、資料3と資料4では「選択B」を選択する相手プレイヤーの想定数は同じ程度であったのであろうか。

これについては、さらに実験を行なうことによって、その理由を探るしかない。現段階では、可能性のある要因を列挙するしかない。例えば、実験協力者である留学生間での情報交換や、偶然や、実験協力者の属性(工学部所属である、女性である、昨年行なった実験に参加していた4年生である等)などが考えられる。想定数の相違の程度に影響を及ぼす要因については、今後の課題としたい。

4 まとめ

表1のデータに基づいて独立性の検定を行なえば、資料1における「選択A」と「選択B」の選択比率の比率と、資料2における比率は相違するといえる。したがって、リスク下における選択と不確実性下における選択は相違するといえる。その理由として、「選択A」を選択する相手プレイヤーの想定数の相違が理由であるかもしれないことを指摘した。これは、表3のデータに基づいて独立性の検定を行なえば、資料3における「選択A」と「選択B」の選択比率の比率と、資料4における比率は相違するといえず、リスク下における選択と不確実性下における選択は相違していない。この時、表4より明らかなように、資料3と資料4では「選択B」を選択する相手プレイヤーの想定数は同じ程度であったことから推測されるものである。

今後の課題としては、どのような状況の時に、リスクの場合と不確実性の場合の「選択A」や「選択B」の想定数が同じ程度になり、相違するのはどのような状況の時であるのかを明らかにしていきたい。

資料4

レポート

平成21年 月 日

このレポートは集計データとして、論文に利用する予定であり、個人データとしては利用しません。また、プライバシーは保護します。このレポートの論文利用を承諾する場合は、**裏面に半分以上**書き込んで提出してください。裏面での書き込みが半分未満の場合は、ボーナス点として1点しか加えません。論文データとして利用されるのがいやな学生は、学籍番号と名前のみ書いて提出するか、提出しないでください。そのことによる不利益な扱いはしません。ただし学籍番号と名前のみ書いて提出する場合のボーナス点は1点となり、提出しない場合のボーナス点は0点となります。

学科

学籍番号

名前

列2の学生の行動

	「選択A」	「選択B」
列1の学生の行動 「選択A」	(5, 5)	(4, 6)
「選択B」	(6, 4)	(3, 3)

利得：(列1の学生のボーナス点、列2の学生のボーナス点)

上述のゲームを分かりやすく示せば、

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は5点、列2の学生のボーナス点5点

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は4点、列2の学生のボーナス点6点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は6点、列2の学生のボーナス点4点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は3点、列2の学生のボーナス点3点

となります。あなたが列1の学生の立場に立つ時、「選択A」と「選択B」のどちらを選択するか答えてください。選択結果に応じたボーナス点を与える予定です。列2の学生は、別の大学で同様な課題をやった学生のデータを使います。92人のうちの誰か1人と無作為(ランダム)にペアを組むと想定してください。そして、「選択B」を選択した人の方が多いということが分かっているとします。この時、「選択B」を選択した人を何人と予想して選択するのか教えてください。ただし、ボーナス点についての問い合わせには答えません。

あなたの選択：(「選択A」、 「選択B」)

あなたの考える「選択B」を選択している人数(人)程度

注

- 1) 以前のレポートには、記述がA4用紙の半分未満である場合や、6～7行以下の場合、出席に関するボーナス点は1点となることを記載していた。しかし、誤って理解して、6～7行は書くが、用紙半分未満の回答用紙が何枚か見られた。このため、最近では、半分未満である場合は1点であるという条件だけ書くように変更した。しかし、このように変更すると、2行で用紙半分以上となるような大きな文字を書く実験協力者が見られるようになった。そのために、暫定的に、5行以下で用紙半分以上書かれている場合は、常識外れに大きな文字の大きさであるとみなし、無効回答とすることとした。
- 2) 有利でない選択肢を選択することは、水戸康夫・進本眞文・内藤徹(2004.6)や水戸康夫・進本眞文・八島雄士(2006.3)等でも確認されている。
- 3) 有利でない選択肢を選択することは、水戸康夫・進本眞文・内藤徹(2004.6)や水戸康夫・進本眞文・八島雄士(2006.3)等でも確認されている。

参考文献

- 川越敏司『実験経済学』東京大学出版会、2007年。
- 水戸康夫・進本眞文・内藤徹「安心」ゲームならびに「チキン」ゲームにおける不合理な選択『九州共立大学経済学部紀要』第97号、2004年6月。
- 水戸康夫・進本眞文・八島雄士「相手プレイヤーとの利得差の影響に関する一考察」『九州共立大学経済学部紀要』第104号、2006年3月。
- 水戸康夫・進本眞文・八島雄士「期待効用理論の現実妥当性」『九州共立大学経済学部紀要』第111号、2008年2月。
- 山岸俊男「社会的ジレンマ研究の新しい動向」今井晴雄・岡田章『ゲーム理論の新展開』勁草書房、2002年。

実践的経営教育に関する一考察

－ プロジェクト・ベースド・ラーニングの効果について －

八 島 雄 士

(九州共立大学経済学部准教授)

森 部 昌 広

(九州共立大学経済学部特別客員准教授)

要 旨

経済学部に所属する学生はビジネスの経験を高めるような教育をうけていないため、大学では実践的な教育プログラムを必要としている。本稿は、実践的経営教育の一環として、プロジェクト・ベースド・ラーニング(PBL)を基本とする教育プログラムを検証することを目的とする。効果検証の方法としては、バランスト・スコアカード(BSC)を使う。なぜなら、BSCは教育プログラムの目的とその戦略を、重要評価指標として、客観的かつ継続的にマネジメントすることができるため、この2年間の活動の効果について、PDCAサイクルを踏まえながら、検証結果を明らかにできる。結果として、PBLによって学生はビジネスの経験を積むことができた結論づけた。今後はその活動実績をPRし、教育プログラムに参加する学生を増やすことが課題である。

キーワード

実践的経営教育, プロジェクト・ベースド・ラーニング, バランスト・スコアカード

1. はじめに

本研究は、実践的経営教育研究の一環として、プロジェクト・ベースド・ラーニングを基本とする教育プログラムの効果検証を目的とする。学生を従来の講義のみでビジネスで使える人材として育てることは難しい。学生が、自ら考え、行動するためには、講義のみならず、実践をともなう教育プログラムを構築することが求められている⁽¹⁾。

この問題意識を出発点として、八島[2005]では、大学をめぐる大学組織および社会のニーズ変化を指摘し、新たな経営教育方法開発の理論的思考プロセスを整理し、教員同士、教員と実務家などのコラボレーションを促進するために、人間系の“face to face”ネットワークとITを使ったコミュニケーション・ネットワークを提案した。その後、第一に、八島[2006]および八島[2008]では演習科目で学生の意識を変え、課外活動を意義ある形で活発化させるための試みを実践的な側面から検討した。第二に、八島・小西[2007]では、スポーツ科学と経営学という

異分野を専攻する教員がコラボレーションして経営教育を実践する可能性を、スポーツを活用したコミュニティビジネスおよびインターンシップの視点から検討した。第三に、八島・増田[2008]では、演習科目のみならず、課外活動および講義を有機的に連携させて経営教育を実践する重要性を指摘し、その試みを検証した。これらの議論の結論として、プロジェクト・ベースド・ラーニング(Project based learning:PBL)を実践的経営教育として実践することを、「統合型実践的経営教育方法(Integrated Practical Management Development メソッド:IPMDメソッド)」として、八島・森部[2008]で提案した。しかし、このネーミングについては具体的な内容をイメージできず、呼びにくい点が問題であり、本稿では、単純にPBLによる教育プログラムとして記述している。

以上の研究経過を踏まえて、本稿では「PBLを実践することによって、『仕事で使える人材』が育つ」ことを仮説として、バランスト・スコアカード(BSC)により、PDCAサイクルのプロセスおよびその効果を検証する。BSCを使う理由は、PBLの基本的要素として企画・運営者(教員)と実践者(学生)の双方向性が重要であると考え、コミュニケーション・ツールおよびモニタリングの道具としてBSCが最適であると考えたためである。なぜなら、BSCは、教員の意図を戦略として図解し、わかりやすく表現することができる。また、戦略を重要成功要因(Key Success Factor)および重要評価指標(Key Performance Indicator:KPI)として、明確に客観的な数値として表すことができるためである。

以下、2では、PBLによる教育プログラムの概要を説明する。3では、BSCによるモニタリング・プロセスを検討する。4では、教育プログラムの効果を検証する。5では、実践結果から得られた一つの法則を中心に、課題を検討する。

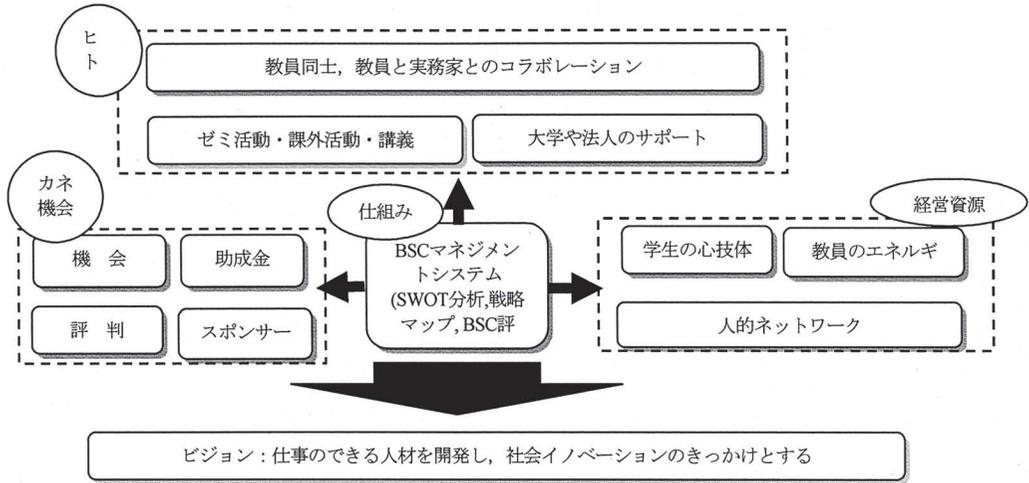
2. プロジェクト・ベースド・ラーニングによる教育プログラムの概要

プロジェクト・ベースド・ラーニングによる教育プログラムとは、一つのプラクティカル・メソッドであり、講義や演習のみならず、研究会活動等を場として設定し、教員同士や教員と実務家(活動家)がコラボレーション(協働)することによって、知識と経験の融合に基づいて学生の能力を開発する方法と定義する。以下、2.1で全体像、2.2で学生とのコミュニケーション・ツールとなる戦略マップ、2.3で活動のモニタリング・ツールとなるBSCを示す。

2.1 教育プログラムの全体像

まず、図表1に示すように、第一の特徴は学生の心技体と教員のエネルギーを経営資源として、教員が開拓・構築した人的ネットワークを外部企業・組織と協働の機会の源泉とする点である。第二に、機会を活かすためにヒトや組織、カネが必要である。つまり、企画や運営の場として、ゼミのみならず、課外活動や講義もコミュニケーションの機会となる。また、基本は教員同士、教員と実務家のコラボレーションである。さらに、大学や法人のサポートが必須の条件である。一方、カネに相当するのは、活動の機会であり、継続性や新規開拓と関連する評判である。大学や行政等からの助成金が活動資金となるし、スポンサーとして物品や資金提供も活動の助けとなる。第三に、全体的なマネジメントシステムとしてBSCを活用することによって、継続的なモニタリングと改善が可能となる。

図表1 統合型実践的経営教育メソッドの全体像 (筆者作成)



2.2 ゼミ活動の戦略マップ

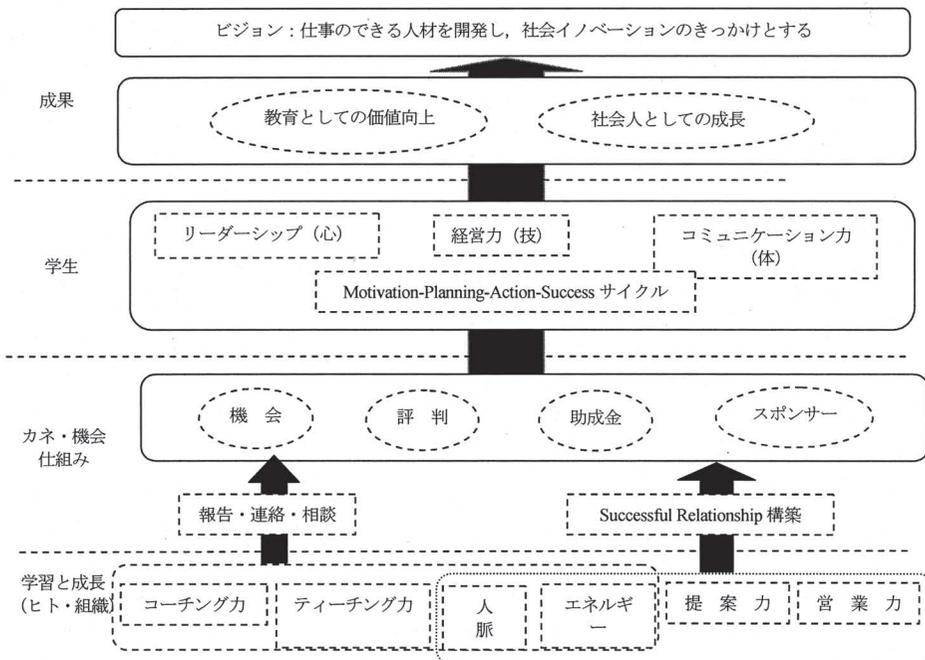
次に、図表2がコミュニケーション・ツールとして使用する戦略マップである。その特徴は4つの視点から戦略を検討している点である。すなわち、ゼミ活動の成果は、学生の成長(③の視点、具体的には、リーダーシップ、コミュニケーション力、経営力であり、学生の心技体に相当する)によって評価される教育としての価値向上および社会人として成長したことによる社会への貢献である(④の視点)と考える。そのために、ヒト・組織の能力向上(①の視点、具体的には、コーチング力、ティーチング力、人脈、エネルギー、営業力、提案力)が必要条件であり、かつ、その能力を活かし、学生の成長と成果へと結びつけるためのカネ・機会・仕組み(②の視点、機会、評判、助成金、スポンサー、MPASサイクル、報告・連絡・相談、Successful Relationship構築)が十分条件となる。

2.3 ゼミ活動のバランスト・スコアカード

図表3は、ゼミ活動をモニタリングする道具として使用するBSCである。図表2の戦略マップを、重要成功要因(KSF、何を成功と考えるのか)、重要成功指標(KPI、何で成功をはかるのか)およびターゲットとして展開し、戦略を実際の行動に置き換える機能を備えている。また、結果をスコアリングし、ターゲットと比較検証することによって、次の計画(改善行動)に反映させる機能も備えている。上昇スパイラルとしてうまく循環させると、活動の質を向上させることができる⁽²⁾。具体的には、第一に、外部評価が重要である。コミットした企業・組織へのアンケートのスコアおよび進路決定率という外部評価をKSFとする。第二に、コミュニケーションのなかでMotivation-Planning-Action-Successのサイクルをまわす際のSuccess(達成感)が重要であり、KSFとする。特に、活動中の即時的な達成感と活動後の達成感に区別している。第三に、プロジェクトの継続が重要である。Successful Relationship構築(関係する人々の間にWIN-WINの関係を築くこと)をKSFとする。第四に、コミュニケーションが重要である。学生とのコミュニケーションスキル(コーチング力、ティーチング力)および外部組織とのコミュニケーションスキル(営業力、提案力)、学生のみならず、外部組織とのコミュニケーション方

法や回数(エネルギー, 人脈)をもKSFとする。

図表2 ゼミの戦略マップ (筆者作成)



図表3 ゼミのバランスト・スコアカード (筆者作成)

視点	戦略目標	重要成功要因 (KSF)	重要評価指標 (KPI)	ターゲット
④成果	教育としての価値向上	外部評価	コミットした企業・組織へのアンケートのスコア	4～5
	社会人としての成長	学生の進路	進路決定率 (就職, 進学, 起業, 後継など)	増加
③学生	学生の心技体 (MPAS サイクル)	①即時的な達成感	参加したプロジェクト数とアンケートのスコア	4～5
		②事後的な達成感	HP などメディアに登場した数とアンケートのスコア	4～5
②カネ・機会・仕組み	機会・評判・助成金・スポンサー	Successful Relationship の構築	現在の企業・組織・助成金の数 (うち継続)	継続維持
①学習と成長 (ヒト・組織)	コーチング力・ティーチング力	学生の企画・提案力向上	学生の採用された企画・提案数	継続維持
	エネルギー・人脈	人的ネットワークの開拓と継続	報告・連絡・相談の回数	継続維持
	営業力・提案力	新規の連携・協働	新規の企業・組織数	継続維持

3. バランス・スコアカードによるゼミ活動のモニタリング

3では、BSCによるモニタリング・プロセスを検証する。また、効果検証において考慮すべきことがらについて述べる。

3.1 BSCによるモニタリング・プロセス

IPMDメソッドでは、図表3のBSCにおけるKPIを時系列的にスコアリングし、ターゲットの達成度合いから記述式で評価を行う。具体的なモニタリング・プロセスは次の5つのステップからなる。

- (1) KPIのスコアリングの前に、具体的な活動を半期ごとにリストアップする。その際、スタッフや外部組織の実名を使ってリストアップしたほうが整理しやすい。また、ナンバリングしていけば、数える手間が省ける。評価欄に、ターゲットに合致するならば「○」、合致しないならば「×」、条件付や理由がある場合は「△」という形で目安としての評価をする。
- (2) (1)の表をもう一つつくって、リストアップされた数を表に記入していく。
- (3) (1)および(2)で作成した表を参考にしながら、戦略ごとに強みおよび弱みに分類する。
- (4) 戦略ごとの記述を、全体的にうまくいった点とうまくいかなかった点にふりわけるとする。
- (5) まず、ステップ3を参考に戦略ごとの成功のシナリオを記述し、改善点を抽出する。次に、全体的な総括として、ステップ4を参考に全体的な成功のシナリオを記述する。

以上のモニタリング・プロセスの特徴は、全体総括までのプロセスで、次のPDCAサイクルにおける成功のシナリオとしてまとめることができる点である。一般に、評価は難しいといわれるが、それは評価における個人の目的と組織の目的とのすりあわせができていないにも関わらず、個人の評価を中心に考えるからである。つまり、ある項目に着目していえば、個人と組織のどちらに責任を負担させるのかについて明確でないためである。本稿における評価は、次の成功を導くための改善プロセスを意図しており、上述した評価とは主旨が異なる。結果として、前向きな評価が可能である。

3.2 評価対象としての学生および社会人とのちがいを

評価対象は、図表4に示すプロジェクトである。これらのプロジェクトを八島ゼミと森部ゼミが合同で実践している。活動主体は学部の2年生および3年生である。特徴として、外部組織との連携のなかで、学生参加型プロジェクトとして、学生がリーダーまたはサブリーダー、スタッフとして企画・運営を行っている。また、教員は企画・運営のコーチングの役割を担う。

活動目標は、学生がこれまでの教育でビジネス教育を受けていないか、受けたとしても経験を積むことを目的とした教育プログラムでないため、体験的理解ができていないことを考慮して、新入社員教育レベルで設定している。すなわち、第一に、社会人として必要な身だしなみができること(スーツ着用、名刺・手帳の携帯、表情・笑顔・明るさ・敬語など)、第二に、社会人として基本的な行動ができること(報告・連絡・相談、外部向けアポイントメント、お礼、挨拶など)、第三に、企画・運営ができること(自ら選んで1件以上のプロジェクトにコミットメントする。そのうち、1件はメイン、または直サブでリーダーシップを発揮すること。また、与えられたプロジェクトに適応する)である。

図表4 これまでのプロジェクト

	単年度完結プロジェクト	継続プロジェクト
2007年	ORIOスポーツパーク 2007	①ニューウェーブ北九州関連 (Jリーグ準加盟, JFL所属) ②北九州スポーツクラブ ACE 関連 ③ライジング福岡 (bjリーグ) 関連
2008年	なし	①福原学園天神サテライトキャンパス関連 ②ラグビートップリーグ関連 ③TVQ スポーツイベント関連 ④北九州市まちづくり関連

学生メリットは、第一に、新入社員研修等で学ぶことを学生時代に身につけることができる、第二に、座学では学ぶことができないことを身につけることができる。つまり、体験により実学を学び、経験値を加算または積算することから知恵を身に付けることである。

この2年間の活動で学生の成長は明らかである。しかし、その具体的な内容を検証し、次の活動に反映させることが重要である。ここで、効果検証で考慮すべきことがらを整理する⁽³⁾

- (1) 学生と社会人とのビジネスにおける経験の差を、学習と成長の視点において考慮すべきである。学生の企画・提案が外部組織で採用された数および報告・連絡・相談(報連相)の回数をKPIとしている。企画・提案が外部組織で採用され、学生が経験値を増やし、そのプロセスで教員が解説することが重要である。
- (2) 学生の自発的行動を促すように、過度な関わりは学生の成長を阻害する要因として注意しなければならない。エネルギー・人脈の戦略において考慮すべきである。適度さ、タイミング、忍耐力が重要である。成功すれば、学生同士のコミュニケーションがはじまる。
- (3) 学生の視点に関連して、仕事で使える人材の定義⁽⁴⁾を考慮すべきである。MPASサイクルのSuccess(満足)を第一に考え、プロジェクトに参加した数およびホームページ(HP)等のメディアに登場した回数とアンケートスコアをKPIとしている。
- (4) 学生の属性とは、個人の経験知である。個々に異なり、差があるため、学生の属性を面談および普段の報連相の中から把握し、個別対応を基本とすべきである。

4. バランスト・スコアカードによる教育プログラムの効果検証

4では、図表4に示したプロジェクトを対象として、BSCによる効果検証を、5つのステップで行う。ここでの検証方法は、上述したように、プログラム実行のプロセスを含み、事実を記述することを中心として評価し、成功のシナリオをいかに描くかということである。一般的にいう効果検証を想定すれば、後述のステップ4(図表7)があてはまる。ここでは、うまくいったこととうまくいかなかったことを具体的に記述している。

図表5 BSC評価表(筆者作成)

重要評価指標 (KPI)	ターゲット	実績				評価
		07 前	07 後	08 前	08 後	
<成果の視点>						
コミットした企業・組織へのアンケートのスコア	4~5	-	-	-	-	次年度実施
進路決定率(就職, 進学, 起業, 後継など)	増加	-		87.9% (29人/33人)		H21/1/19 現在
<学生の視点>						
参加したプロジェクト数とアンケートのスコア	4~5	-	2	9 2年 4.01 3年 4.15	6	・安定して参加 ・休暇期間中の参加人数増が課題
HP などメディアに登場した数とアンケートのスコア	4~5	-	2	2 2年 4.01 3年 4.15	2	・大学関連 HP は継続的 ・メディアへの PR 課題
<カネ・機会・仕組みの視点>						
継続している企業・組織・助成金の数(うち継続)	継続維持	2	4 (1)	13 (3)	7 (7)	・組織数が安定 ・継続組織増
<学習と成長の視点>						
学生の採用された企画・提案数	継続維持	1	1	5	4	・常に採用 ・1件につき複数提案目標 ・当日スタッフの人数確保 ・学生間のモチベーション格差
報告・連絡・相談の回数	継続維持	週1~2	週1~2	週1~3	週1~3	・教員間週1できている ・学生の常駐場所確保 ・ゼミ以外と報連相不足
新規の企業・組織数	継続維持	2	3	9	1	・サテライトキャンパスが増加のきっかけ ・学生の実績 PR 不足

まず、ステップ1において、KPIをスコアリングする準備として、具体的な活動を半期ごとに、スタッフや外部組織の実名を使ってリストアップした。しかし、実名をだすことを避け、ここでは省略する。

次に、ステップ2として、図表5に示すように、ステップ1でリストアップした結果を実数で記入し、KPIごとに簡単な評価コメントを記述した。第一に、成果の視点では、コミットした企業・組織へのアンケートは未実施である。進路決定率は、1月19日現在で87.9%である。対象はプロジェクト・ベースド・ラーニングをはじめた最初の学年、つまり、ORIOスポーツパーク2007の中心となったメンバーである。結果としての数値は過去の結果と変わらない。しかし、記述にはないけれども、起業をめざす学生が1名現れた点や全体的に就職活動を開始時期、内定獲得時期がいつもに比べて早かったという傾向は見られた。第二に、学生の視点の対象は、2年および3年である。参加したプロジェクト数は08年に入ってかなり増え、アンケートのスコアも4を超える数値(5が最大値)となっており、即時的な達成感を感じていると評価できる。一方、HPなどメディアに登場した数とアンケートのスコアについて、これは事後的な達成感を評価するものである。大学関連HPのみの掲載であったが、アンケートのスコアをみると

満足感は得られているようである。第三に、カネ・機会・仕組みの視点について、これは successful relationshipの構築を評価するものである。組織数は08年に入り、かなり増えている。特に、継続している組織が増えたので、十分に構築できている。第四に、学習と成長の視点について、学生の企画・提案能力は、採用される企画が増え、確実に向上している。教員のエネルギーについても常時、報連相を繰り返すことができおり、維持されている。新規開拓についても、サテライトキャンパスがきっかけとなり、営業力向上の源泉となっている。

図表6 視点ごとの強みと弱み（筆者作成）

視点	強み	弱み
学習と成長	①常に企画・提案が採用されている ②週1回は打合せできている ③サテライトキャンパス開設をよい方向で利用できている	①複数の提案はできていない ②当日スタッフを集めにくい ③学生の意識に格差がみられる ④学生の常駐場所がない ⑤ゼミ以外の学生との報連相がしづらい ⑥学生の実績を広報しきれていない
カネ・機会・仕組み	①機会を提供できる組織数が安定 ②継続している組織が増えている	①助成金はとれていない
学生	①安定して参加できている ②大学や法人のHPなどに継続的に取り上げられている	①休暇期間中の参加が少ない ②メディアへのPRが不足している
成果	①進路決定率は増えている	①コミットした企業へのアンケートが実施できていない

ステップ3では、図表6に示すように、ステップ1および2で作成した表を参考にしながら、戦略ごとに強み、弱みに分類した。この表では、戦略マップとは逆に、学習と成長を一番上の行に配置している。これは学習と成長が他の視点の基本的な要素であり、欠くべからざる要素だからである。4つの視点における強みは図表5の評価記述からも読み取れる内容となっている。一方、弱みは他の表からは読み取れない今後の改善点といえる内容である。ゼミの外部的要因と内部的要因でわけて検討すれば、外部的要因の第一は、学生の常駐場所や広報の弱みは教員の努力のみならず、大学側の協力が必要である。第二は、ゼミ以外の学生との関係で、報連相や当日スタッフの問題である。内部的要因の第一は、学生に関することで、代替案となる複数の提案ができていないことや意識に差がある点、実績を報告しきれていない、休暇期間中の参加が少ないことである。第二は、教員に関することで、助成金がとれていない、コミットした企業へのアンケートができていないことである。

ステップ4では、ステップ3を踏まえ、戦略ごとの記述を参考に、全体的にうまくいった点とうまういかなかった点にふりわけた(図表7)。うまくいった点は成功しているシナリオである。一方、うまくいかなかった点は裏を返せば、成功へのシナリオと考えられる。ステップ5(図表8)では、これを戦略ごとの成功のシナリオとして記述し、改善点を抽出した。

図表7 全体的にうまくいった点とうまくいかなかった点 (筆者作成)

うまくいった点	うまくいかなかった点
<ul style="list-style-type: none"> 安定してコミットできる企業・組織がある。 そのため、学生への機会提供が継続でき、学生も安定して参加しているため、常に、企画・提案が採用されている。 サテライトキャンパス開設を好機として、企業・組織数が増えている。 教員間の連絡は安定している。 大学および法人でとりあげられるようになっていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の常駐場所がない。 そのため、学生の意識に格差がみられるし、当日のスタッフも集めにくい。また、ゼミ以外の学生との報連相もしづらい。休暇期間中に集まる場所もない 学生の実績を外部にPRできていない コミットした外部組織からのフィードバックができていない そのため、助成金はとれていない

図表8 戦略ごとの成功のシナリオと改善点

視点	成功のシナリオ	改善点
学習と成長	機会提供および打合せはできているので、研究室等を、継続的に、企画・提案作成、報連相、会議の場およびコミュニケーション拠点として使う。同時に、会議開催情報やイベント情報をブログに掲載する。結果として、コミュニケーションが確実となり、機会を活かすことができる。	①コミュニケーション拠点の確保 ②情報伝達の確実性
カネ・機会・仕組み	機会を提供できる組織数が増え安定しており、継続性も向上している。実績と活動の意義を整理し、助成金応募機会を増やすことにより活動がしやすくなる。	①実績と活動意義の整理 ②応募機会を調査し、応募する
学生	常時参加する学生がおり、その実績と活動意義を他の学生にもPRし、休暇期間も活動できる学生が増える。	実績と活動意義の学生へのPR
成果	学生の進路にコミットした企業からの評価を加えれば、活動のインパクトを強めることができる。	コミットした企業へのアンケート実施

第一に、学習と成長の視点では、情報伝達を中心課題で、そのための場の確保および伝達手段としてブログを活用することがポイントである。第二に、カネ・機会・仕組みの視点では、実績と活動意義を外部に伝達しつづけるかをポイントとし、それを応募機会に結びつけるシナリオになっている。第三に、学生の視点では、カネ・機会・仕組みの視点と同様に、実績と活動意義を学生に伝達しつづけることがポイントであり、それを学生の意識向上およびゼミ以外の学生参加に結びつける。第四に、成果の視点では、進路のみならず、コミットした企業からのフィードバックがポイントである。

最後に、全体的を統括した成功のシナリオは次のとおりである。

PBLを基本とする教育プログラムによって、学生は、座学のみでは学ぶことのないビジネスの経験を積み、能力を向上させることができている。全体としての進め方として、ゼミ内部および外部への実績と活動意義の広報を継続的に実施することが最重要事項である。特に、ブログ等の情報技術を有効に活用することが活動を浸透させることにつながる。また、これを補強するために、コミットした企業へのアンケート等の効果を調査する時間をつくり、実施のための検討をすることが必要である。

5. まとめ

5では、PBLに基づく教育プログラムの意義を再確認し、MPASサイクルを中心として、今後の課題と解決案を検討する。

5.1 PBLに基づく教育プログラムの効果検証の結果

学生が、自ら考え、行動するためには、座学のみならず、実践をともなう教育プログラムが必要であるとの問題意識から出発し、仕事のできる人材を育成するためにPBLに基づく教育プログラムを提案し、ゼミという場で実践してきた。実践開始(2007年)から2年ほどの活動を検証した結果として、その効果は十分にあるといえる。なぜなら、①活動が継続している、②学生の行動が安定してきている、③学生の就職または進路決定にある程度つながっているためである。

5.2 環境変化とその意義

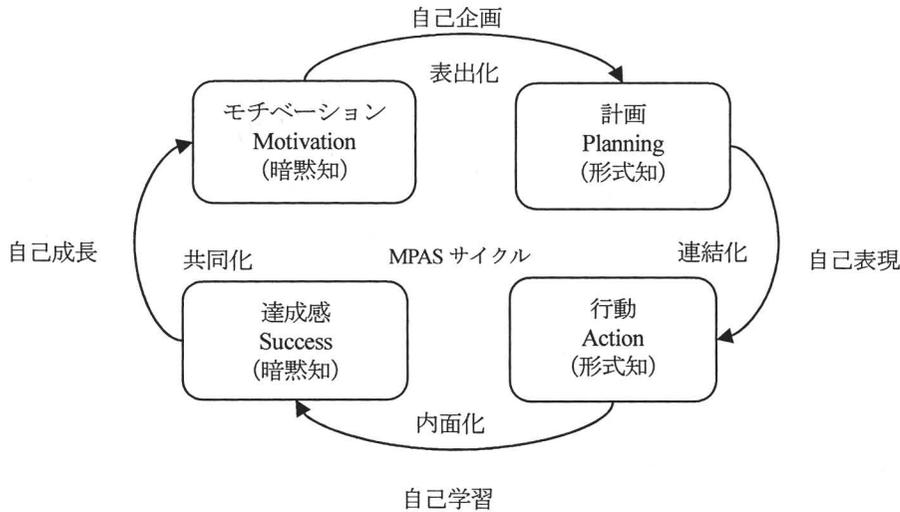
PBLに基づく教育プログラムの意義を環境変化のなかから再確認し、今後の課題へと結び付けたい。筆者が経験した時代のゼミは、暗黙知(教員)→暗黙知(学生)の運営であった。つまり、担当教員の知識や経験(暗黙知)を必死で学び、自分のものにしよう(暗黙知)と努力した。そのため、経験的な印象として、「みえる人にはみえるし、みえない人にはみえない」ように思われる。

他方、最近はコミュニケーションの場が不足している印象があるし、与えられることに慣れているせいか、積極的な行動が少ないと思われる。つまり、社会は、知識(暗黙地)を評価する傾向にあり、何に価値があるのかを見える化するプロセス(暗黙知→形式知)とスキルが普及している。しかし、形式知→暗黙知のプロセス(理解し、自分のものとするプロセス)はまだ未整備である。そこで、IPMDメソッドは、暗黙知→形式知の変換プロセスを2つの意味で実現している。一つは、実践的経営教育な意味である。PBLを基本としており、知識の意味するところを体験的に理解でき、新入社員のときからビジネス感覚をもった即戦力として活動できる基礎はできる。もう一つは、教育工学的な意味である。戦略マップおよびBSCを使うことによって、教育実践者が教育プロセスをモニタリングし、結果を改善できる。また、教育プロセスを見える化しているので、コミュニケーションと合わせて、受ける側の理解の助けとなる。この二点を明らかにできたのは、本研究の意義であると考ええる。

また、プログラムを実践し検証するなかで、MPASサイクル(図表9)が有効であることがわかった。このサイクルは野中[1990]におけるSECIモデルを参考に筆者が作成したものである。学生と社会人のちがいで述べたように、学生はビジネスの中で自分を成長させることができることを知らない。そこで、影響力のあるビジネスパーソンとの出会いなどでモチベーションをあげ、経験したこと(形式知)を達成感のなかで自分のもの(暗黙知)にし、次の行動(暗黙知→形式知)につなげるプロセスを作り出す。学生にとってはセルフイノベーションを実現することに活用できる。一方、教員は学生の成長プロセスを把握できるので、学生の教育へのモチベーションをマネジメントすることに役に立てることができる。

以上、PBLに基づく教育プログラムは、実践的経営教育、教育工学、セルフイノベーション、モチベーション・マネジメントに関して意義があると考ええる。しかしながら、実践としては、外部評価を充実させて、その意義を確認するとともに、普及していくことが課題となる。その解決のためには、第一に、外部組織の評価を含めた活動プロセスの構築、第二に、内部(学生同士)のコミュニケーションを促進するための活動拠点の確保、第三に、経営力を高めるために、スキルを学ぶ機会を提供することである。

図表9 学生の特性に合わせて教育プログラムを実施するためのセルフイノベーション・サイクル
 (野中[1990]を参考に筆者作成)



※本稿は、日本経営教育学会第58回全国研究大会自由論題報告に加筆修正したものである。報告においては、有益なコメントをいただきました。この場をかりて感謝申し上げます。

【注】

- (1) 経営教育の目的として、経営者教育、管理者教育、実務者教育などが考えられる。本稿で検討している教育プログラムは、ビジネスとは無縁に近い形で教育を受けてきた学生を対象とし、実務者教育の入り口である新入社員教育を設定している。そのため、①身だしなみ、②基本的行動、③リーダーシップを基本的な教育要素としている。
- (2) 本文で述べたように、事後的に比較評価し、改善することのみならず、判別関数を使って結果を予測することも可能である。つまり、目標数値に対応する結果が数値的に予測可能ならば、事前に行動をコントロールすること(戦略的行動)ができる。戦略的行動が可能ならば、実際に行動する人の知識やスキルにあわせて目標数値を設定できる。結果として、BSCマネジメントシステムを使うことによって、組織的目標(ビジョン)と個人的目標(満足)とのすり合わせができ、組織としての余剰を増加させることができるという点で、BSCは望ましい道具と考えられる。
- (3) 詳細は八島・森部(2008)を参照。
- (4) 仕事で使える人材の定義は、①リーダーシップを理解できること(発揮、補助、責任遂行)、②経営がわかること(経営資源の有効活用意識、行動)、③自分の考えを相手に伝え、行動に結びつけることができることである。詳しくは、八島・森部(2008)を参照。

【参考文献】

日本語文献

野中郁次郎(1990)『知識創造の経営』日本経済新聞社

八島雄士(2005)「大学における経営教育に関する一考察-知的資本の集積をコアとする経営教育をめざして」『九州共立大学経済学部紀要』第100号, 2005年3月

八島雄士(2006)「バランスト・スコアカードによる経営教育プログラムの検討」『九州共立大学経済学部紀要』第105号, 2006/6

八島雄士, 小西優(2007)「スポーツを活用したコミュニティビジネスとインターンシップに関する研究」『九州共立大学経済学部紀要』第110号, 2007/10

八島雄士, 増田幸一(2008)「講義・演習・クラブ活動の連携による実践的経営教育プログラムの研究」『九州共立大学総合研究所紀要』第1号, 2008/2

八島雄士(2008)「バランスト・スコアカードによる経営教育の実践に関する一考察-学部専門演習における一事例の検討-」『九州共立大学経済学部紀要』第112号, 2008/3

八島雄士, 森部昌広(2008)「統合型実践的経営教育メソッドの提案」『九州共立大学経済学部紀要』第113号, 2008/6

山城章(1970)『経営原論』丸善

英語文献

Kaplan, Robert S. and David P. Norton(1996) *THE BALANCED SCORECARD: Translating Strategy into Action*, Harvard Business School Press.

Kaplan, Robert S. and David P. Norton(2001) *The Strategy-Focused Organization: How Balanced Scorecard Companies Thrive in the New Business Environment*, Harvard Business School Press.

Kaplan, Robert S. and David P. Norton(2004) *Strategy MAPS: converting intangible assets into tangible outcomes*, Harvard Business School Press.

税法原理Ⅶ

弓 削 忠 史

I 法の支配に基づく重加算税の一考察

(1) はじめに

我が国の重加算税について、基調的な学説によると、「重加算税の賦課は非常に重く処罰的色彩が強い」⁽¹⁾とか、「重加算税の税率は高額であり、納税者にとって打撃は大きい」⁽²⁾等と評されている。

しかしながら、僭越であるが、最高裁判決及び基調的な諸学説等を検討するに、国税通則法等に基づく重加算税等の基本的な問題のあり方を、憲法の「本質的」な観点から再考する法理は提起されているのであろうか。

そこで、私見は、憲法の「本質」に基づく「法の支配」の観点から、結論的であるが、加算税制度の意義である「申告納税制度」等のあり方の問題を前提に、国税通則法等の課税要件、特に、国税通則法68条1項の重要な課税要件である「隠べい」及び「仮装」概念等のあり方の基本的な問題点を検討することにしたい。

したがって、その大前提はとして、憲法の「本質」と、その体系的なあり方の一端を提起した上で、その「本質」を「内質」する「法の支配」の観点から、重加算税の基本的な問題点、特に当該国税通則法の「隠べい」等の問題を中心に検討することによって、それに関係する一定の最高裁判決及び学説等を検討しているが、その内容については、前記の問題点を中心に、憲法の「本質」に基づく「法の支配」の観点を背景にして検討していることを、ご容赦下さい。

(2) 憲法の「本質」である「個人の尊厳」のあり方について

①さて、人権史的に捉えると、基本的人権は「自由権」のみならず「社会権」等を内包化することによって、基本的人権のあり方が確立されることになった。

そのことは、伊藤正己名誉教授が提起されているように、基本的人権は、「形式的には法的保障があるからではなく、その実質において、それらが国家から恩恵として与えられたものではなく、人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらにして持っている権利であり、すなわち生来の不可侵で不可譲の権利である」⁽³⁾と称されているように、基本的人権は、「個々の人

間という事実」に基づいて、保障される「個人の尊厳の保障」であり、その確認を宣言するために、日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」(憲法13条前段)等と規定している。

それ故に、最高法規である憲法の「本質」は、「個人の尊厳の保障」であり、諸法規は、下位規範として、「個人の尊厳の保障」を「内質」すべきことになる。

したがって、そのことは、当然に憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」は、税法等の諸現象に「内質」すべきことになる。

②そこで、純粋法学者として高名なケルゼン(Hans Kelsen)は、「国家作用は法創設作用＝段階的に進行する規範定を過程である。(中略・引用者)この段階構造は、自己運動における法秩序の統一を基礎づける根本規範に終止している。根本規範は、まず第一に、法を創設する機関を設定することによって、法論理的意味における憲法を成す。そして、そのようにして創定された立法者が、立法自体を規制する規定を定立することによって、一次の段階として一実定法的意味における憲法が成立する」⁽⁴⁾と称されている「根本規範論」等の影響故なのか、わが国では、根本規範等の法理に基づいて、「個人の尊厳の保障」のあり方が提起されている。

基調的な所説によると、「根本規範は、憲法が下位の法令の根拠となり、その内容を規律するのと同じように、憲法の根拠となり、また、その内容を規律するものである。(中略・引用者)われわれは、憲法の内部において、根本規範と他の憲法規範という段階構造の存在を認めることができる。そして、後者は前者によって、根拠づけられ、規律されているのである。ところで、具体的に、日本国憲法における根本規範の内容として、どのようなものが考えられるか。国民主権主義、基本的人権尊重主義および永久平和主義の三つの原理がそれに該当するものであろう。そして、さらにこれらの原理の根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理が考えられる」⁽⁵⁾とか、「自然権を実定化した人権規定は、憲法の中核を構成する『根本規範』であり、この根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則(個人の尊厳の原理)である」⁽⁶⁾と称されている。

しかし、「個人の尊厳の保障」について、「国民主権主義、基本的人権尊重主義」および永久平和主義の三つの原理」⁽⁷⁾の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」⁽⁸⁾とか、「根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則(個人の尊厳の原則)」⁽⁹⁾と称される「個人の尊厳の原理」は、いかなる意味を有するのであろうか。

③そこで、私見は、前記所説の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」とか、「根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則(個人の尊厳の原理)」等のあり方の形而上化等の問題の克服と、憲法の「本質」に基づく、新たな「法体系」を構築するために、日本国憲法の「本質」は、具体的な「個々」の「人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらにしてもっている権利」⁽¹⁰⁾である「個人の尊厳の保障」として捉えることによって、その「下位規範」の諸法規に「個人の尊厳の保障」を「内質」する法理の「本質」として「個人の尊厳の保障」⁽¹¹⁾を位置づけるべきものと考えらる。

したがって、その「個人の尊厳の保障」を確認し宣言するために、憲法は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」(憲法11条)、「すべての国民は個人として尊重される」(憲法13条)等と規定した上で、その基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」(憲法11条・国97条)と規定している。

それ故に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「法の支配」の観点から、「税法」の「法

形態」の「あるべき」当為(Sollen)性に「内質」すべきことになる。

そこで、僭越であるが、その法理を前提に、加算税の意義である「申告納税制度」の根拠となる「民主主義納税制度」等の基本的な問題点を検討しないと、結局は、国税通則法に基づく加算税等の「課税要件」等の基本的な問題点は是正できず、その制度自体が過度に既存化することになる。また、時には、民主主義納税制度に基づく申告納税制度の意義を過度に強調することによって、重加算税に関する国税通則法の「要件」及び、それに基づく「法律的構成」等が軽視されることになる。

(3) 申告納税制度の意義と加算税のあり方について

①金子宏名誉教授は、申告納税制度と加算税等のあり方を明確にするために「加算税は、申告納税制度および徴収納付制度(中略・引用者)の定着と発展を図るため、申告義務および徴収納付義務が適正に履行されない場合に課される附帯税である(税通条以下。)申告納税制度がわが国で一般的に採用されたのは、戦後のことであるが、それは民主的租税制度の一環として重要な意味をもっている。また、徴収納付制度は、租税の徴収を確保するために必要な制度である。そこで、申告義務および徴収納付義務の違反に対して特別の経済的負担を課することによって、それらの義務の履行の確保を図り、ひいてはこれらの制度の定着を促進しようとしたのが、加算税の制度である」⁽¹²⁾と称された上で、「重加算税」について、「納付すべき税額の計算の基礎となる事実の全部または一部について隠べいまたは仮装があり、過少申告・無申告または不納付がその隠べいまたは仮装に基づいている場合は、過少申告加算税・無申告加算税または不納付加算税の代わりに、重加算税と呼ばれる特別に重い負担が課されまたは徴収される(中略・引用者)」

重加算税は、納税者が隠べい・仮装という不正手段を用いた場合に、これに特別に重い負担を課することによって、申告納税制度および源泉徴収の基盤が失われるのを防止することを目的とするものである⁽¹³⁾と、同名誉教授は、「民主的租税制度の一環」⁽¹⁴⁾として、「申告納税制度と源泉徴収制度」の「定着と発展」と、その「基盤が失われるのを防止することを目的とする」ことを「重加算制度」の趣旨とされていることは、正に「民主納税制度」に基づく「申告納税制度」の意義を遂行するための法理として、極めて傾聴すべき所説であるが、しかし、その前提として、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈たる「財産権などの保障」を「内質」した上で、「民主主義的税制度」に基づく「申告納税制度」等の意義を展開しないと、その民主主義の「手段性」で、憲法の「本質」の文脈たる「財産権等を保障」するための「租税法律主義」に基づく、国税通則法68条1項の重加算税の「要件」が軽視されることになる。そこに、従来型の民主主義租税制度に基づく申告納税制度の意義等を根拠とする「加算税」等に関する基本的な問題点と考える。

②そこで、その典型的事例の最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決は、「過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することとされている(国税通則法68条1項)。(中略・引用者)。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠べい、仮

装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである⁽¹⁵⁾と、当該条項の「要件」に基づく「法律的構成」に従いながら、今度は、「重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の前記賦課要件が満たされるものと解すべきである⁽¹⁶⁾と、「重加算税制度の趣旨」を前提に、当該条項の基本的な実体法上の、「枠」を超えた解釈を展開されているが、しかし、重加算制度の「趣旨」は、当該条項の「客観的」な法の「枠内」で展開しないと、租税法律主義に拮抗することになる。

したがって、民主納税制度の一環としての申告納税制度は、憲法の「本質」の文脈となる「財産権等の保障」を「内質」することによって、当該国税通則法に基づく重加算税は、「客観的」な「課税要件」に基づいて厳格に解釈すべきものと考ええる。

そこで、宮谷俊胤教授が、「税法の解釈は、原則として文理解釈によるべきであり、拡張解釈や縮小解釈を行うことは好ましくはない。もっとも、文理解釈によって意味内容を明らかにすることが困難な場合は、法文の趣旨・目的に照らして解釈、すなわち目的論的解釈を行わなければならないことは、当然である⁽¹⁷⁾（傍点・引用者）と称されるのは、「客観的」な法の「枠内」で「法文の趣旨・目的」に基づく法解釈を展開しないと、憲法の「本質」の文脈となる「財産権等」を保障するための「租税法律主義」に拮抗する法解釈論に帰結することになる。

そこで、特に、申告納税制度の根拠となる「民主主義」の形成方法は、結局は、多数決論に帰結することになるので、時には、その多数決論は形式化することになる。したがって、憲法の「本質」を「申告納税制度」に「内質」した上で展開しないと、現実の重加算制度の基本的な問題点は是正できないものと考ええる。

したがって、森山文昭弁護士（教授）が、「重加算税の税率は高額であり、納税者にとって打撃は大きい。租税法律主義の立場からは、条文の文言を離れ、安易に適用範囲を拡げるような解釈をすべきでない⁽¹⁸⁾と称されても、民主主義制度の一環としての申告納税制度の保障のために、結局は、既存の加算制度を許容することになる。

そこで、私見は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈となる「財産権等の保障」を「内質」する法理を前提にして、重加算税に関する重要な最高裁判決で展開されている国税通則法68条1項の「要件」に基づく基本的な「法律的構成」等を検討する過程で、当該条項の重要な「要件」の問題となっている「隠ぺい」等の概念の基本的な問題点を提起していきたい。

(4) 最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決のあり方について

①最高裁平成6年1月22日第三小法廷判決で原審の確定した一定の「事実関係」を前提に、「Aは、正確な所得金額を把握し得る会計帳簿類を作成していながら、3年間にわたり極めてわずかな所得金額のみを作為的に記載した申告書を提出し続け、しかも、その後の税務調査に際しても過少の店舗数等を記載した内容虚偽の資料を提出するなどの対応をして、真実の所得金額を隠ぺいする態度、行動をできる限り貫こうとしているのであって、申告当初から、真実の所得金額を隠ぺいする意図を有していたことはもちろん、税務調査があれば、更に隠ぺいのた

めの具体的工作を行うことを予定していたことも明らかといわざるを得ない。以上のような事情からすると、Aは、単に真実に所得金額よりも少ない所得金額を記載した確定申告書であることを認識しながらこれを提出したいというのとどまらず、本件各確定申告時点において、自己申告のため当時帳簿の備え付け等につきこれを義務付ける税法上備え付け等につきこれを義務付ける税法上の規定がなく、真実の所得金額を隠べいしようという確定的な意図の下に、必要に応じ事後的にも隠べいのための具体的工作を行うことも予定しつつ、前記会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出したことが明らかである。したがって、本件確定申告は、単なる過少申告行為にとどまるのではなく、国税通則法68条1項にいう税額等の計算の基礎となる所得の存在を一部隠べいし、その隠べいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるといふべきである(最高裁昭和46年(あ)、1901号同48年3月20日第三小法廷判決・刑集27巻2号138項参照)⁽¹⁹⁾と判示していることは、国税通則法第68条1項の「第65条1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(中略・引用者)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは事実の全部一部を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、(中略・引用者)重加算税を課す」と規定する重要な「文理形態」である、「過少申告」と「隠べい、又は仮装」行為との関係及び、その行為と、それに「基づき」納税申告書を提出したことの関係等に基づいて、当該最高裁判決の国税通則法68条1項の「要件」に基づく「法律的構成」を検討することになるが、私見は、当該条項の「隠べい、又は仮装」等に関する概念のあり方の問題が、当該最高裁判決の短絡的な帰結と考えている。それ故にか、三木義一教授は、「重加算税の成立要件は国税通則法68条によれば、『納税者がその課税標準又は仮装したところに基づき納税申告書を提出』したり、『その隠べいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を法定申告期限までに提出しない』場合に課せられる行政上の制裁である。したがって、この要件を素直に解せば、申告書の提出や不提出とは別個の『隠べい、仮装』行為が存在し、それに基づき提出等がなされたことが必要となろう⁽²⁰⁾と称されているのは、正に、当該条項の「要件」に基づく「法律的構成」を意図する所説である。

そこで、まずは、重加算税が成立するためには、過少申告加算税が課される場合を前提に、申告前に隠べい、又は仮装の行為が存在し、そして、その隠べいし、又は仮装行為と申告の間に「法律的構成」に基づく因果関係を必要とするが、当該最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決は、当該条項の文理形態の重要な要件の一部を適用することで、つまり、当該条項の「隠べい」概念等を基に、「会計帳簿類から明かに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少申告行為にとどまるものではなく、国税通則68条1項にいう税額等の計算の基礎となるべき所得の存在を一部隠べいし、その隠べいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるといふべきである(中略・引用者)。

そうすると、これと異なり、本件各申告行為が殊更の過少申告に当らず、国税通則法68条1項に定める要件を満たされないとした原判決には、同条項の解釈適用を誤った違法があるものといわなければならない⁽²¹⁾と判示していることは(もちろん、一定の理由があるにしても)、当該条項の「客観的」な実体上の「法律的構成」を超えた法解釈と評することができる。それを

当該最高裁判決は、前記のように、「会計帳簿類から明かに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少申告行為にとどまるものでなく」⁽²²⁾と判示しても、前記の当該最高裁判決は、当該条項の基本的な文理形態、つまり、「過少申告」と「隠ぺい、又は仮装」行為との関係及び、その行為と、それに「基づき」納税申告書を提出すべき、「客観的」な実体法上の「法律的構成」を超えた法解釈を行うことで、結局は、当該条項の「隠ぺい」概念を根拠に、当該最高裁は、重加算税を許容したものと考えるが、それは、直ちに租税法律主義の問題に帰結することになる。

したがって、基調的な「最高裁判所判例解説」によると、国税通則法68条1項について、「その要件は、大別して、①過少申告加算税が課される場合であること、②納税者が課税標準等又は税額等の計算等又は税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装すること、③その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出することの三つである」⁽²³⁾と当該条項の「法律的構成」を提起されながら、「本判決の前提としたような諸事情の下で所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出した場合を『殊更の過少申告』と表現するとすれば、本判決は、『殊更の過少申告』と表現するとすれば、本判決は、『殊更の過少申告』の場合には重加算税の賦課要件を満たすとすることによって、故意ある過少申告が直ちに重加算税の対象となるものでないことを明らかにしつつ、帳簿に不正操作を加えていない場合でも、その他の事情から『隠ぺい』に当たり得ることを認めた最高裁判例として重要な意義がある」⁽²⁴⁾と称されているが、そうすると、前段に当該条項の「要件」として提起されたことを、当該最高裁判決の提起する極めて抽象的な「殊更の過少申告」の文脈を基に、国税通則法68条1項の重要な文理形態である「第65条1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合」を前提とすべき「法律的構成」を回避した上で、「帳簿に不正操作を加えていない場合でも、その他の事情から『隠ぺい』に当たり得ることを認めた最高裁判例として重要な意義がある」⁽²⁵⁾と称されることは、結局は、当該条項の重要な要件に基づく「法律的構成」の問題が、「隠ぺい」概念で「対処」されることになり、「租税法律主義」の意義等に拮抗するものとする。

もちろん、納税者の「ばれもと」等に対しては、直に対処しないと課税の不公平観が許容されることになるが、しかし、そのことから、国税通則法第68条1項の重要な要件に基づく「法律的構成」を軽視する法解釈は、結局は、租税法律主義に拮抗するものとする。

(5) 「隠ぺい、又は仮装」概念等の基本的な問題点について

①それが、特に問題となるのは、国税通則法68条1項の「隠ぺい、又は仮装」の概念のあり方の問題となるが、当該最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決の「最高裁判所判例解説」によると、「真実の所得金額を隠ぺいする」意図で、殊更過少の所得金額を記載して申告書を提出した場合、記載しなかった所得金額を隠ぺい、秘匿した結果となる金額を申告したものであるから、前記の意図に基づく行為が全体として『隠ぺい』に当たると解されるならば、『隠ぺいしたところに基づき』納税申告書を提出していたときに当たるということもでき、因果関係を別問題とする必要はない。

さらに、『税額等の計算の基礎となる事実』とは、税額控除項目等税額計算に特有の事実を指すとして(中略・引用者)、『基礎となるべき事実』は、裸の事実を指すという見解もある(中略・引用者)が、文言上そのように限定して解すべき理由はなく、課税標準そのものを隠ぺい又は

仮装した場合に、税額の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい、又は仮装したということは十分可能である⁽²⁶⁾と、国税通則法68条1項の「文理形態」を「隠ぺい、又は仮装」の概念で包括化されることは、当該条項の「要件」と、それに基づく「法的構成」を回避することになり、憲法の「本質」の文脈の「財産権等の保障」に基づく「租税法律主義」の観点に拮抗することになる。

正に、そのことは、当該最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決が、「本件各確定申告は、単なる過少申告行為にとどまるものではなく、国税通則法68条にいう税額等の計算の基礎となるべき所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるといふべきである」と判示した内容を、基本的に写像した「最高裁判所判例解説」と評することができる。その基本的な問題点は、結局、当該国税通則法68条1項の「隠ぺい、又は仮装」概念のあり方の問題に帰結するが、品川芳宣教授は、「不申告行為やつまみ申告行為あるいは虚偽申告行為等が隠ぺい又は仮装行為と認定し得るか否かについては、国税通則法68条の文言にのみ拘泥すべきでなく、同条の立法趣旨、所得税法上の記帳義務制度等を考慮し、それらの行為の前後における事実関係を総合して『隠ぺい・仮装』行為であることを推認して判断されるべきであろう⁽²⁷⁾と、「隠ぺい又は仮装行為と認定しえるか否か⁽²⁸⁾を、国税通則法68の文言にのみ拘泥すべきでなく⁽²⁹⁾と称された上で、「行為の前後における事実関係を総合して『隠ぺい・仮装』行為であることを推認して判断される⁽³⁰⁾と称されているのは、例え、「不申告行為やつまみ申告行為あるいは虚偽申告行為等⁽³¹⁾」に対処するためであっても、果たして、当該条項の重要な「要件」に基づく「法的構成」を軽視することは、租税法律主義に基づく、同教授の法解釈のあり方が問われることになる。また、そのことは、特に当該条項の「隠ぺい、又は仮装」概念のあり方の問題に帰結する。

②そこで、その問題を意図されたのか、「国税通則法則法精解」によると、「隠ぺい、仮装」のあり方について、「真実の隠ぺいは、二重帳簿の作成、売上除外、架空仕入若しくは架空経費の計上、たな御資産の一部除外によるものをその典型的なものとする。事実の仮装は、取引上の他人名義の使用、虚偽答弁等をその典型的なものとする(中略・引用者)。いずれも、行為が客観的にみて隠ぺい又は仮装と判断されるのであればたり、納税者の故意の立証まで要求しているものでない⁽³²⁾と「事実の隠ぺい」及び「事実の仮装」を「行為が客観的にみて隠ぺい又は仮装と判断される⁽³³⁾と称されるのは、その「隠ぺい」及び「仮装」のあり方を「文理的」に明確化する意図と評価できる。

ところが、その「隠ぺい」に関する基調的な所説である金子宏名誉教授は、「事実の隠ぺいとは、売上除外、証拠書類の破棄等、課税要件に該当する事実の全部または一部をかくすこと⁽³⁴⁾と称されるのは、基本的にその「要件」のあり方を「客観的」に明確にしなければ、その「事実」論(一定の「枠」があるが)は、ほとんど「隠ぺい」の「課税要件」に該当することになる。

したがって、その「事実」に基づく「隠ぺい」論は、実体法上の「枠」のない裸の「課税要件」の問題に帰結することになる。換言すると、その「事実」に基づく「隠ぺい」概念は、実体法上の「枠」の定かでない、あらゆる事象を対象化する不確定概念的となり、それは、直ちに憲法の「本質」の文脈となる「財産権等の保障」の「手段」となる租税法律主義に拮抗することになるが、前記最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決は、結局、「隠ぺい」概念を基に、「本件各確定申告は、単なる過少申告行為にとどまるものではなく、国税通則法68条1項にいう税額等の計算の基礎となるべき所得の存在⁽³⁵⁾を、正に包括化するように、その「所得の存在を一部隠ぺいし、そ

の隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当るべきである」⁽³⁶⁾と判示していることは、結局、当該条項の「隠ぺい」概念のあり方の問題に帰結する「事例」と考える。

(6) 不確定概念と「隠ぺい」等のあり方について

①藤曲武美税理士は、「不確定概念とは、租税法に使用されている抽象的、多義的な概念をいう(中略・引用者)『不当に減少』(所法157ほか)、『不相当に高額』(法34①、36)、『正当な理由』(通法65④ほか)、(中略・引用者)などが典型的である」⁽³⁷⁾と称された上で、不確定概念の特徴として、「抽象的」「社会通念」「多義性」⁽³⁸⁾を提起されている。そして、「税法で使われている文言の多義性や不確定性だけに着目すれば、種々の場合が考えられる。(中略・引用者)重加算税の『隠ぺい、又は仮装し』(通法68①)などのようにその文言自体に納税者等の内心にかかわることが含まれている場合は、適用に当たって不確定化しやすい」⁽³⁹⁾と傾聴すべき所説を展開されているが、私見は、「事実」に基づく「隠ぺい性」に不確定性を問題にすべきものとする。

もちろん、前記に提起される「『不当に減少』(所法157ほか)、『不相当に高額』(法34①、36)『正当な理由』(通法65④ほか)」⁽⁴⁰⁾は、極めて「抽象的」な概念であることから、その概念自体の意味を明確にしないで適用すれば、直ちに「法の予測可能性」の観点から租税法律主義に反することになる。正に「典型的」な不確定概念である。

そこで、特に問題となっている国税通則法65条4項の「正当な理由」は、極めて抽象的な概念であることから、その概念自体を明確にしない限り、租税法律主義に拮抗することになる。仮に「多義性」を内包していたとしても、その「正当な理由」は、極めて「抽象的」な概念であるので、その「多義性」は、法の予測可能性に拮抗することになる。

それ故に、最高裁平成18年4月25日第三小法廷判決は、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」について、「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に当る」⁽⁴¹⁾場合と定義化しているが、しかし、その定義の重要な要素である、「真」とか、「客観的」とか、「不当」の意味は、「一義的」でないことから、「正当な理由」の不確定概念性を克服するに至っていないのは、結局、その「正当な理由」が、極めて「抽象的」な概念故にと考える。

②ところが、国税通則法68条1項の「隠ぺい」等の概念は、確かに多義性の概念であるが、前記の典型的な不確定の概念と異なり、その「隠ぺい」概念自体は抽象的でない故に、絞りをかけなくて、当該条項の「隠ぺい」を「一般命題」として、「客体」となる具体的な事実に対して、直ちに適用できる概念である、その概念の捉え方によっては、当該最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決で検討したように、当該条項の「隠ぺい」のあり方は、当該最高裁判決の基本的な問題点を、実質的に「包括化」することになり、その実体法上の「枠」を明確化しないと、品川芳宣教授が、国税通則法68条について、総括的に提起されているところの、「不申告行為やつまり申告行為あるいは虚偽申告行為等が隠ぺい又は仮装行為と認定し得るか否かについては、国税通則法68条の文言にのみ拘泥すべきでなく、同条の立法趣旨、所得税法上の記帳義務制度等を考慮し、それらの行為の前後における事実関係を総合して『隠ぺい・仮装』行為であることを推認して判断されるべきであろう」⁽⁴²⁾と称される問題に帰結することになる。そのことを前提にすると、国税通則法68条1項の「隠ぺい」概念は、一義的でない「多義的」な概念であるので、結果的には「抽象概念」と同様な問題点を内包化することになり、結局は、租税法律主義に拮抗

することになる。

(7) 最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決のあり方について

①そこで、最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決は、前記最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決と異なり、国税通則法68条1項の要件に基づく「法律的構成」の観点を一応は意図されたのか「過少申告をした納税者が、その国税の課税標準又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部その納税者に対して重加算税を課することとされている(国税通則法68条1項)。この重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠べいに、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠べい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠べい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである⁽⁴³⁾と判示しているのは、当該条項を租税法律主義の観点から解釈しようとしているようだが、しかし、当該最高裁判決は、「原審がその前提として適法に確定した事実関係」⁽⁴⁴⁾を基に、つまり、「上告人は、顧問税理士や証券会社の担当者から注意を受けていたので、株式等の売買による所得があった場合の課税要件を十分に知っており、また(中略・引用者)売買による所得の額について、昭和60年が2,000万ないし3,000万円、同61年が1億くらい、同62年が1億円余りと認識していた。しかし、上告人は、前記売買による所得を雑所得として申告し、納税するつもりが、その計算すらしていなかった。そして、上告人は、前記年分の確定申告書の作成を顧問税理士に依頼した際に、その都度、上告人が株式等の売買をしていることを知っていた同税理士から、株式の取引による所得について質問を受け、資料の提示を求められたにもかかわらず、確定的な脱税の意思に基づいて、同税理士に対し、課税要件を満たす所得はない旨を答え、他の所得に関する資料を交付しながら、株式等の取引に関する資料を全く示さなかった」⁽⁴⁵⁾ことを基に、「重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の右賦課要件が満たされるものと解すべきである」⁽⁴⁶⁾と判示していることは、確かに、「申告納税制度」の意義等の観点においては、一応は許容できよう。しかし、そのことから、当該最高裁判決が、あえて、重加算税の「要件」を「過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することとされている(国税通則法68条1項)」⁽⁴⁷⁾と、当該条項の要件の法律的構成を意図して判示したことと、符合するのであろうか、結局は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」の観点から形成される「租税法律主義」に拮抗するのではないだろうか。

それ故に、租税法律主義の重要な内容について、学説上、「刑法における罪刑法定主義と類似する原則で、課税の作用は国民の財産権への侵害である」⁽⁴⁸⁾とか、「課税の作用は国民の財産

権への侵害であるから、(中略・引用者)刑法における罪刑法定主義になぞられてつくられた⁽⁴⁹⁾と、基本的人権の問題と租税法定主義を相関されることは、現在の重加算税の意義の「背景」にある「手段」としての、民主主義的租税観を憲法の「本質」の観点から再考させることになる。

したがって、北野弘久名誉教授は、「納税者・国民の人権」⁽⁵⁰⁾的な観点から、「特に『重加算税』(国税通則法68条)が課されるかについて、「法の規定は不明確である」⁽⁵¹⁾と称された上で、「法律において課税行為を類型化し、各類型ごとに課税要件を明確に規定・整備する。手続的において被処分者(納税者)に事前に弁明・聴聞の手続を保障する」⁽⁵²⁾と称されるのは、山下清兵衛弁護士(教授)が、「租税法において、手続の小解怠が納税者の権利に影響することが多く、これと租税実体法要件との関係を明確にする必要性がある」⁽⁵³⁾と提起される問題に帰結することになる。

(8) 重加算税と違脱犯の基本的な問題点

上記のように、我が国の重加算税について、基調的な学説によると、「重加算税の賦課は非常に重く処罰的色彩が強い」⁽⁵⁴⁾とか、「重加算税の税率は高額であり、納税者にとって打撃は大きい」⁽⁵⁵⁾等と評されている。その上、学説上、「加算税のうち、とくに重加算税の賦課については、違脱犯との関係で、最高裁が、両者は制裁としての趣旨・性質を異にするから憲法39条二重処罰の禁止の原則に反しないと言明しているが(最判昭45・9・11刑集24巻10号1333頁)、依然として、実質的観点から二重処罰の疑いが残る。その理由を整理すると、つぎのとおりである。①『事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし、又は仮装したところに基づいて納税の義務を適正に履行しないとき』という重加算税の要件と、『偽りその他不正の行為』により租税を免れまたは租税の還付をなけるという違脱犯の構成要件とが酷似している。②重加算税による負担は、いわゆる不履行税額の35%ないし40%とされており、金銭的制裁として相当重い。③違脱に対する刑罰としては懲役と罰金の併科規定、ならびに、いわゆるストライド制が規定されている。なお、有罪判決のほとんどは罰金刑であるから、重加算税と罰金刑があわせて執行された場合には、納税者の金銭負担は過酷なものになる。」⁽⁵⁶⁾と称されている。

そこで、リーディング・ケース⁽⁵⁷⁾と評される最高裁昭和33年4月30日大法廷判決によると、「法人税(中略)43条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであって、これを課することが申告納税を怠ったものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐偽その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法48条1項および51条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法48条1項の違脱犯に対する刑罰が『詐偽その他不正の行為により云々』の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法43条の追徴税は、原に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の己むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられものであり、これによって、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以って納税の実を挙げんとする趣旨に出た行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せられるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。」⁽⁵⁸⁾と判示している。

そこで、松尾浩也名誉教授は、「本件のような追徴税と罰金との併科が、憲法39条に反しない理由を説得的に判示し得ているかには疑問がある。しかし、裁判所の立場で考えれば、①申告納税制度の定着のための追徴税と、悪質な脱税事犯を抑制するための刑罰とはともに必要であること。②憲法39条と同旨の規定を持つアメリカ合衆国で併科が容認されていること、③追徴税と通脱罪との構成要件はかなり差異を持つことなどを理由とすることができよう」⁽⁵⁹⁾と評されている。

その後、最高裁昭和45年9月11日第二小法廷判決は、重加算税について、「所得は、重加算税のほかに刑罰を科することは、憲法39条に違反する旨主張する。

しかし、国税通則法68条に規定する重加算税は、同法65条ないし67条に規定する各種の加算を課すべき納税義務違反が課税要件事実を隠ぺいし、または仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の行政手続により違反者に課せられるもので、これによってかかる方法による納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものと解すべきであって、それゆえ、同一の租税通脱行為について重加算税のほかに刑罰を科しても憲法39条に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判決の趣旨とするところである（昭和33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁参照。なお、昭和36年7月6日第一小法廷判決・刑集15巻7号1054参照。）。そして、現在これを変更すべきものとは認められないから、所論は、操ることができない。」⁽⁶⁰⁾と判示した上で、当該最高裁は、「所論は、昭和40年法律33号による改正前の所得税69条に規定されている罰金刑は、甚だ高額であるが、別に重加算税が課せられるとなれば、両者の額を合算すれば、被告人は著しく過大な金額を国家に納付することになるから、上記69条は、刑罰は公正な刑罰であることを要求する憲法31条に違反する旨主張する。

しかし、憲法31条が所論のごとき事項を保障する規定であるかどうかは別にして、上記のごとく、罰金と重加算税とは、その趣旨、性質を異にするものであり、そして、所論改正前の所得税69条の罰金刑は、同条にその寡額の定めがなく、情状により比較的軽く量定されることもありうるのであるから、同条の罰金刑の規定自体が著しく重いということとはできない。それゆえ、違憲の論旨は、前提を欠き、刑訴法405条の上告理由にあたらぬ。」⁽⁶¹⁾と判示しているが、結局は、上記の最高裁昭和33年4月30日大法廷判決を前提に、国税通則法68条に規定する重加算税は、「納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政条の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものと解すべき」⁽⁶²⁾と判示している。しかし、その根拠となると、極めて「抽象的」なものと評することができる。

したがって、いかなる理由で、国税通則法68条に規定する重加算税が、「反社会性ないし反道徳性に着目」⁽⁶³⁾する「刑罰とは趣旨、性質を異にする」⁽⁶⁴⁾のであろうか。

周知のように、その「反社会性」「反道徳性」の概念は、「抽象的」な概念である故に、それは「一義的」な概念ではなく、「多義的」な概念であることから、それらの意味を具体的に明確にしないと、重加算税と租税刑罰の併科は、憲法39条の「二重処罰」の問題に帰結することになる。

したがって、上記所説が、「重加算税と罰金刑があわせて執行された場合には、納税者の金銭負担は過酷なものになる。」⁽⁶⁵⁾と称されることを、基本的には許容すべきことになる。

(9) おわりに

前記のように、拙稿は、主に国税通則法に基づく「重加算税」等のあり方の基本的な問題点を、最高裁判決及び基調的な諸学説等を基に検討してきたが、前記のように、加算税の問題は、従来型の意義である民主的納税制度に基づく「申告納税制度」のあり方に起因する。つまり、民主的納税制度は、結局、多数決論に帰結するもので、時は、その「手段性」で憲法の「本質」拮抗することにもなる。

したがって、拙稿は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「内質」する「法の支配」の法理の基で、国税通則法に基づく重加算税を「謙抑性」の観点から、一定の最高裁判決及び諸学説を検討することによって、国税通則法68条1項の「要件」と、それに基づく「法律的構成」のあり方を租税法律主義の観点から厳格に適用すべきこと提起している。

注

(1) 山田二郎『税法講義(第2版)』信山社、2001年、300頁。

(2) 森山文昭『隠ぺい・仮装』中村芳昭・三木義一編『租税法』法な書院、2007年、193頁。

(3) 伊藤正己『憲法』弘文堂、1982年、177頁。

(4) ハンス・ケンゼン著・清宮四郎訳『一般国家学』岩波書店、1975年、415～416頁。

私見の「個人の尊厳の保障」に基づく憲法の「本質論」は、もちろん、従来型の基本的な法体系である「法段階構造」(憲法→法律→命令等)を前提として展開しているが、それは、単に、その「法段階構造」を形式的、または、根本規範を仮定的に展開するのではなく、憲法の「本質」が「法段階構造」に「内質」されることによって、その「本質」が実体法上において普遍化することになる。

したがって、憲法学者の高橋和之教授が、「法段階構造」の観点から、「上位規範の『執行』は、下位規範との関係ではその根拠をなす、つまり、授權を行う『法定位』であり法創造を含意するのである」(高橋和之「現代立憲主義の制度構想」)有斐閣、2006年、12頁)と称される、法定位の「法創造」(同上書、12頁)は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の「枠内」で許容すべきことになる。

(5) 清宮四郎『憲法 I (第3版)』有斐閣、1981年、33頁。

(6) 芦部信喜・高橋和之(補訂)『憲法(第3版)』岩波書店、2002年、10頁。

(7) 清宮四郎、前掲注(5)、33頁。

(8) 同上書、33頁。

(9) 芦部信喜・高橋和之(補訂)、前掲注(6)頁。

(10) 伊藤正己、前掲注(3)、177頁。

(11) 伊藤幸治名誉教授は個人の尊重を「人間の自律性を尊重」(佐藤幸治『日本国憲法と法の支配』有斐閣、2002年、26頁)と称されているが、しかし、その「人間の自律性」を具体的に明確にしないと、極めて人間を「価値的」に捉えることになる。

小林直樹名誉教授は、憲法の基本原理について、「『人間の尊厳』を中心にした民主・平和の原理を眺めながら下部からの諸制度原理を組み合わせたものとして捉えることが妥当であろう」(小林直樹『憲法学の基本問題』有斐閣、2002年、159頁)と称されているのも、その「人間の尊厳」のあり方を明確にされないと、結局は、そのあり方は形而上化することになる。

(12) 金子宏『租税法(第12版)』弘文堂、2007、578頁。

(13) 同上書、584頁。

(14) 同上書、578頁。ところが、学説上、「形式的・多数決主義的な民主主義観においては、既存の制度枠組みの中で、多数による決定が行われるかどうかに関心があり、その決定に至るまでの過程はまったく問われない。そこは、民意と国政への反映をいかにして実質化するかといった視点は存在せず、ある特定の政治制度と政治的文脈の中で与えられた〈数〉を絶対視し、決定時点での民意がどこにあるかを考慮せずして、多数決が強行される。そして、いったん多数決強行される。そして、いったん多数決による『決定』さえなされてしまえば、あとはその『民主的決定』を楯に、有無を言わさぬ『決定』への服従が求められることになる。」(木下智央・本秀紀「民主的自己統治の可能性と民主主義理論」民主主義科学協会法律部会編部会編『改憲・改革と法』(法律時報増刊)日本評論社、2008年、308頁。)と称されるように、民主主義論は、時に形式的・多数決主義に陥り、既存の制度を過度に保全することになる。

(15) 最高判平成7・4・28民集49巻4号1196-1197頁。

(16) 最高判平成7・4・28民集49巻4号1197頁。

(17) 宮谷俊胤「税法の解釈と適用」金子宏・清水敬次・宮谷俊胤・畠山武道『税法入門(第6版)』有斐閣、2008年、54頁。団藤重光名誉教授は、「法律の目的は、当の法律に内在するとみとめられる目的でなければならない。」(国藤重光『法学入門』筑摩書房、1981年、309頁)と称されている。法社会学者の渡辺洋三名誉教授は、「公法領域においては、目的論的解釈を安易に導入することは、たやすく法を行政目的に屈伏せしめ、行政目的が法によって導かれるのではなく、逆に法が行政目的によって左右されるという事態を見るに至る」(渡辺洋三『法社会学と法解釈学』岩波書店、1980年、50頁)と、公法領域における、目的論的解釈のあり方の提起は、基本的に傾聴すべきものとする。

(18) 森山文昭、前掲注(2)、177頁。

(19) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1383-1384頁。

(20) 三木一義「いわゆる『つまみ申告』と重加算税の賦課要件」『判例時報』443号、2006年、175頁。

(21) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1384頁。

(22) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1384頁。

(23) 川神裕「最高裁判例解説『法曹時報』49巻1号、175頁。

(24) 同上論文、188頁。

(25) 同上論文、175頁。

(26) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1384頁。

(27) 品川芳宣『附帯税の事例研究』財経詳報社、2002年、359-360頁。

(28) 同上書、359頁。

(29) 同上書、359頁。

(30) 同上書、359頁。

(31) 同上書、359頁。

(32) 志場喜徳郎他共編『国税通則法精解』大蔵財務協会、2007年、585頁。

(33) 同上書、688-689頁。

- (34) 金子宏、前掲注(17)、585頁。
- (35) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1384頁。
- (36) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1384頁。
- (37) 藤曲武美「不確定概念と租税法律主義」山本守之・守之会『税法上の不確定概念(第2版)』中央経済社、2004年、29頁。
- (38) 同上書、29頁。
- (39) 同上書、30頁。
- (40) 同上書、29頁。
- (41) 最高判平成18・4・25民集60巻4号、1741頁。
- (42) 品川芳宣、前掲注(28)、2002年、359-360頁。
- (43) 最高判平成7・4・28民集49巻4号1196-1197頁。
- (44) 最高判平成7・4・28民集49巻4号1195頁。
- (45) 最高判平成7・4・28民集49巻4号1196頁。酒井克彦教授は、「申告書作成を行う税理士に対して真実を伝えなかったという点を隠ぺい行為とみることとは可能であろう。」(酒井克彦「税理士に対する納税者の虚偽答弁と重加算税の賦課」『税務弘報』54巻14号、2006年、94頁)と称されているが、そうすると、税理士の「代理人」としてあり方が問われることになる。
- (46) 最高判平成7・4・28民集49巻4号1197頁。第一審判決の「争点」における「原告の主張」によると、「租税法の規定は、憲法30条、84条に由来する租税法律主義の趣旨からして厳格に正しく解釈されるべきであるところ、法68条1項は、重加算税の賦課要件を過少申告加算税等の規定に該当する場合において、課税標準等の計算の基礎となるべき事実の隠ぺい又は仮装(中略・引用者)を要件としており、上記にいう事実とは文理上事業所得金額を計算するための基礎資料となる事実、例えば、架空又は仮名義で取引することなどと解するのが自然であるから、単に所得金額を確定申告書に記載しなかったことをもって隠ぺい行為等ということとはできない。」(最高判平成7・4・28民集49巻4号1263頁)と主張しているのが、国税通則法68条1項の「要件」に関する基本的な考え方と評することができる。
- (47) 最高判平成7・4・28民集49巻4号1196頁。
- (48) 青木文「課税要件の意義-租税立法と司法判断のあり方-(上)」『税務事例』39巻9号、2007年、37頁。
- (49) 菅原万里子「租税法律主義と合法性の原則・所得分類」山田二郎編集代表『租税法講義』民事法研究会、2006年、297頁。
- (50) 北野弘久『税法学原論(第6版)』青林書院、2007年、509頁。
- (51) 同上書、509頁。
- (52) 同上書、509頁。
- 朝倉洋子税理士は、立証責任の観点からか、「課税庁の側から、役員退職給与に係る諸資料を公表し、『不相当に高額』の基準を公開」(朝倉洋子「役員退職給与の『不相当に高額』」山本守之・守之会『税法上の不確定概念』中央経済社、2004年、136頁)に関して、傾聴すべき所説を展開されている。
- (53) 山下清兵衛「租税法律主義と行政処分」山田二郎編集代表『租税法講義』民事法研究会、2006年、94頁。

- (54) 山田二郎、前掲注(1)、300頁。
- (55) 森山文昭、前掲注(2)、193頁。
- (56) 船山泰範「租税制裁法」『現代税法講義(第5訂版)』法律文化社、2009年、413頁。
- (57) 松尾浩也「罰金と重加算税の併科(課)の合憲性」金子宏・水野忠恒・中里実『租税制例百選(第3版)』「ジュリスト(別冊)」120号、1992年、215頁。
- (58) 最高大法廷昭和33・4・30民集12巻6号313頁。
- (59) 松尾浩也、前掲注(57)、215頁。
- (60) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336-1337頁。
- (61) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1337頁。
- (62) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336頁。
- (63) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336頁。
- (64) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336頁。
- (65) 船山泰範、前掲注(56)、413頁。

佐藤英明教授は、「租税通脱罪の保護法巻は租税債権という国家の財産権であり、それを偽りその他不正な行為によって侵害する点で、租税通脱罪は詐欺罪と類似の性格を持つ犯罪である」(佐藤英明『脱税と制裁』弘文堂、2002年、339頁)と称された上で、「通脱罪を財産犯の一種と考えるなら、その反倫性は明らかである。このような考察は、直接に通脱罪を自然犯として位置づけることを可能にするからである。そしてさらに、詐欺利得罪との罪質の類似性から考えて通脱罪の処罰に実刑を用いることも、原則的には是認されるものと考えてよいであろう」(同上書、339頁)と称されているが、はたして、通脱罪を「自然犯」として位置づけることができるのであろうか。その上、同教授が、「重加算税が金銭的制裁として働き、かつ、その賦課には裁量の余地がないのに対し、通脱罪処罰は自由刑の中心とし、最終的には検察官の起訴裁量に負う、裁量の余地の広い運用が可能であることを考え合わせると、刑事罰が適用される事案は、単に重加算税の対象となるにとどまる一般の脱税行為よりも高い『悪質性』を有する事案であるべきだ、ということになろう。」(佐藤英明「行政罰と刑事罰を分けるもの」『税』51巻12号、1996年、30-31頁)と称されているが、しかし、「悪質性」の内容を具体的に明確にしないと、結局、そのあり方は形而上化することになる。